

高機能消防指令センター全部更新事業

調達仕様書

令和 7 年 4 月

富士市・富士宮市消防通信指令事務協議会

目 次

第1章	総則	1
第1	調達件名	1
第2	調達の背景	1
第3	調達目的及び調達の期待する効果	1
第4	用語の定義	1
第5	契約期間	2
第6	契約の範囲	2
第7	諸経費の負担について	2
第8	官公庁等への手続き	2
第2章	本システムに求める共通要件	4
第1	基本事項	4
第2	一般規程	4
第3	電気通信事業者回線について	4
第4	既設機器の取扱い	5
第5	使用地図データ	6
第6	標準インタフェース仕様の活用	6
第3章	非機能要件	7
第1	前提条件	7
第2	信頼性要件	7
第3	使用性・効率性要件	8
第4	拡張性要件	8
第5	設置性要件	8
第6	経済性要件	9
第7	セキュリティ要件	9
第8	データ入力及び取扱い等	10
第4章	システム個別要求仕様	12
第1	指令装置	12
第1-1	指令台	12
第1-2	自動出動指定装置	20
第1-3	地図等検索装置	32
第1-4	多目的情報端末	38
第1-5	受付補助装置	39
第1-6	長時間録音装置	40
第1-7	非常用指令設備	41
第1-8	指令制御装置	41
第1-9	119番補助受付電話	42
第1-10	携帯電話・IP電話受信転送装置	43
第1-11	プリンタ	43
第1-12	スキャナ	43
第1-13	署所端末装置	43

第 1-14	無線受令機(指令系)	44
第 1-15	データメンテナンス装置	44
第 2	指揮台兼無線統制台	46
第 3	表示盤	46
第 3-1	車両運用表示盤	46
第 3-2	支援情報表示盤	47
第 3-3	多目的情報表示盤	47
第 3-4	補助表示盤	48
第 3-5	119 番着信表示盤	48
第 3-6	映像制御装置	48
第 4	指令伝送装置	49
第 4-1	指令情報送信装置	49
第 4-2	指令情報出力装置	50
第 4-3	プリンタ	51
第 5	気象情報収集装置	51
第 6	災害状況等自動案内装置	52
第 7	順次指令装置	53
第 8	音声合成装置	53
第 9	出動車両運用管理装置	54
第 9-1	管理装置	54
第 9-2	車両運用端末装置Ⅲ型	55
第 10	システム監視装置	60
第 11	電源装置	61
第 11-1	無停電電源装置(指令センター用)	61
第 11-2	無停電電源装置(署所用)	61
第 11-3	無停電電源装置(無線用)	61
第 11-4	直流電源装置(48V 系)	62
第 11-5	非常用発動発電機(基地局用)(据置型)	62
第 12	統合型位置情報通知装置	63
第 13	消防用高所監視装置	64
第 13-1	高所監視カメラ	64
第 13-2	操作 PC	65
第 14	経路検索装置	65
第 15	消防ネットワーク機器	66
第 16	セキュリティ装置	67
第 17	放送設備	68
第 17-1	放送設備(センター用)	68
第 17-2	放送設備(署所用)	68
第 18	避雷設備	69
第 18-1	避雷設備(センター用)	69
第 18-2	避雷設備(署所用)	69
第 19	災害時要援護者通報対応装置	69
第 19-1	FAX119 受信装置	69

第 19-2	NET119 受信装置	70
第 19-3	映像通報装置	70
第 20	拡張台	70
第 21	指揮支援システム	70
第 21-1	指揮支援タブレット	70
第 21-2	モバイルプリンタ	72
第 22	災害情報共有システム	72
第 22-1	災害情報共有システム	72
第 22-2	プリンタ	74
第 22-3	クライアント端末	75
第 23	電話設備	75
第 23-1	電話交換設備	75
第 23-2	多機能電話機	75
第 24	本部・署所情報表示盤	76
第 24-1	署所情報表示盤(40 型程度液晶)	76
第 24-2	本部・署所情報表示盤(55 型程度液晶)	76
第 24-3	本部・署所情報表示盤(60 型程度液晶)	76
第 24-4	本部・署所情報表示盤(70 型程度液晶)	76
第 24-5	映像制御装置	76
第 25	メール指令設備	77
第 26	支援情報(OA)システム	78
第 26-1	支援情報(OA)システム	78
第 26-2	支援情報端末	86
第 27	救急タブレットシステム	86
第 27-1	救急タブレット	86
第 27-2	モバイルプリンタ	87
第 28	防災情報共有システム	87
第 28-1	防災情報共有システム	87
第 28-2	デスクトップ端末	87
第 28-3	ノート型端末	87
第 28-4	モノクロプリンタ	88
第 29	消防指令センターサポート室設備	88
第 30	署所指令装置	88
第 30-1	署所指令装置	88
第 30-2	プリンタ	89
第 31	防災行政無線集中制御装置	89
第 32	LASCOM 映像配信	89
第 33	駆け付け通報装置	90
第 34	署所監視装置	90
第 35	入室管理装置	90
第 36	情報収集用 PC	91
第 37	指令員呼び出し装置	91
第 38	MDF	91

第 39	無線回線制御装置	92
第 40	管理監視制御卓	92
第 41	遠隔制御装置	93
第 42	基地局無線装置	94
第 43	空中線共用器	95
第 44	空中線（基地局用）	95
第 45	卓上型半固定無線装置	95
第 46	卓上型受令機	96
第 47	無線ネットワーク機器	96
第 47-1	ネットワーク装置	97
第 47-2	多重無線ネットワーク装置	97
第 48	車載型移動局無線装置	97
第 49	携帯型移動局無線装置	98
第 50	車載型受令機	99
第 51	付属品・予備品・調度品等	99
第 52	津波監視カメラ受信装置との連携	100
第 53	通信指令システム、消防救急デジタル無線システム連携	100
第 54	既設静岡県デジタル防災無線ネットワーク接続改修	100
第 5 章	作業実施条件	101
第 1	作業の着手	101
第 2	プロジェクト管理	101
第 3	詳細設計	102
第 4	検査等	103
第 5	進捗管理	106
第 6	システムの運用切替	106
第 7	研修	107
第 8	提出書類	107
第 9	据付・調整条件	109
第 10	設備の設置場所	116
第 11	個人情報保護	116
第 12	法令等の遵守	117
第 6 章	契約不適合責任対応条件	119
第 1	基本事項	119
第 2	技術員の派遣	119
第 3	契約不適合責任対応	119
第 4	対応期間	120

第1章 総則

第1 調達件名

高機能消防指令センター全部更新事業

第2 調達の背景

富士市消防本部及び富士宮市消防本部では、消防の中核機能を担う通信指令システム及び消防救急デジタル無線システムを平成27年度より、共同指令センター方式の富士市・富士宮市消防指令センターにて行っている。現在、運用開始から約9年が経過し、機器の老朽化及び交換部品の調達が困難になりつつあり、重大な障害の発生及び障害の復旧に係る時間の増大が懸念されている。

以上から老朽化した通信指令システム及び消防救急デジタル無線システムの機器全体を更新し、近年災害が複雑化、多様化する中で、これまで以上に高度かつ迅速な災害対応をし、消防力の強化を図ることが必要である。

第3 調達目的及び調達の期待する効果

富士市・富士宮市消防指令センターは、開所から共同運用しており、通信指令システム及び消防救急デジタル無線システムにおける技術のほか、共同運用に係る技術についても改良が必要であり、通信指令業務を遂行する上で、より有益な技術を導入していく必要がある。本調達では、現在のICT技術の高度化やICTを取り巻く環境変化を踏まえ、更なる通信指令業務効率の向上と安定運用を実現する通信指令システム及び消防救急デジタル無線システムを構築及び導入することにより、通信指令業務を迅速かつ適切に実行することで、住民の生命・身体・財産を保護することを目的とする。

第4 用語の定義

本調達仕様書で使用する用語の定義は、下表に定めるところによる。

表「用語の定義」

No.	用語	定義
1	本業務	「高機能消防指令センター全部更新事業」をいう
2	調達仕様書	本書、別紙及び別冊の全てをいう
3	設計図書類	調達仕様書、設計書(見積内訳書)、提案書及び付帯する図書類をいう
4	発注者	契約事務を代表して行う富士市をいう
5	協議会	本業務を実施する富士市・富士宮市消防通信指令事務協議会をいう
6	受注者	本業務に係る機器の製造、設置作業及び調整等を行う本業務の受注者
7	指令センター設備	富士市・富士宮市消防指令センターに係るシステム、装置及び機器等一式をいう
8	消防救急デジタル無線システム	消防隊等が消防施設との間及び消防隊間で直接的または間接的に用いる無線システム装置、機器等一式をいう
9	本システム	指令センター設備及び消防救急デジタル無線システ

No.	用語	定義
		ムをいう
10	指令センター	富士市消防本部及び富士宮市消防本部が共同で通信指令業務を行う指令室及びその付帯設備をいう
11	各消防本部	富士市消防本部及び富士宮市消防本部をいう
12	署所	消防署及び分署をいう
13	関係市	富士市及び富士宮市をいう
14	指令員	指令センターにおいて通信指令業務を行う消防職員をいう
15	一式	システムを動作させるための装置類(仕様書に明記されていないものを含む)をいう
16	基地局	無線基地局設備をいう
17	関連施設	関係市の市役所をいう
18	監督職員	本業務の受注者に対して、本業務の状況等を管理・監督するために発注者が指定した代表職員をいう
19	監理者	別途契約を締結する本業務の構築監理業務委託の受注者をいう

第5 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。

第6 契約の範囲

受注者は、本調達仕様書に基づき、業務計画書の作成、必要なシステムの設計・製作、運搬、据付、各種データ入力・移行、試験調整、協議会の職員への技術指導、システム構築及び運用に必要なドキュメントの作成、システムの運用支援及び保守、業務の管理、その他必要な作業を行うとともに本業務の完了に必要な官公庁等への諸手続から検収に至る一切の作業を行うものとする。

第7 諸経費の負担について

- 1 本システムの設置及び据付調整に係る光熱費は、次のとおりとする。
富士市消防防災庁舎内で実施する本事業に係る電気使用料は仮設メータを設置し受注者にて負担すること。なお、精算方法等は協議会と協議すること。
- 2 受注者は、令和9年3月31日までの本システムを構成する各装置に要するソフトウェア料等の費用を負担するものとする。
- 3 受注者は、本システムに要する地図を買取りで調達すること。
- 4 受注者は、令和9年3月31日までの本システムを構築する上で必要となる各種サービスの利用に係る費用を負担するものとする。
- 5 回線等の契約を変更する場合で、現行システム側の契約を解除するにあたり、違約金等が発生する場合は、受注者の負担とする。
- 6 受注者は、119番回線切替から本運用開始までの間に生じた故障・障害等への対応費用を負担するものとする。

第8 官公庁等への手続き

- 1 受注者は、官公庁、通信事業者等に対して、必要な申請、計画、通知等の手続を行い、許

可、認可等を受けるものとし、当該手続きに係る費用を負担するものとする。

なお、官公庁との交渉を要するときまたは官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を協議会に申し出て協議するものとする。

- 2 本業務期間中に協議会が行う無線局免許に関する一切の申請及び検査等の事務の支援を行うこと。

なお、電波法関係手数料令に基づく新規申請及び変更申請に係る申請手数料及び検査手数料は、受注者の負担とする。

第2章 本システムに求める共通要件

第1 基本事項

本システムは、「住民の生命、身体及び財産を災害から守る」という消防の目的を達成するため、通信指令業務を迅速かつ確実に遂行できるシステムとする。

第2 一般規程

1 本システムの条件

最新の情報通信技術及び情報処理技術を導入し、かつ長年の業務改善の成果による現行設備における業務運用を損なうことがないように、本システムを構築するものとし、次のことを十分に考慮した上で履行すること。

(1) 機器・製品の提供について

本調達仕様書に掲げる設備の構成、機能、性能等に関する全ての事項は、最低仕様であり受注者は厳守すること。

本システムに係る装置、機器、電子機器（ハードウェア、ソフトウェア等）及びその付帯設備は、本業務履行時における最新のものとし、本調達仕様書に掲げる機能及び性能と同等以上であること。

(2) データメンテナンスの容易性

指令装置における地図情報等の追加、削除、出動計画の変更等、基本的なデータの変更は、ソフトウェアの変更を伴うことなく職員が容易な操作で行え、その入力情報も容易に確認できること。

(3) 情報共有体制の強化

指令センター、署所、災害現場における出動隊等との間において、迅速かつ円滑に情報共有を行うことができること。

(4) データの有効活用

既設消防通信指令設備等、協議会が保持するデータ（以下「既存データ」という。）は、本システムに移行し有効活用すること。

(5) 保有データの有効活用

本システムが保有するデータをCSV形式等の汎用データ形式で出力できること。なお、出力対象データについては別途協議により決定するものとする。

2 本システムの規格

(1) 信頼性、運用性及び保守性に優れたものであること。

(2) 堅ろうにして長期間の使用に耐えうる構造であり、人体に危険を及ぼさないよう安全保持を十分に考慮すること。

(3) 落雷時に空中線系、商用電源系及び有線電話系を通じて指令設備が受ける影響を最小限にとどめるため、避雷装置を設置すること。

(4) それぞれの用途に応じた操作性及び機能性を重視したものとする。

第3 電気通信事業者回線について

1 受注者は、本業務に伴う119番回線、加入回線、専用回線等の新設、増設、移設、設置許可等、申請、検査、試験その他の手続を協議会に代行して行うこと。

2 電気通信事業者回線の新設、増設、既設回線の変更等を行うが、本システムの屋内配線は本業務の範囲にて行うこと。

- 3 受注者は、回線終端装置を設置すること。

第4 既設機器の取扱い

- 1 下記の装置については、継続使用する。また、本システムとの連携も行うものとし、当該機器の設置業者等と協議・調整を行い接続すること。
 - (1) 映像通報装置
 - ア 既設の映像通報装置5台の映像通報装置アプリケーションを、第1-4 多目的情報端末のインターネット表示装置に設定して利用する。
 - イ アにて不要となった映像通報装置の端末5台を署所側に導入し、映像通報装置の端末として流用することも可とする。
 - (2) 指令センター事務室表示盤
 - ア 指令センター事務室に天吊り設置の既設表示盤を流用して使用する。
 - イ 指令センターの新映像制御装置に接続し、【別紙 5】指令室表示盤映像のとおり表示できること。
 - ウ 新指令室及び事務室のレイアウトに合わせ、表示盤の位置を変更すること。
 - (3) サポート室表示盤
 - ア サポート室へ壁掛け設置の 70 型表示盤 3 面を流用して使用する。
 - イ 表示内容については【別紙 6】署所表示盤映像を参照すること。
 - (4) 富士宮市署所表示盤(40 型程度)
 - 富士宮市各署所の事務室に設置されている署所表示盤に、災害情報共有システム端末及び防災情報共有システム端末をHDMIで接続し、画面を表示できること。
 - (5) 富士市消防本部・警防課表示盤
 - ア 既設のキャスター付き表示盤 1 面を既設流用し、富士市消防本部・警防課で使用する。
 - イ 表示内容については【別紙 6】署所表示盤映像を参照すること。
 - (6) 富士市消防本部・PR 室
 - ア 既設のキャスター付き表示盤 1 面を既設流用し、富士市消防本部・PR 室で使用する。
 - イ 表示内容については【別紙 6】署所表示盤映像を参照すること。
 - (7) 仮眠室用電話機
 - ア 内線での発着信通話が行えること。なお、指令台とも内線通話ができること。
 - イ 仮眠室用電話機 11 台は既設流用とするが、第 23-1 電話交換設備の更新に伴い仮眠室用電話機の更新も必要となる場合は、仮眠室用電話機も更新すること。
 - (8) 放送用スピーカ
 - ア 指令センター及び各署所に設置のスピーカを流用して使用する。
 - イ 指令情報の受信により、放送装置を起動し、スピーカより指令音声を出力すること。
 - (9) 燃料貯蔵庫
 - ア 金丸山基地局及び大晦日基地局の非常用発動発電機用燃料貯蔵庫を、流用して使用する。
 - (ア) 金丸山基地局 490 リットル
 - (イ) 大晦日基地局 360 リットル
 - イ 第 11-5 非常用発動発電機用と燃料貯蔵庫を接続すること。
- 2 その他、本システムへの切替後も継続使用する装置及び機器は、協議会の指示に従うものとする。

- 3 受注者は、既設設備が持つ接続インタフェースに十分留意すること。また、必要に応じて、協議会の指示に従い作業を行うこと。ただし、協議・調整に係る費用負担等は、全て受注者の責任において行うものとする。
- 4 受注者は、既設設備と本システムとの接続・動作試験を既設構築業者等の立会のもと実施すること。なお、それらの調整に係る費用等は、全て受注者の責任において負担するものとする。
- 5 継続使用機器との相性の問題により本システムと連携動作しない場合においては、受注者の責任において継続使用機器と同等の動作を行う機器を新設すること。また、機器を新設する場合にあっては、継続使用機器が保有するデータを全て移行し、完全性を保証すること。

第5 使用地図データ

- 1 本システムで使用する地図の種類及び範囲は、下表のとおりとすること。
- 2 購入する地図は令和8年度時点で最新のものとすること。
- 3 各装置への地図導入方式（地図データ保存方式、Web地図方式）は、問わないものとする。
なお、本装置で使用する住宅地図及び道路地図の著作権費用及び使用許可申請費用は本仕様に含まれるものとし、受注者が手続を行うものとする。

表：地図データ一覧表

装置名	住宅地図	道路地図	道路ネットワークデータ	建物入口データ
地図等検索装置	○ (管内)	○ (静岡県)	○ (管内)	○ (管内)
車両運用端末装置Ⅲ型	○ (管内)	○ (全国)	○ (全国)	○ (管内)
指令情報出力装置	○ (管内)	○ (静岡県)	×	○ (管内)
災害情報共有システム	○ (管内)	○ (静岡県)	○ (管内)	×
支援情報(0A)システム	×	×	×	×
データメンテナンス装置	○ (管内)	○ (静岡県)	○ (管内)	○ (管内)

第6 標準インタフェース仕様の活用

「消防指令システムの標準仕様書等の策定に伴う財政措置について（通知）」（令和6年4月1日付け消防災第75号・消防情第97号・消防消第95号）にて通知された、以下の標準インタフェース仕様に準拠すること。

なお、標準インターフェース仕様に記述されている緊急通報標準インターフェースGW装置についても、設置すること。

- 1 S3：消防機関への緊急通報に係る標準インターフェイス標準仕様書
- 2 S7：標準化されたデータ要件

第3章 非機能要件

第1 前提条件

1 機器構成等について

- (1) 本システムは、機器数量表及びシステム全体構成図にて定める装置群にて構成するものとし、機器仕様要件の定めを原則とする。
- (2) 機器の員数及び設置場所は、【別紙1】機器数量表を参照とする。
- (3) 機器の選定にあつては、システム要求仕様に定める機能等を実現できるものとする。
- (4) サーバ類は、仮想化技術等を採用し、装置数を削減することにより、保守費の低廉化等につなげる。
- (5) プリンタ・スキャナは、極力集約すること。
- (6) システム構成は【別紙2-1】システム構成図(指令)及び【別紙2-2】システム構成図(無線)を参照とする。

2 業務要件

本システムの業務要件は下表のとおりとする。

業務要件	現在値	備考
(1) 管轄 ア 面積(k m ²) イ 人口(人) ウ 世帯数(世帯)	634.03 374,679 170,166	令和6年4月 令和6年4月
(2) 組織 ア 消防本部 イ 消防署 ウ 分署 エ 関連施設 エ 消防吏員 オ 車両数	2 4 11 2 483 106	市役所
(3) 警防 ア 119番着信件数 イ 火災出動件数 ウ 救急・救助出動件数	25,150 219 18,652	1年あたりの件数 1年あたりの件数 1年あたりの件数
(4) 予防 ア 防火対象物総数 イ 危険物施設総数	16,070 1,663	
(5) 水利 ア 消火栓 イ 防火水槽 ウ その他	5,422 2,050 169	

第2 信頼性要件

- 1 24時間365日連続運転の使用条件下において十分な運用維持ができること。
- 2 指令制御装置、指令関連サーバ、コンピュータ装置等の重要な装置及び機器は、冗長化構成とし、機器点検時及びデータ更新時も装置及び機器を止めることなく業務運用が継続できること。
- 3 自動隊編成を担う装置及び機器については、システムへの高負荷に対する高い信頼性を持ったOS等を使用すること。

- 4 電源設備については、将来の電源設備の更新時に本システムを停止しなくても行えるようにすること。
- 5 指令センター、各消防本部及び各署所に設置する重要装置については、直流電源装置や無停電電源装置等を設置しバックアップ電源対策を施すこと。
- 6 誤操作等により重要なデータが消去されることのないよう、必要な措置を講じること。
- 7 各システムは、フェイルセーフ設計に基づいて設計すること。
- 8 119番通報の輻輳に対処できる機能的余力を有すること。

第3 使用性・効率性要件

- 1 異動者等操作に不慣れな職員でも迷うことなく操作できるよう、使用頻度の高い機能は、ガイダンス機能・操作ミス対策・操作訓練機能を設け、操作性及び視認性の向上を図ること。
- 2 操作ミス対策として、一覧入力、選択入力、カレンダー入力等の工夫を図ること。
- 3 119番通報の受付から事案終了までの各種処理が迅速かつ正確に行えらるとともに、大規模災害、同時多発災害等が発生した場合においても、同様に行えること。
- 4 スイッチ類の数を極力少なくすること。
- 5 親時計（GPS時計等）を設け、全ての指令設備の時刻は日本標準時に統一すること。
- 6 入力及び取り扱うデータに関しては、誤入力を防止し、効率化を図ること。
- 7 データの反映作業は、即時反映・定期バッチ処理による反映、手動による反映、自動処理による反映等、内容やデータ量に応じて作業負荷を軽減できるよう考慮すること。
- 8 データ更新作業は毎日行うことを基本とし、更新作業及び反映作業に係る時間、労働量等の軽減を図ること。
- 9 各機器の基本操作は、必要最小限の手順で操作でき、操作手順の案内や誤操作に対する警告ができること。
- 10 災害通報等の受付から出動隊に対する出動指令の伝達及び通信並びに部隊運用まで、災害現場への情報支援及び災害活動に関する一連の業務処理は、迅速かつ正確に行えること。

第4 拡張性要件

- 1 ハードウェア及びソフトウェアの変更に対して容易に対応できる拡張性を有すること。
- 2 各制御機器の主記憶装置、補助記憶装置、ネットワーク構成等は、前提条件業務要件の設計値に対して十分な余力を有すること。
- 3 将来的な処理数量が増大することを想定し、処理能力の向上やデータ保存領域の拡張等が容易に対応できる構成とすること。
- 4 将来的な消防職員数の増加を想定し、各機器の空きポートや空きスロットを用いて拡張が可能な構成とすること。
- 5 将来的な、制度改正、組織変更、署所の統廃合、車両の増減、配置換え、元号の変更等に対して、容易に対応できる仕様及び設計とすること。
- 6 上記の将来的な拡張等に対して、容易にかつ安価に対応できる構成とすること。

第5 設置性要件

- 1 専用台、専用ラック等に収容すること。
- 2 サーバ系コンピュータに関しては省スペース化を考慮し19インチラックマウント型（EIA

規格)のものとし、19インチ専用ラックに実装すること。

- 3 コンパクト化、低騒音化が図られたものとする。

第6 経済性要件

- 1 低消費電力化を図り、維持管理費を最小限にすること。
- 2 規格の統一、機器の共通化を図り、ランニングコストを削減すること。

第7 セキュリティ要件

1 概要

本システム及び連携する他システムへの影響等に考慮した、多面的なセキュリティ対策を講ずること。なお、セキュリティシステムの構築にあたっては、各市町のセキュリティポリシーを考慮した上、協議会と協議すること。

2 セキュリティ対策

(1) 不正アクセス防止対策

ネットワークの構築にあたっては、他システムとの連携も考慮したうえで、強固なファイアウォール等を構築し、不正アクセス防止のためのセキュリティ対策に万全を期すること。

ア ネットワークセキュリティレベルの維持・向上のため、ネットワークの監視及びアクセス管理を行い、アクセスログを取る。

イ 不正アクセス検出の監視を行い、アクセスログを取る。

ウ 不正アクセス検出等、異常を検知し通知する仕組みを講ずること。

エ セキュリティ診断を定期的に行う。

(2) ウイルス対策

端末機器に対して、ウイルス対策ソフトを導入すること。

ア ウイルス対策ソフトは、定義ファイル等を常に最新の状態に保持できるようにすること。

イ ウイルス対策ソフト用のサーバを導入し、定義ファイルの管理を一元化すること。

ウ 任意記憶媒体の挿入等、空きポートからのウイルス感染を防ぐため、ポートガード等を導入し、電子的・物理的に遮断すること。

エ 不正アクセス等を検知するソフトウェアを導入し、検出した場合はアラーム発報等で職員に通知できる。

オ 対象とする端末は、協議会との協議により決定すること。

(3) 脆弱性の対策

他のシステムやインターネット等との接続を行う装置類のOS・ミドルウェア等の脆弱性対策を施す。

ア OS・ミドルウェア等のバージョン管理を行う。

イ 脆弱性対策パッチの適用にあたっては、事前の動作検証を実施できる。

ウ 対象となる装置類への脆弱性対策パッチの適用は、手動もしくは自動で実施すること。ただし、やむを得ない場合においては職員の手により容易に実施できる。

エ 対象とする端末は、協議会との協議により決定すること。

(4) 盗難対策

ア 災害発生時に無人になる可能性がある署所事務所・車両等に設置する機器は、セキュ

リティワイヤーを設置する等の、盗難防止策を講じること。

イ 個人情報を含む情報にあっては、タブレット端末等の持ち出し可能な装置に保有させず、指令センターに都度問い合わせを行う方式とすること。

3 利用者管理

(1) パソコン端末装置

利用者IDなどの識別による機能制限や処理業務ごとにアクセス権限等を定め、不正な利用者によるデータの破壊、漏えい、改ざん等を防止すること。なお、対象装置は協議の上設定するものとする。

また、アクセス権限の設定に係る詳細事項は、協議会との協議により決定する。

(2) パスワード管理

本システムにて使用する各装置類のパスワードの管理は、次のとおりとすること。

ア 本システムの管理者による管理とし、利用者によるパスワード変更を管理できること。

イ 利用者のパスワードを強制的に変更できるとともに、利用者でも変更できること。

4 履歴管理

(1) 本システム全般にわたって、操作ログを管理し、有事が発生した場合に保守員、SEが解析できること。

(2) 操作ログは、緊急時に保存等が行えるよう検索、表示、出力等は、簡易な操作でできること。

第8 データ入力及び取扱い等

1 データ移行について

(1) 受注者は、現行システムデータ及び消防本部が管理しているEXCELデータで、本システムでも必要と思われる、または協議会より必要と指示されたデータについて、全て本システムに移行すること。なお、移行が困難な場合は、協議会と協議すること。

(2) 受注者は、協議会から本業務の履行のため必要なデータの提示を受けた場合、機密保護に十分注意して、その内容を外部に漏らしてはならない。

(3) データは協議会が汎用形式（CSV形式、EXCEL等）に変換し、受注者に提示するものとする。

(4) 受注者は、本システムが119番回線切替試験を迎えるにあたり必要となる最新データの移行作業を行うこと。

(5) 受注者は、データ移行にあたり、協議会が実施する既存データの整理を支援すること。

(6) データ移行時に不要データは削除すること。また、削除されたデータに付随するシンボルマーク等も削除すること。

(7) 受注者は、外部出力されたデータの形式変換を行うツール及び変換作業環境（機器等）を用意すること。

2 新規データの取扱い

(1) 受注者は、協議会の協力のもと、各種データの調査・収集及び入力データの作成等（音声合成装置に登録する文言の一覧等を含む）を行うこと。

(2) 受注者は、協議会による新規入力データの作成が効率的に実施できるようデータ作成ツールを提供する等、協議会を支援すること。

(3) 受注者は、作成データの整理において、協議会を支援すること。

(4) 受注者は、協議会が作成したデータの本システムへのセットアップを行うこと。

- (5) 受注者は、本システムが119番回線切替試験を迎えるにあたり必要となる、最新データの本システムへの再セットアップを行うこと。
- (6) 受注者は、セットアップしたデータについて協議会の確認を受けること。
- (7) 受注者は、不明な箇所については、協議会より別途指示を受けること。

3 データ消去

- (1) 受注者は、処分を行う際に、作業完了までの作業工程管理を徹底して行うこと。なお、搬出後の機器及びデータの管理については受注者の責によるものとする。
- (2) 記憶媒体については、協議会立ち会いのもと、データ消去のうえ、物理破壊を行うこと。
なお、詳細は協議会と協議の上、決定する。
- (3) データ消去業務完了後にデータ消去証明書等を提出すること。
- (4) 廃棄の際は、協議会の許可を得るとともに、実施した日時、担当者及び処理内容を記録すること。
なお、廃棄する記憶媒体等は、リユースや再販を認めない。
- (5) 重要情報が記載されている出力物を廃棄する場合は、シュレッダーや持込み溶解等の措置を実施すること。

第4章 システム個別要求仕様

第1 指令装置

第1-1 指令台

1 概要

本装置は、火災、救急、救助、その他災害等の119番通報の受付のほか、専用回線からの通報連絡、関係機関との連絡、無線の操作等を行うものである。また、商用電源の停止等により、自動出動指定装置等が停止状態においても、119番通報の受付から出動指令までの最低限の操作を行う。

2 機能仕様要件

(1) 基本操作機能

ア 指令台の通信操作部は、タッチパネル機能を有するカラー液晶画面（以下「タッチパネル」という。）及び通信用ボタンを配置した操作盤（以下「通信盤面」という。）で構成され、指令台における通信操作ができること。

イ タッチパネルは、119番通報受付、出動指令、無線送受信、録音装置制御、車両等動態入力、電話発信（加入電話、内線、専用回線）等を操作できること。

ウ タッチパネルは、自動出動指定装置等が停止した状態においても、次の操作及び動作ができること。

(ア) 119番通報受付

(イ) 手動指令

(ウ) 無線送受信

(エ) 録音装置制御

(オ) 車両等動態入力

(カ) 加入電話回線によるワンタッチでの医療機関、関係機関等の呼出し

(キ) 加入電話回線、内線、専用回線等の発着信接続

なお、本項で示すタッチパネルの機能は、指令台上に設置された他のタッチ操作機能を有する液晶パネルに持たせることも可とするが、上記バックアップ対策を講ずること。

エ 通信盤面においては、通信用ボタン操作により、119番通報受付、全チャンネルの無線送受信等を操作できること。

オ 1セットのマウス及びキーボードにて単独操作ができ、切り替えることなく指令台搭載の各端末装置のディスプレイを操作できること。また、本操作は、運用モード切替に連動し、自動的に設定を切替えできること。

(2) 運用モード切替機能

ア 119番通報の輻輳時は、運用モードの切替えを容易にできること。

イ 運用モードの切替えは、指令制御装置または非常用指令設備のいずれかが停止中であっても、行えること。ただし、119番通報受付中及び指令中の台は除く。

ウ 運用モードは自動出動指定装置用ディスプレイで変更する規模を選択でき、容易な操作で切り替えられること。

エ 運用モードの切替えと連動し、マウス、キーボードの共有範囲は自動的に切り替わること。

オ 運用モードの切替えは、次のとおりとし、台ごとに実施できること。

- (ア) 平常時は、指令台 1 台当たり 1 席にて 4 画面を使用して基本操作が行えること（通常モード）。
 - (イ) 輻輳時は、指令台 1 台当たり 2 席にて、1 席当たり 2 画面を使用して基本操作が行えること（輻輳モード）。
 - (ウ) 輻輳時用の通信盤面及びタッチパネルで通報受付を行った場合、自動的に輻輳モードに切り替わること。
 - (エ) 詳細は【別紙4】指令台モード切替を参照すること。
- (3) 通信機能
- ア 119番回線
- (ア) 119番通報の着信と他の回線からの着信を可視及び可聴により判別可能であること。
 - (イ) 119番通報の着信時は、受付中の場合を除き、応答できること。
 - (ウ) 通報者に再発信（コールバック）ができること。なお、コールバックの場合は、通報者への電話機には「119」が表示されること。
 - (エ) 指令台からの発信の場合は、相手先電話機には「指令センター代表電話番号」が表示されること。ただし、表示する電話番号は通信キャリアとの協議により決定する。
 - (オ) 保留中の119番通報は、タッチパネルのボタンの色を変更する等、保留中である旨を表示できること。また、保留中となっている119番通報の件数を確認できること。なお、その通報に対して合成音声やトーキー音源による保留音声を送出できること。
 - (カ) 保留した119番通報は、自台で保留した通報のみを受け付ける機能及び他台で保留した通報を受け付ける機能が個別に操作できること。
 - (キ) 保留再接続は、自台優先再接続、119番通報優先再接続及び選択再接続できること。
 - (ク) 長時間保留中の通報について、可視及び可聴により警告を行うこと。
 - (ケ) 各消防本部別の通報種別について、集計処理ができること。
 - (コ) 受付は、着信順受付、119番通報優先受付及び選択受付ができること。
 - (サ) 受け付けした通報電話局名、回線番号、受付時刻及び電話番号をタッチパネル画面上に表示できること。
 - (シ) 通話中、送受話の音量の調節ができること。
 - (ス) 切断は、切断ボタンを災害種別ごとに分け、タッチパネルで各消防本部の集計処理ができること。
 - (セ) 119番通報を他の指令台、指揮台兼無線統制台並びに内線、加入電話回線及び専用回線へ転送できること。
 - (ソ) 119番回線の回線試験は指令台で操作でき、試験結果を指令台で視認できること。
 - (タ) 119番回線は、光IP方式に適合し、受付回数が自動的に計数表示できること。
 - (チ) 119番回線にFAXによる通報が入った場合は、容易な操作でFAX119受信装置に転送ができること。
 - (ツ) 119番回線から発信者番号情報が取得できる場合は、自動的にその番号を記録し、必要に応じて履歴情報としてタッチパネル内に表示できること。また、履歴は直近の受付として10件以上保持でき、履歴情報から番号を選び発信ができること。
 - (テ) 119番通報から一定時間経過しても受付できない通報に対し、「通報が混み合っている」旨のメッセージを送出することができ、指令台が空き次第順番に受け付けできること。

- (ト) 119番通報の受付中、容易な操作により、通報者に対し胸骨圧迫のリズム音を送出できること。
- なお、リズム音の送出方式については、協議会と協議の上、決定する。
- (ナ) 119番通報の着信の音量を調整できること。
- (ニ) 119番通報の着信音の種類については、協議会と協議の上、決定する。
- (ヌ) 設定した119番回線数を超えた場合、自動的に保留音声をそれぞれ設定できること。

イ 指令回線

- (ア) 指令台で制御でき、次の指令ができること。
 - a 一斉指令
 - b 群別指令
 - c 個別指令
- (イ) 一斉指令及び群別指令時に任意の指令先を除外する機能を有すること。
- (ウ) 指令回線と消防救急デジタル無線を同時に接続して指令ができること。
- (エ) 指令中の回線において、署所端末から指令台に対して緊急通報ができること。
- (オ) タッチパネルの表示で、次の指令回線の状態を視認できること。
 - a 回線使用中
 - b 応答
 - c 確受
 - d 回線障害（指令専用回線）
- (カ) 指令結果を表示できること。
- (キ) 指令回線は、指令送出完了または全確受信号を受付後に自動復旧すること。
- (ク) 指令トーンを自動及び手動で送出できること。
- (ケ) 自動指令は、指令トーンにより出動署所と待機署所とを識別でき、災害種別を区別できること。
- (コ) 自動指令にて送出する指令内容は、おおむね次のとおりとすること。ただし、送出する指令内容は各消防本部別に設定できること。
 - a 災害種別
 - b 災害区分
 - c 管轄署所
 - d 規模
 - e 災害住所
 - f 出動車両等
- (サ) 指令音声（送話）レベルを可視により確認できること。
- (シ) 119番通報を受付中の台から指令放送を送出できること。このとき、指令音声は通報者に漏えいしないこと。
- (ス) 次の指令音（トーン）を送出できること。
 - a 予告音
 - b 火災音
 - c 救急音
 - d 救助音
 - e チャイム音
 - f 警戒音

g その他（詳細は協議会と協議の上、決定する。）

- (セ) 重複しない署所に対して、同時に合成音声等による指令ができること。
- (ソ) 自動指令は、音声合成装置の合成音声で自動的に送出できること。また、肉声により割り込みできること。
- (タ) 指令回線はVoIP（Voice over Internet Protocol）回線に対応できること。

ウ 車両等動態入力

次の動態入力ができること。

- (ア) 出動
- (イ) 業務
- (ウ) 整備
- (エ) 待機

エ 加入電話回線及び専用回線

- (ア) 着信を可視及び可聴により確認できること。なお、着信した回線種別が可視にて区別できること。
- (イ) 発信、着信、転送及び保留ができること。
- (ウ) 保留中の回線に対して保留音（英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語）を送出できること。
- (エ) ワンタッチダイヤルの電話番号の登録ができること。各登録先電話番号は昼夜別に登録でき、複数グループに分けて整理できること。
- (オ) タッチパネルまたは指令台搭載のディスプレイからワンタッチダイヤル発信またはリダイヤル発信等ができること。
- (カ) ワンタッチダイヤル発信をした場合は、相手先名、電話番号等の発信情報をタッチパネルに切断するまで表示できること。
- (キ) システムが保持している通報者の発信番号に対してワンタッチ発信が行えること。

オ 医療機関呼出

- (ア) 登録された医療機関の呼出を、タッチパネル及び指令台搭載のディスプレイから行えること。
- (イ) 指令台搭載のディスプレイでダイヤル発信する場合、診療科目、相手先名、住所、電話番号等を表示できること。

カ 無線制御

- (ア) 無線操作部
 - a 消防救急デジタル無線の操作及び状態を表示する指令台の操作部（以下「無線操作部」という。）と、受話音声を拡声するスピーカを有すること。
 - b 無線操作部は、無線波（活動波、主運用波、統制波）を最大20波まで収容できること。
 - c 無線操作部は、無線波ごとに操作できること。
- (イ) 一斉音声通信機能
 - a 移動局からの音声呼出しを無線操作部に着信表示すること。
 - b 着信表示はランプ及び移動局名称を表示すること。
 - c スピーカ拡声しているときは、移動局からの受話音声を拡声すること。
 - d 無線操作部の操作で、着信中の無線波を接続し、受話できること。

- e 無線操作部の操作で、送信（プレス）信号を消防救急デジタル無線設備に送出し、送話できること。
- f 無線操作部の操作で、終話（切断）信号を消防救急デジタル無線設備に送出し、無線波を切断すること。
- g 無線操作部の操作で個別に無線波を接続し、移動局と一斉音声通信ができること。
- h 無線操作部の操作で、任意に複数の無線波を接続し、移動局と一斉音声通信ができること。
- (ウ) 通信統制機能
 - a 通話モニタ
 - (a) 無線操作部からの操作で、任意の無線波の通話をモニタできること。また、通話モニタの音量を調整できること。
 - (b) 無線操作部の操作で、通話のモニタを解除できること。
 - (c) 無線波送信時には、通話モニタを解除し、受信時には通話モニタを戻すこと。
 - b 通話モニタ表示機能
 - 移動局からの着信を無線操作部にランプ及び移動局名称を表示すること。
 - c 発信規制機能
 - (a) 無線操作部の操作で、出動指令時に出動指令等規制中情報を消防救急デジタル無線設備に送出できること。
 - (b) 無線操作部の操作で、出動指令時に発信規制情報を消防救急デジタル無線設備に送出できること。
 - (c) 無線操作部の操作で、強制切断情報を消防救急デジタル無線設備に送出できること。
 - (d) 無線操作部の操作で、出動指令等規制中、発信規制の解除情報を消防救急デジタル無線設備に送出できること。
 - (e) 発信規制情報は無線波ごとに設定及び解除できること。
- (エ) 電話網接続通信機能
 - a 指令台の操作で、電気通信事業者の電話網を使用した一斉音声通信方式により指令台と通信中の移動局が医療機関等と有無線接続ができること。
 - b 有無線接続した指令台は、移動局、医療機関等と三者通話になること。
 - c 指令台の操作で、移動局、医療機関等との通話を切断できること。
- (オ) 自営通信網接続通信機能
 - a 指令台の操作で自営通信網を使用した一斉音声通信方式により、指令台と通信中の移動局が職員等と有無線接続ができること。
 - b 有無線接続した指令台は、移動局、職員等と三者通話になること。
 - c 無線操作部の操作で、移動局、職員等との通話を切断できること。
- (カ) 県庁接続通信機能
 - a 指令台の操作で、統制波を使用した一斉音声通信方式により、指令台と通信中の移動局が、自営通信網または電話網を使用し、緊急消防援助隊の応援時の消防応援活動調整本部と有無線接続ができること。
 - b 有無線接続した指令台は、移動局及び消防応援活動調整本部と三者通話になること。
 - c 無線操作部の操作で、他網接続中信号を消防救急デジタル無線設備に送出できること。

- d 無線操作部の操作で、他網接続中信号の解除を消防救急デジタル無線設備に送出できること。
- e 無線操作部の操作で、移動局及び消防応援活動調整本部との通話を切断できること。
- (キ) 基地局選択機能
 - a 無線操作部の操作で、個別に基地局を選択できること。
 - b 無線操作部の操作で、任意に複数の基地局を選択できること。また、選択された基地局を、無線操作部に表示すること。
 - c 無線操作部の操作で、一斉に基地局を選択できること。また、基地局一斉の状態を、無線操作部に表示すること。
 - d 無線操作部の操作で、基地局の自動選択または手動選択を設定できること。また、選択の状態を、無線操作部に表示すること。
 - e 基地局の選択は、無線波ごとに設定できること。

キ 119番通報転送受付

隣接消防本部から加入電話回線、光IP回線等を経由して指令台に転送された119番通報に対して、受付、保留、保留再受付及び切断ができること。また、他台で通話モニタができること。

ク 携帯電話等転送

管轄内通報直接受信方式として受付し、管轄外通報であった場合は加入電話回線、光IP回線等を経由して管轄消防本部へ転送できること。また、通報者に対し転送中である旨のメッセージを送出できること。

なお、通報者及び転送先と三者通話、切断等ができること。また、他台で通話モニタができること。

ケ 携帯電話及びIP電話による119番通報受付

各通信事業者の緊急通報回線で119番通報を受け付けできること。また、着信順代表受付、119番通報優先受付及び選択受付ができること。

(ア) 受信回線

携帯電話及びIP電話（直収方式を含む。）からの119番通報は、携帯電話網及びIP電話網からNTT西日本網を経由する方式とし、NTT西日本の緊急通報用IP回線（着信専用）を複数回線収容できること。また、収容した回線を本装置の受信回線とすること。

(イ) 転送回線

NTT西日本の携帯転送回線を本装置の転送用回線として整備すること。

(ウ) 発信者番号表示

119番通報の発信者番号をタッチパネルに表示できること。

(エ) 発信者番号の強制取得

発信者番号を非通知にした119番通報は、発信者番号を強制的に取得し、タッチパネルに表示できること。

(オ) 電気通信事業者ごとによる発信網識別

119番通報の発信網をダイヤルイン番号により識別し、タッチパネルに表示できること。

(カ) 発信者番号、電気通信事業者コードの転送フォーマット

ユーザ・ユーザ情報（以下「UUI」という。）を用いて119番通報と同時に発信者番

号、電気通信事業者コード等の転送を行う場合、平成16年11月26日付消防庁防災情報室事務連絡「携帯電話からの119番通報の転送時におけるUIフォーマットの統一仕様について」に定められたフォーマットを用いること。

コ 関係機関からの通報受付

着信と同時に当該関係機関からの通報である旨を表示し、指令台で受け付けできること。

サ 他台接続

- (ア) 指令台、指揮台兼無線統制台間で相互に通話または無線交信等のモニタ及び割込通話ができること。
- (イ) 通話中の指令台に対して、他の複数の指令台、指揮台兼無線統制台で同時に通話モニタできること。
- (ウ) 各指令台のモニタ状態を表示及び確認できること。

シ 録音

- (ア) 指令員の各種通話内容（無線含む。）は、自動で録音できること。
- (イ) 長時間録音装置に保存されている音声を全て再生できること。
- (ウ) 指令台からの操作で、直近通話のメモ録音再生ができること。
 - a メモ録音機能は、通話ごとに戻り及び送りができること。
 - b 録音開始時間を表示できること。
 - c 再生中は、再生時間を表示できること。
 - d 自席及び他席を指定して再生できること。

ス 放送

- (ア) 署所に予告トーンを含む放送ができること。
- (イ) 放送内容を他の台でモニタできること。

セ 内線連絡

- (ア) 発信、着信及び保留ができること。
- (イ) 電話交換設備と内線接続でき、受付及び転送ができること。
- (ウ) 受け付けした内線は、保留及び保留再接続ができること。
- (エ) ワンタッチダイヤル、ダイヤル呼出通話、リダイヤル機能等については、加入電話回線機能に準ずること。

ソ 非常受付

指令制御装置障害時においても、非常用指令設備により運用を継続できること。

タ 警報表示

指令制御装置の障害時及び非常用指令設備の障害時に、可視及び可聴で障害発生を確認できること。

チ 他台状況

他台の運用状況について、次のとおり表示できること。

- (ア) 119番通報受付中
- (イ) その他回線受付中
- (ウ) 指令中
- (エ) 重要着信表示
- (オ) 他席モニタ中
- (カ) 他席割込中

ツ 三者通話

- (ア) 119番回線、内線、加入電話回線及び専用回線の通話に、三者通話及び割込通話ができること。
- (イ) 119番通報の内容を他の指令台で通話モニタできること。
- (ウ) 他の指令台は、必要に応じて通話モニタから割込みができること。

テ 二者通話

- (ア) 容易な操作により、他台から割込みが行えること。
- (イ) 二者通話中の割込者の会話は、通報者に漏えいしないこと。
- (ウ) 通報者からの通話は、途切れることなく通話できること。

ト 指令状況確認画面

指令台に搭載されている画面に、各指令台の操作中内容を表示すること。

ナ 事務室着信確認機能

119番着信時に、事務室にて可視可聴にて着信したことが確認できること。

ニ 多言語対応機能

- (ア) 外国語による119番通報に対応できること。
- (イ) 5か国語でのサポート音声メッセージを送出できること。
なお、サポートする言語は次のとおりとする。
 - a 英語
 - b 中国語
 - c 韓国語
 - d スペイン語
 - e ポルトガル語
- (ウ) サポート音声メッセージは、言語ごとに10パターンの登録ができること。
- (エ) 外国語通訳サービスに接続する場合は、指令台を離席することなく容易な操作で接続し、三者通話で外国語による通報者への対応ができること。

3 構造仕様要件

- (1) 指令業務が、迅速に運用できるよう整然と配置されたものであること。
- (2) 将来の拡充に応じられるよう配慮すること。
- (3) 指令台での操作について、マウスの画面内移動、切替え、ボタン操作等がなるべく少ない操作で行える構造及び操作性になっていること。
- (4) 指令台には、4台のディスプレイを搭載すること。指令台に設置するディスプレイは、20インチ以上のワイドディスプレイとすること。内訳は、自動出動指定装置、地図等検索装置、多目的情報端末、受付補助装置とする。なお、ディスプレイの並べ方は、提案とすること。
- (5) 通常1名で操作する場合に支障なく行える大きさとすること。
- (6) 必要に応じて同時に2名が相互に影響なく操作できる構造とすること。
- (7) 受付台数分のヘッドセットを付属すること。
- (8) タッチパネル及び通信盤面は、指令員の利き手や作業スペースの確保を考慮し、レイアウトフリーな可動型とすること。
- (9) 運用モードにより、使用しないタッチパネル、通信盤面、キーボード及びマウスは、操作の妨げにならず、かつ迅速に取り出しが行える場所に収納できること。

- (10) 1セットのマウス及びキーボードにて単独操作ができ、切り替えることなく指令台搭載の各端末装置のディスプレイを操作できること。また、本操作は、運用モード切替に連動し、自動的に設定を切替えること。
- (11) 誤ってケーブルを破損しないよう、ヘッドセット差込口の位置を調整できる構造とすること。
- (12) 筆記面には透明なアクリル板等を設置しメモ用紙を挟み込み、フラットな構造とすること。

第1-2 自動出動指定装置

1 概要

本装置は、各種指令装置、指揮台兼無線統制台、表示盤等と接続し、119番通報受付から事案終了までの一連の操作（出動隊の自動編成、自動指令、災害事案及び救急事案の管理等）を一部自動化するものである。

2 機能仕様要件

(1) 基本操作

- ア 主要機能の呼び出しが容易に行えること。
- イ マウス、キーボード及びタッチペン等で迅速かつ確実に操作できること。

(2) 事案開始処理

- ア 119番通報等の受付と連動し、災害事案処理を開始できること。
- イ 事案開始時は、災害種別入力及び当該電話局管内の町名一覧での災害地点検索のどちらの操作も即時に行えるように考慮された受付画面を有すること。
- ウ 119番通報以外で災害発生が通報された場合の災害事案処理は、初期画面からの操作により同様に災害事案処理を開始できること。
- エ 共通受付、発信地照会等の基本的な通信操作を行えること。
- オ 災害地点を決定することにより、管轄消防本部を自動的に設定できること。ただし、聴き取り等により異なる消防本部管轄となる場合は、手動で該当する消防本部を設定できること。
- カ 119番通報の保留受付やモニタと連動し、各台のディスプレイに受付中の事案が表示されること。
- キ 119番通報の受付時に、ナンバーディスプレイや強制取得により、取得した電話番号を通報者電話番号欄に反映できること。
- ク 119番通報受付を行った回線種別を画面上に表示できること。
- ケ UUI情報と共に他消防本部より119番通報が転送された場合は、UUI情報の電話番号取込ができること。
- コ 指令業務の敏速化を図るため、事案受付中の台に対して、他台から受付内容をモニタ接続し、事案のモニタ表示及び入力ができること。
- サ 同一事案を複数席で処理できる同一事案複数台処理（ペアコン）機能を有すること。
なお、複数台処理機能にあっては、受付処理が混乱しないよう部隊選別や指令等の権限を制御できること。
- シ 事案扱い中に119番通報の受付を行った場合は、自動的に退避処理を行い、新たな事案を生成し表示できること。

(3) 災害種別及び災害区分決定処理

ア 災害種別（火災、救急、救助、その他災害等）を入力できること。また、災害種別は4種類以上の管理ができること。

イ 災害種別及び災害区分は、各消防本部別に対象または非対象の判断を視覚的に行えるようにし、非対象の災害種別及び災害区分は選択できないようにすること。

ウ 災害種別決定後、具体的な災害区分（建物火災、林野火災、車両火災等）が入力できること。災害区分は複数段階（大区分、小区分等、それぞれ20種類程度）の管理ができること。

エ 特殊な目標物で災害地点が決定された場合、自動的に災害区分を変更できること（例：建物火災→中高層建物火災）。

オ 災害種別に応じて予告指令設定、無線連動予告設定を音声合成装置と連動してできること。また、予告指令は災害区分の決定に連動してできること。

なお、手動での予告指令は、災害種別決定時から出動指令までの任意のタイミングにてできること。

カ 入力された災害区分に応じて、救急事案及び事故種別を自動的に決定できること。

キ 入力された災害区分が水防や防災関連事案の場合、出動隊編成を行わずに事案登録ができること。

(4) 災害地点決定処理

災害地点の決定を住所の町丁目、目標物、電話番号や地図等検索装置からの災害地点情報逆送信等の入力によりできること。

ア 共通機能

(ア) 表示する住所、目標物、防火対象物等の名称には読み仮名（ルビ表示）が行えること。

(イ) 決定した住所に結び付けて登録された地域名や通称がある場合、補足表示できること。

(ウ) 決定した住所に集結点が登録されている場合は、災害点とは別の一時集合地点を明確化するために、地図等検索装置に集結点マークを重ね合わせて自動表示できること。

イ 共通検索

(ア) 住所、目標物、住基データをキーワードにより一括で検索することができること。キーワードは中間文字検索や曖昧検索ができること。

(イ) 検索する場合は、一文字入力するたびに候補が絞り込まれる逐次検索ができること。

(ウ) 検索の対象は、おおむね次のとおりとする。

- | | |
|---------|----------------|
| a 住所 | : 名称、フリガナ |
| b 目標物 | : 名称、フリガナ、電話番号 |
| c 防火対象物 | : 名称、フリガナ、電話番号 |

(エ) 目標物の読み方は、3通り以上登録できること。

(オ) 検索条件を複数入力することにより、住所、目標物等の種類を問わず、複合条件により一致する結果を一覧表示すること。

(カ) 検索結果は、住所、目標物等の種類を混在した一覧を表示すること。

(キ) 表示内容には、住所、目標物等の種類別を表示すること。

(ク) 種類を選択することにより種類ごとの一覧を表示すること。

(ケ) 検索した結果がない場合は、近隣住所を表示し、注意喚起すること。

(コ) 検索した結果に同一番地がある場合は、注意喚起すること。

- (サ) 検索した結果に同一名称があった場合、誤認防止のため文字色等を変更して表示すること。

ウ 町丁目検索

- (ア) 町名等一覧画面から、町丁目、番地、号等を入力して災害地点を決定できること。
町丁目は、地域ごとの表示ができること。
- (イ) 町丁目は地域検索、読み仮名及び漢字名称の頭文字または中間文字検索により、一覧表示できること。
- (ウ) 設定された検索条件は、取扱い中の事案を退避し、初期画面に戻るまでの間、内容を保持できること。
- (エ) 地図等検索装置と連動し、決定した町丁目や番地情報を地図等検索装置用ディスプレイに該当する住所を中心とした住宅地図に災害地点マークを重ね合わせて自動表示できること。
- (オ) 簡単な操作で他の検索方法に移行できること。

エ 目標物検索

- (ア) 目標物分類を一覧表示し、選択した分類に応じた目標物リストを表示できること。
- (イ) 目標物は地域（町丁目等）検索、電話番号検索、読み仮名検索及び漢字名称の頭文字または中間文字検索により一覧表示できること。
- (ウ) 一文字入力するたびに候補が絞り込まれる逐次検索ができること。
- (エ) 地図等検索装置と連動し、目標物を決定した場合は、地図等検索装置用ディスプレイに該当する目標物を中心とした住宅地図に災害地点マークを重ね合わせて自動表示できること。
- (オ) 管内全域、町名等の各範囲に絞り込んだ目標物から検索できること。
- (カ) 携帯電話通報時の誤差円内等、選択範囲内における住所、建物、目標物の絞り込みが行えること。
- (キ) 本装置または地図等検索装置にて複数の目標物を入力し、災害地点候補エリアの絞り込みができること。また、そのエリアを地図上で容易に判別できること。

オ 履歴検索

- (ア) 受け付けした電話番号または住所を基に、同一通報元からの受付履歴の有無を検索し、該当する場合は、ディスプレイにアラート表示し、受付履歴を一覧表示すること。
- (イ) アラートは、通報者電話番号決定時、災害住所決定時若しくは両方が揃った時点で表示できること。
- (ウ) 受付履歴の一覧から選択した場合、災害住所、通報内容、通報者氏名、搬送者情報、搬送先病院等を取り込めること。また、地図等検索装置用ディスプレイに災害住所を中心とした地図を表示できること。

カ 搬送者情報検索

- (ア) 搬送者の情報を事案上から登録できること。
- (イ) 登録された搬送者情報を次回通報受付時に流用登録できること。
- (ウ) 受付日時、搬送者氏名、年齢、性別、住所、通報者電話番号検索等により搬送者情報を一覧表示でき、選択することで災害地点決定ができること。
- (エ) 決定した住所と同一番地に搬送者が存在する場合、ディスプレイに警告表示し、一覧から対象情報を選択することで災害地点を変更できること。

キ 災害住所逆入力

地図等検索装置と連動し、地図等検索装置用ディスプレイの操作で決定した災害地点住所または目標物を表示できること。

ク 発信地照会

- (ア) 固定電話、携帯電話及びIP電話からの通報の場合は、統合型位置情報通知装置と連携し、照会要求、初期測位通知、照会結果を受信し、受付指令台への受信通知及び災害地点決定への利用ができること。
- (イ) 固定電話及びIP電話からの通報の場合は、照会結果（通知）により自動的に災害地点として反映できること。
- (ウ) 携帯電話からの通報の場合は、災害地点として反映せずに地図上に発信位置を中心とした地図を表示し、災害住所逆入力により災害地点決定を容易にできること。また、容易な操作で位置精度誤差に合わせた地図縮小表示ができること。
なお、誤差の少ない位置情報の場合は、自動的に災害地点として反映する設定ができること。
- (エ) ヘルプネット等緊急通報サービスからの通報情報を災害地点決定に利用できること。

ケ 付近情報表示

- (ア) 地図等検索装置と連携し、災害地点付近情報の有無を表示できること。内容はおおむね次のとおりとする。
 - a ドクターヘリ等のランデブーポイント
 - b その他
- (イ) 検索範囲については、協議会と協議の上、決定する。

コ 道路キロポスト検索

- (ア) キロポストデータを登録でき、災害地点及び目標物として設定及び検索できること。
- (イ) 道路キロポストを、上下線別に一覧表示できること。
- (ウ) 地図等検索装置と連携し、一覧表示から選択した道路キロポストを中心とした地図に災害地点マークを重ね合わせたものを、地図等検索装置用ディスプレイに自動表示できること。
- (エ) 道路キロポストを設定する道路の詳細は、協議会と協議の上、決定する。

(5) 同報判定表示処理

- ア 災害地点入力時、災害区分入力時の２段階の同報判定処理ができること。
- イ 受付時刻経過時間、災害地点間距離、災害種別及び災害種別グループにより判定できること。
- ウ 対象となる事案を一覧表示し、地図等検索装置上に強調表示ができること。
- エ 一覧表示される情報は、同報を判断するための情報として、受付時刻、災害種別（区分）、受付指令台、災害住所、距離、通報内容を表示できること。

(6) 出動隊の編成

ア 出動隊の編成処理

- (ア) 災害地点、災害種別及び災害区分の決定と連動し、対応する出動計画に基づいた出動隊を自動で編成できること。
- (イ) 出動車両運用管理装置と連動し、車両の現在位置から災害地点までの距離または到着予想時間を比較することにより、災害地点の直近車両を出動隊として自動で編成できること。

- (ウ) 出動計画は、車両指定による計画、車種指定（直近を含む。）による計画及びその両方が混在した計画を設定できること。
- (エ) 車種指定による出動計画の場合、出動車両運用管理装置と連動し、災害地点から車両までの距離または到着予想時間を比較することにより、災害地点の直近計算車両を選定ができること。また、災害地点を管轄する署所を選別対象として絞込みができること。
- (オ) 一台の車両に、複数の車種条件を登録できること。また、編成した出動隊の車両に登録されている車種を容易に確認できること。
- (カ) 高速道路等における災害の場合、入路を考慮した出動計画の設定、車両の現在位置から入路を経由するまでの距離及び到着予想時間を計算できること。
- (キ) 車両状況により、自動的に繰上選別ができること。繰上選別は、車種指定による出動計画と同様に、災害地点を管轄する署所を選別対象として絞込みができること。
- (ク) 車両選別時に同時出動（ペア運用）が設定されている車両がある場合、追加及び選別ができること。
- (ケ) 選別車両が条件を満たさなかった場合は、追加繰上選別ができること。また、条件を満たさなかった場合は、条件を緩和し、追加選別が行えること。
- (コ) 選択した車両が次の状態にある場合は、車両選別対象から除外できること。
 - a 他の指令台にて選別中（選別拘束）
 - b 他の災害事案に出動し事案登録中（事案登録）及び兼務車両が他の指令台で選別中（兼務拘束）
 - c 出動不能
- (サ) 相互応援に係る車両選別
 - a 救急事案の場合
 - (a) 原則として、自消防本部管轄車両を優先した選別を行えること。ただし、指令センター管轄内の全車両を対象とした直近選別も行えること。
 - (b) 当該事案は、出動した車両が所属する消防本部及び災害点を管轄する消防本部の事案としてそれぞれ管理できること。
 - b 災害事案の場合
 - (a) 災害事案及び応援事案をそれぞれ作成し、それぞれが管轄する消防本部に限定した選別が行えること。
 - (b) 災害事案は、災害地点を管轄する消防本部の事案として管理できること。
 - (c) 応援事案は、応援した消防本部の事案として管理できること。
- (シ) 指定の分署においては、兼務設定されている車両2台が動態「業務」で出向している場合、指令の種別によっては、車両が一方のみ選別されること。
- (ス) 指定の区域においては、管轄本部に関係なく、指令センター管轄内の全車両を対象とした直近選別を行うこと。

なお、災害地点と管轄本部が異なる場合、予告指令・出動指令・無線連動等は両本部に出力すること。

詳細は協議会と協議の上、決定する。

イ 出動隊の確認処理

出動済及び出動予定の隊をディスプレイに表示でき、次の状況を把握できること。

- (ア) 出動規模（回数）

- (イ) 編成車両名及び車両動態
- (ウ) 繰上隊車両名
- (エ) 選別車両の現在位置から災害地点までの車両選別時の予想距離
- (オ) 災害地点までの所要時間（走行距離、選別車両ごとの平均車速）
- (カ) 任務分担
- ウ 災害規模選別（増強）

指令員の操作で、増強して部隊選別ができること。また、初期指令後の事案においても同様の部隊選別ができること。
- エ 特命隊の編成処理

指令員が選択した車両を出動隊として編成できること。
- オ 車種選別

車両を特定しない任意の車種の直近車両を、追加の出動車両として選別できること。
- カ 任意選別

出動計画上の車両（車種）において、個別に選別または選別解除できること。
- キ 選別取消処理

出動指令前に、計画出動隊及び特命隊の個別または一括で選別解除できること。
- ク 救急車入替選別

出動指令前に、直近選別された救急車 1 隊に対して、車両動態等の確認ができる救急車一覧から選択し、選択した車両と入替選別ができること。
- (7) 予告指令
 - ア 指令トーンを含めた音声合成による予告指令を送出できること。
 - イ 送出する署所（出動対象署所、通知先署所等）及び無線波を自動選択できること。なお、捕捉できなかった場合は、その回線を除外して送出できること。
 - ウ 各消防本部において災害種別決定時から出動指令前までの間に、事前に設定したタイミングで自動予告指令ができること。
 - エ 次のいずれかのタイミングで自動予告指令ができ、受付中の画面で進捗状況を確認できること。また、自動予告指令の実施を職員の操作により任意に切替えること。
 - (ア) 災害区分決定時
 - (イ) 災害住所決定時
 - (ウ) 初期車両選別時
 - オ 予告指令の送出先及び指令文言の内容は、当該事案の入力状況により、災害種別、災害区分、住所等で判断し、決定できること。
 - カ 予告指令は各事案に対し、自動予告指令、手動予告指令のどちらか一度のみ送出可能であること。
 - キ 夜間の指令放送は、消防本部ごとに時間帯を分けられること。また、夜間の指令放送を流すか流さないか、署所ごとに設定できること。
- (8) 出動指令
 - ア 出動隊の編成終了後、署所に対し指令トーンを含めた音声合成による出動指令を送出できること。
 - イ 送出する署所（出動対象署所、通知先署所等）及び無線波を自動選択できること。なお、捕捉できなかった場合は、その回線を除外して送出できること。
 - ウ 簡単な操作で指令員の肉声による送出への切替えが可能であること。

- エ 指令送出時に、災害区分ごとに指令トーン、送出範囲等の制御を設定できること。
- オ 出動指令の送出先及び指令文言の内容は、当該事案の入力状況により、災害種別、災害区分、住所等で判断し、決定できること。
- カ 指令回線の自動選択は、代車（運用不能となっている車両の代わりに予備車両等を充当し、運用を行うこと。）、移動待機（車両と職員が他の署所へ一時的に移動している状態で、当該車両を移動元署所の車両として扱い、指令書及び指令放送は、移動先署所に送出すること。）、配置転換（車両のみが他の署所へ一時的に移動し、当該車両を移動先署所の車両として扱うこと。）等の車両運用を考慮した選択ができること。
- キ 予告指令を送出中に自動指令操作をした場合は、送出終了後、自動的に出動指令を送出できること。
- ク 出動指令送出中に新たな出動指令を行う場合、指令中である旨を可視にて確認できること。
- ケ 出動指令に失敗した場合、失敗した回線への再指令は、自動的に行えること。
- コ 指令送出時、内容は災害種別ごとに設定ができ、ディスプレイに指令音声の内容を文字で表示できること。
- なお、災害地点に対する、目標物からの方角、距離等を案内できること。
- サ 事案確定時、事案番号（災害事案番号及び救急事案番号）が自動的に採番され、災害事案または救急事案が生成できること。また、事案番号は各消防本部別に採番できること。
- シ 災害種別に応じて、各装置と連動することにより指令時に次の処理ができること。
- (ア) 事案の確定
 - (イ) 出動及び通知署所に対して指令情報の送出
 - (ウ) 車両運用端末装置へ指令情報の送出
 - (エ) 指令制御装置及び車両運用表示盤の出動車両へ指令の指示
 - (オ) 順次指令
 - a 電話による順次指令
 - b FAXによる順次指令
 - c Eメールによる順次指令
 - (カ) 市民向け災害状況案内の内容変更
- ス 送出に失敗した場合、失敗のメッセージまたは回線ごとに失敗の有無を表示すること。また、失敗した回線に再送出ができること。
- セ 署所や車両に指令情報を通知せずに、受付事案を災害事案または救急事案として事案確定できること。
- ソ 音声合成装置を利用せず、指令員の肉声による音声を送出できること。
- タ 送出後または事案登録後、任意の署所または枚数を指定して指令書を再出力できること。また、印刷イメージをプレビュー表示できること。
- チ 事案に登録された車両に対して、指令情報の再送出できること。また、車両運用端末装置が連動している場合は、送出の結果を表示できること。
- ツ 予告指令対象であった署所が出動指令対象にはなかった場合、出動指令時に出動除外となった旨を対象署所へ自動送出できること。
- テ 出動指令を行った後に、指令送出先に対して出動指令取消等を肉声で送出できること。

ト 夜間の指令放送は、消防本部ごとに時間帯を分けられること。また、夜間の指令放送を流すか流さないか、署所ごとに設定できること。

(9) 事案管理処理

ア 出動指令により出動した車両等の活動状況及び動態情報を一括管理できること。また、出動車両運用管理装置、署所端末等と連動し、各出動車両等の活動時刻を管理できること。

イ 出動指令後、災害地点の変更を行った場合、変更後の情報を出動した車両等の車両運用端末装置に送信できること。

ウ 活動状況及び動態情報は、災害事案及び救急事案ごとに各10種類程度の時刻を管理できること。内容はおおむね次のとおりとし、詳細は協議会と協議の上、決定する。

(ア) 災害事案

出動、現着、開始、終了、引揚、帰署等

(イ) 救急事案

出動、現着、病紹、現発、病着、転送、引揚、帰署等

エ 事案詳細情報として、次の内容を管理できること。

(ア) 指令員（氏名）及び通報者（氏名、性別、電話番号等）の情報

複数件の登録ができること。また、発信地照会一覧から自動及び手動で登録できること。

(イ) 通報内容

(ウ) 電話連絡履歴（関係機関名、時刻、連絡先担当者名及び消防側担当者名）

オ 災害事案詳細情報として、次の内容を管理できること。

(ア) 事案経過

(イ) 出動車両等活動状況

(ウ) 災害詳細情報（文字、選択式、日時、数値等の入力ができる自由項目）

カ 救急事案詳細情報として、次の内容を管理できること。

(ア) 出動車両等活動状況

(イ) 事故種別

(ウ) 搬送者情報（搬送者名、年齢、性別、搬送先医療機関、交渉回数、傷病程度等）

(エ) 搬送者一覧

(オ) 搬送者口頭指導情報（心肺停止情報、応急処置者、心肺蘇生法等の口頭指導の有無等とし、詳細は協議会と協議の上、決定する。）

キ 災害事案または応援事案の出動車両等は、活動状況を同一画面に表示し管理できること。また、救急車両は、救急事案管理の画面でも表示できること。

ク 事案経過（鎮圧、鎮火等）は災害種別ごとに5項目程度まで設定でき、予告指令及び出動指令を送出した署所に対して、音声合成または肉声送出による連絡指令ができること。また、車両運用端末装置からの登録ができること。

ケ 災害事案に登録されている車両等の削除（取消）ができること。

コ 出動指令後に指令対象外の車両が署所判断で出動した場合、車両については、車両からの事案選択及び署所判断出動（出動要求）を行い、事案への追加登録ができること。

サ 確定済みの事案より、災害地点及び通報者情報を利用（複写等）して、別事案を生成できること。

シ 出動車両等が全車両帰署した場合に、自動で支援情報(0A)システムへ事案の引渡しができること。また、手動による事案終了時及び継続中の任意のタイミングで引渡しができること。

ス 救急事案に出動した車両の走行距離を、自動で支援情報(0A)システムへ引渡しができること。

(ア) 出動する車両の現在位置から災害現場までの距離

(イ) 災害現場（傷病者の収容場所）から搬送先病院までの距離

(ウ) 搬送先病院から帰署までの距離

(エ) 出動から帰署までの距離

(10) 事案管制

ア 受付中及び活動中の災害事案を同時に10件程度ディスプレイに一覧表示できること。

また、事案の内容が変更された場合、一覧表示は自動的に更新されること。保留事案の場合は、最終扱い席番号を一覧に表示すること。

イ 事案一覧検索機能として各消防本部別の検索を行うことができ、他消防本部の車両を自消防本部の事案に登録した場合、他消防本部の事案一覧にも表示できること。

ウ 災害問合せ対応として、受付日時、電話番号、事案番号、災害種別、災害住所または地域の条件を指定して、過去の事案を検索し、表示（地図も連動）できること。

エ 活動中の救急事案の一覧を同時に10件程度ディスプレイに表示できること。また、対象事案の内容が変更された場合、一覧の内容が自動的に更新及び再表示できること。

オ 救急問合せ対応として、受付日時、電話番号、事案番号、出動車両等、災害種別または地域を条件として指定し、過去の事案を検索、表示（地図も連動）できること。

カ 搬送者問合せ対応として、搬送者氏名、電話番号、年齢、性別、出動車両等、搬送医療機関の条件を指定することで、過去事案の検索、表示（地図も連動）ができること。

キ 事案管制中、受付または保留事案を除き、容易な操作で当該事案の直前または直後の事案に切替えができること。また、災害、救急及び搬送者問合せの検索機能で絞り込んだ事案に限定した事案を切替表示できること。

ク 地図等検索装置用ディスプレイに、活動中の事案の災害地点をマーク表示できること。また、容易な操作で災害地点概略情報（災害種別、災害区分、受付日時及び災害住所）を表示できること。

ケ 地図等検索装置用ディスプレイに、指定車両を中心とした地図または活動中事案の全出動車両が含まれる地図を表示できること。

コ 車両等とのメッセージ通信

(ア) 出動中の車両等（車両運用端末装置）に対して任意メッセージを送信できること。入力文字数は最大90文字程度とすること。

(イ) 送信メッセージは、あらかじめ登録されているメッセージからの選択と任意作成との選択ができること。

(ウ) メッセージ受信が行えること。また、メッセージの送受信時刻、送信元やメッセージ内容等メッセージ履歴を表示できること。

(エ) メッセージの送受信履歴及びメッセージ内容を一覧表示し、送受信内容を一瞥で確認できること。

サ 風水害、地震等の事案に対応するために、車両選別を伴わない事案を生成し、各消防本部が指定する署所にて受信できるものとする。

(11) 車両等情報管理

ア 出動車両運用管理装置、署所端末等から登録された動態及び活動状況を管理できること。また、事案出動中でも他事案への選別対象とする「出動可能」、引揚途上や署外活動中だが一時的に選別不能とする「出動不能」の設定及び管理ができること。

イ 車両等は個別に最大20種類程度の活動状況を登録及び管理できること。

ウ 車両等一覧表示

全ての車両等の最新の状況を次の方法で一覧表示できること。

(ア) 車両等一覧画面：車両等の動態及び活動状況を管理する画面

(イ) 車両等管理画面：代車、移動待機、配置転換等の車両等運用を登録及び管理する画面（各消防本部別及び署所別に表示できること。）

エ 出動車両運用管理装置と連動し、最新の車両等位置情報を管理でき、部隊選別に利用できること。また、地図等検索装置用ディスプレイに車両等の現在位置が表示できること。

オ 車両等の運用管理として、代車、移動待機、配置転換、乗換（兼務）、出動不能等の設定及び管理ができること。

カ 車両等の動態、運用の登録履歴が一覧表示できること。

(12) 指令台、指揮台兼無線統制台間メッセージ送信機能

ア 注意事項や伝達事項をメッセージとして、送信できること。

イ 送信日時予約をすることができること。

ウ メッセージを受信した場合は、各台の画面に表示させ、周知させる機能を有すること。

(13) 支援情報検索処理

ア 電話帳（関係機関情報）検索

(ア) 災害発生に応じて各消防本部別に災害事案に関連付けした職員、消防団及び関係機関の連絡経路が表示でき、連絡する必要のある職員、消防団及び関係機関の連絡先電話番号を検索（分類、連絡先名称、カナ及び電話番号）することで結果表示し、指令台から加入発信ができること。また、当機能を利用して加入発信を行った場合には、事案上の電話連絡履歴として蓄積できること。

(イ) 災害地点が防火対象物等の場合、関係機関連絡先を表示できること。

(ウ) 表示された連絡先電話番号に指令台から加入発信ができること。また、連絡済の関係機関が容易に判別できること。

イ 一般支援情報検索

(ア) 参照したい分類からファイル（マニュアル類）を選択し、画面表示できること。

(イ) 参照可能なファイル形式は、おおむね次のとおりとする。

a PDF

b JPEG

c BMP

d GIF

e TIFF

ウ メモ帳情報

通信指令業務の運用において必要な情報をメモとして登録でき、全指令台で共有できること。

エ 支援情報（地点情報）検索

各種支援情報の名称、カナ等を条件とした検索、属性情報表示及び地点表示ができること。

- (ア) 住所
- (イ) 目標物
- (ウ) 届出情報
- (エ) 水利
- (オ) 防火対象物
- (カ) 危険物施設
- (キ) 福祉情報
- (ク) ランデブーポイント
- (ケ) その他

(14) 表示盤制御

次の表示盤を制御できること。

ア 車両運用表示盤制御

出動車両運用管理装置、署所端末等での車両運用状況を基に、表示盤へ情報を表示できること。

イ 支援情報表示盤制御

支援情報表示盤の各表示項目の設定入力ができ、表示盤へ情報を表示できること。

ウ 多目的情報表示装置制御

多目的情報表示装置に表示する映像の選択、画面切替等を制御できること。

(15) 統計処理機能

ア 緊急通報（119番通報、加入電話、専用線等）件数について、各消防本部別、署所別及び構成市別に分類し、緊急通報件数として件数管理ができること。

イ 確定した事案を複数種類（火災、救急、救助及びその他災害）に分類し、事案件数として件数管理できること。

ウ 回線種別（固定電話、IP電話及び携帯電話）ごとに集計した統計データを管理し、年月日で検索できること。また、統計データは件数を修正でき、日計、月計及び年計の統計資料として作成できること。

エ 携帯電話を転送した転送先の消防本部を集計した統計データを管理し、年月日及び消防本部で検索できること。また、統計データは件数を修正でき、日計、月計及び年計の統計資料として作成できること。

オ 集計した統計データは印刷できること。印刷様式については協議会と協議の上、決定する。

カ 集計した統計データをCSV等の汎用ファイル形式で出力できること。

(16) 運用モード切替

災害規模等に応じて指令台で操作する画面数を変更できること。

(17) 消防団への指令

ア 消防団への指令操作にて災害点に対応する消防分団へEメール指令が行えること。また、自動的に複数の消防分団を指定してEメール指令が行えること。なお、詳細は協議会と協議の上、決定する。

イ 災害点に対応する消防分団は、地図等検索装置にて範囲指定（ポリゴンでの範囲を事前登録）で決定できること。

ウ Eメール指令を行う災害種別は、決められた災害種別のみであること。

(18) 操作訓練機能

ア 操作を習得することを目的とした操作訓練モードへ切り替えできること。

イ なお、通常の運用に影響を与えることなく操作訓練ができること。操作訓練中に119番通報が着信した場合は、操作訓練状態が自動的に解除され、通常運用できること。

ウ 指令員の操作訓練において、架空の受付、事案作成、車両編成、事案確定、事案終了までの一連の流れで操作訓練できること。ただし、音声の送出、車両の拘束及び災害案内メール等の外部装置への出力は行わないこと。

(19) 画面印刷機能

指令台搭載ディスプレイに表示の画面を、指令センター内のプリンタに容易に印刷できること。

(20) 初期画面

ア 各指令台の事案状況を把握するため、他の指令台で処理中の事案状況及び詳細情報を表示できること。

イ 運用モードの変更により、指令台の構成が変更された場合、画面の構成イメージが反映されること。

ウ 受付中及び活動中の災害事案及び救急事案の件数が指令センター及び各消防本部別に表示できること。

エ 指令員が交代しても全指令員に連絡事項が伝わるように、掲示板の入力及び表示ができること。

(21) 各装置接続状態表示

ア 各装置（指令制御装置、指令台、指揮台兼無線統制台に搭載のディスプレイ等）との接続状態がリアルタイムに表示できること。

イ 各装置の保守メンテナンスの場合、各装置の切離し及び再接続の操作ができること。

(22) 大規模災害時の署所指令機能

ア 大規模災害、自然災害等が発生し、119番通報が輻輳した場合で、通報内容から各消防本部へ指令、事案管制等要請すると判断した通報は、災害種別等により署所指令事案として登録が行えること。

イ 署所指令事案は、災害点、通報内容の登録終了した時点で119番受付処理を終了できること。

ウ 登録された署所指令事案は、各消防本部に設置の署所指令機能を搭載した端末より署所指令対応が行えること。

(23) PA連携指令

ア PA連携出動の際、救急指令と警戒指令を「PA連携指令」とし、一指令で2隊同時出動すること。

イ 支援情報(OA)システムに連携し、救急事案と災害事案の2事案を作成できること。また、2事案分の報告書を作成できること。

ウ PA連携出動の際、救急波と消防波それぞれに対し、同時に無線指令を送出できること。

3 構造仕様要件

(1) 主要機能の呼び出しが容易に行えること。

(2) ディスプレイは、21インチから24インチのワイドタッチディスプレイとすること。

(3) マウス、キーボード、タッチペン等で迅速かつ確実に操作できること。

- (4) 文字入力、次の方式に対応できること。
 - ア キーボード入力
 - イ ソフトキーボードによるマウス入力
 - ウ タッチペンによる手書き文字入力
- (5) 運用モード切替時に使用するマウス、キーボード等は、操作の妨げにならず、かつ迅速に取り出せる場所に収納できること。
- (6) 本装置の構成は、クライアント／サーバ方式とすること。
- (7) サーバはホットスタンバイ方式の冗長化構成とすること。
また、職員の操作により、現用系サーバと予備系サーバを切り替えられること。
- (8) 本装置の制御処理装置は個々に独立したものであり、個々の障害が他の装置に影響を及ぼさないものとする。
- (9) 本装置の制御処理装置、データメンテナンス装置等の機器については、24時間365日連続稼働に耐えるよう、信頼性の高い機器を採用すること。

第1-3 地図等検索装置

1 概要

本装置は、災害発生場所の地図等の検索を容易かつ迅速にできるようにするものであり、指令装置の各機器と接続し、各種支援情報等をディスプレイ上に表示するものである。

2 機能仕様要件

(1) 共通機能

ア 地図上での主要な操作については、マウス操作等にて行えること。主要な操作は、おおむね次のとおりとし、詳細は協議会と協議の上、決定する。

- (ア) 地点の検索
- (イ) 地図の拡大
- (ウ) 地図の縮小
- (エ) 全画面表示
- (オ) 2(12)に記載の補助機能 等

イ 上記アに記載の機能一覧を、地図等検索装置用ディスプレイ上に表示できること。また、容易な操作により機能一覧の表示、非表示を切り替えられること。

ウ 事案受付中の台に対して、受付内容をモニタ接続し、事案のモニタ表示を行っている指令台の本装置で、災害地点を選択できること。

(2) 地図の表示

ア 道路及び住宅等の情報を確認するため、複数種類の地図の表示ができること。

イ 同一地点を中心として複数の地図を切替表示ができ、各種地図間を自由に切替操作ができること。

なお、切替え後の地図イメージが表示でき、また拡大、縮小により、自動的に縮尺に応じて表示するレイヤの制御や住宅地図と道路地図の切替えができること。

ウ 住宅地図及び道路地図をそれぞれ複数のレイヤ情報としてデータ管理ができ、任意のレイヤ情報の表示、非表示の選択ができること。また、レイヤ情報はグループごとに管理して、表示、非表示の選択ができること。

エ レイヤ情報は、各消防本部で編集可能な作図レイヤを用意すること。

オ 地図画面のマウスカーソル位置に連動した緯度経度を常時表示できること。

カ 地図帳と同様の地図頁が表示、非表示できること。また、地図帳分冊ごとに個別に表示、非表示できること。

キ 地図等検索装置用ディスプレイ全域を使用した地図表示ができること。

ク 地図上にスケールを表示できること。

ケ 建物の形状や出入口表示ができること。

コ 建物入口データをレイヤ情報としてデータ管理ができ、該当のレイヤ情報の表示、非表示の選択ができること。

(3) 地図の操作

ア 拡大、縮小

(ア) スケールサイズバーの操作で拡大、縮小ができること。

(イ) マウスホイールの操作で拡大、縮小ができること。

イ スクロール

(ア) スクロールは、ドラッグとドラッグ&ドロップ等を選択してワンタッチで切り替えられること。

(イ) スクロール領域は、表示地図全領域無制限とすること。

(ウ) ドラッグスクロールの速度は、随時可変とすること。

(エ) スクロールは、全方向にできること。

(4) 地点の検索

ア 共通検索

(ア) 住所、目標物の中から検索条件に一致する結果を逐次一覧表示できること。

(イ) 検索の対象は、次のとおりとする。

a 住所 : 名称、フリガナ

b 目標物 : 名称、フリガナ

(ウ) 検索条件をスペース等で区切り、複数入力することにより、住所及び目標物から複数条件に一致する結果を逐次一覧表示できること。

イ 全域検索

(ア) 初期画面として、市内の全町名を消防署の管轄区域ごとに分け、それらを実際の地図位置を考慮し、配置した1画面から住所決定に進める市内全域検索を行えること。

(イ) 初期画面から町名を選択した後の番地、号、枝番の数字入力はキーボードからの入力を可能とすること。

(ウ) 初期画面から町名を選択した後に、番地以降の入力を省略して災害地点を決定した場合は、当該町名にあらかじめ設定した代表地点が地図表示されること。

(エ) 富士市と富士宮市を別々の初期画面として用意すること。

(オ) メニューに「富士市全域検索」「富士宮市全域検索」ボタンを設定し、それぞれの市の初期画面に容易に移動できること。

(カ) 表示する初期画面の地図レイアウト及び地区名は、協議会と協議して決定すること。

【別紙10-1】全域検索画面レイアウト(富士市)【別紙10-2】全域検索画面レイアウト(富士宮市)を参照すること。

ウ 住所による地点の検索

(ア) 市町村名、町丁目、番地、号等を選択することにより該当地点を表示できること。

(イ) 住所を検索する場合に読み仮名及び漢字名称による検索ができること。また、頭文字検索と中間文字検索が選択できること。

なお、検索する場合は一文字入力するごとに逐次検索ができること。

エ 目標物による地点の検索

- (ア) ディスプレイに目標物分類を一覧表示でき、分類を選択することにより該当する目標物リストを表示できること。
- (イ) 目標物は、読み仮名及び漢字名称の頭文字または中間文字検索により、一覧表示できること。
- (ウ) 目標物が決定された場合には、該当する目標物を中心とした地図を表示できること。

オ 緯度経度による地点検索

- (ア) 緯度経度及び測地座標を入力し、該当する地点の検索ができること。
- (イ) 入力する緯度経度は、日本測地系と世界測地系のどちらでも選択できること。

カ 地図頁からの地点検索

住宅地図帳の地図頁を選択することで該当する地点の検索ができること。

キ 届出情報からの地点検索

- (ア) ディスプレイに検索開始時点で有効な届出情報の一覧を届出種別ごとに表示できること。届出種別は5種類程度に分類できること。
- (イ) 一覧から届出情報を選択することで該当する届出情報を中心とした地図を表示できること。

ク その他支援情報からの地点検索

- (ア) 検索メニューから、任意の支援情報を選択することで、ディスプレイに支援情報分類を一覧表示でき、分類を選択することにより該当する支援情報リストを表示できること。
- (イ) 支援情報は、読み仮名及び漢字名称の中間文字検索により、一覧表示できること。また、検索する場合は一文字入力するごとに逐次検索ができること。
- (ウ) 支援情報が決定された場合には、該当する支援情報を中心とした地図を表示できること。

ケ 概略地図からの地点検索

- (ア) 管轄全域の概略地図を画面上に表示できること。
- (イ) 概略地図上をクリックすることで該当する地点地図が表示できること。
- (ウ) 概略地図の表示、非表示の切替えができること。
- (エ) 概略地図上に現在画面表示中の位置とエリア枠を表示すること。
- (オ) 概略地図にて無線活動波のエリアによる色分け表示ができること。

(5) 災害地点の表示及び決定

ア 災害地点の表示

- (ア) 自動出動指定装置と連動し、災害地点の地図を表示できること。
- (イ) 自動出動指定装置で入力した災害地点が地図データと完全一致しなかった場合は、入力した住所に近い地点を地図に表示し、完全一致していない旨を警告すること。
- (ウ) 自動出動指定装置で取得した発信者情報を基に、災害地点を表示できること。
- (エ) 災害地点が決定された場合、災害地点を中心とした同心円（以下「円スケール」という。）の表示ができること。また、災害種別に応じて、自動的に円スケールを表示させ、円スケールの表示、非表示の切替えができること。
- (オ) 災害地点が決定された場合、マーク表示を行うこと。マークについては、背景地図が読み取れるよう透過すること。

- (カ) 活動中の全ての災害地点情報を地図上にマーク表示できること。また、当該事案が終了した場合は、自動的にマークが消去されること。
なお、同報の可能性がある災害地点情報も地図上に表示できること。
- (キ) 既に災害地点が設定されている場合、災害現場を中心とした地図を表示できること。
- イ 災害地点の決定（災害地点逆入力）
 - (ア) 地図上で指定した地点に仮の災害地点マークを表示できること。
 - (イ) 地図上で指定した仮の災害地点から直近の住所及び目標物、指令目標物情報を一覧表示できること。
 - (ウ) 直近の住所及び目標物情報の一覧から選択した災害地点を、自動出動指定装置に災害地点として送信できること。
 - (エ) 災害地点情報を自動出動指定装置に送信する場合、指定した地点の直近の指令目標物情報を送信できること。また、指令目標物情報をリスト表示し、選択して送信できること。
 - (オ) 災害発生時に、管轄地域のみ指令目標物が表示されること。
- ウ 災害地点付近情報の表示
 - (ア) 災害地点付近の目標物、水利、ヘリポート等のマーク情報を検索して、災害地点から直近順に一覧表示できること。
 - (イ) 地図上に一覧に対応した番号を種類ごとに色分け表示できること。
 - (ウ) 一覧表示された付近情報を選択することにより、選択された付近情報のマークされた地図を表示すること。
 - (エ) 付近情報から指定した対象物を地図上で移動できること。
- (6) 集結点の表示及び決定
 - ア 自動出動指定装置からの集結点情報により、集結点マークを地図上に表示できること。
 - イ 地図上での指定により、集結点を決定し、自動出動指定装置に送信できること。
- (7) 詳細情報表示
 - ア 支援情報(0A)システム等にて入力された、各種支援情報を地図上にマーク表示できること。支援情報としては、おおむね次のものとする。
 - (ア) 常時表示するもの（レイヤ操作により表示、非表示の切替えができること。）
 - (イ) 水利、防火対象物、危険物施設等のマーク情報
 - (ウ) 操作により詳細情報として表示するもの
 - a 建築平面図等の図面情報
 - b 写真等の画像情報等
 - イ 地図上の住所、目標物、水利、防火対象物、危険物施設等を選択し、登録されている詳細情報（文字や画像等の情報）を表示できること。なお、詳細は協議会と協議の上、決定する。
 - ウ 選択した地図上のマーク近辺に他のマークが存在した場合は、近辺全てのマークの詳細一覧情報を表示し、その中から詳細情報を選択できること。
 - エ 地図上で指定した任意の範囲内の詳細一覧情報を表示し、その中から詳細情報を選択できること。また、選択した詳細情報の位置を地図上に強調表示できること。
 - オ 地図上の防火対象物、水利情報、危険物施設、ランデブーポイント等のマークを選択し、指令台設置の他のディスプレイに詳細情報を表示できること。
- (8) 届出情報の検索及び表示

- ア 届出情報を開始日時、終了日時とともに一覧表示できること。
- イ 開始日時の到来時は、自動的に地図上へマークを表示し、終了日時の到来後は、地図上から自動的にマークを消去すること。
- ウ 届出一覧から届出情報を選択し、届出登録地点の地図を表示できること。
- エ 地図上の届出情報マークを選択し、届出情報の詳細が表示できること。また、指令台設置の他のディスプレイに詳細情報を表示できること。

(9) 車両等表示機能

ア 車両等マーク表示

- (ア) 車両等の位置をマークにて地図上に表示できること。また、任意に非表示にできること。
- (イ) 車両等マークは、車種等により設定を変え視覚的に判別できること。
- (ウ) 車両等の動態に合わせて車両等マークの表示色を自動的に変更できること。
- (エ) 地図の種類ごとに車両等マークの大きさを自動的に変更できること。
- (オ) 車両運用端末装置にて設定した、水利位置または部署位置を地図上に表示できること。また、車両運用端末装置にて解除した、水利位置または部署位置を地図上から消去できること。
- (カ) 水利位置または部署位置を設定した車両名等も地図上で確認できること。
- (キ) 車両等の位置とともに水利位置または部署位置も任意に非表示にできること。

イ 車両等操作

地図上での操作により車両運用端末装置に対して次の機能が使用できること。

- (ア) 任意のメッセージ送信
- (イ) 最新の車両等位置情報を取得
- (ウ) 事案への車両等追加
- (エ) 車両等を追尾し、当該車両等を常に地図等検索装置用ディスプレイの中心に表示する設定

(10) 画面分割機能

- ア 地図等検索装置用ディスプレイ内の地図画面を分割し、中心点を同一とした、それぞれに異なる地図を表示できること。
- イ それぞれの画面で表示する地図を簡単な操作で切替えができること。
- ウ それぞれの画面でスクロールや拡大、縮小操作ができること。
- エ 通常縮尺の地図と広域地図を2画面同時に表示している状態で、広域地図の地点を選択すると、連動して通常縮尺の地図も遷移すること。

(11) マルチ表示、ワイド表示及び非連動表示機能

多目的情報端末用ディスプレイを使用して、地図等検索装置用ディスプレイとのマルチ表示、ワイド表示及び非連動表示ができること。

ア マルチ表示

- (ア) 中心点を同一として、異なった種類の地図をそれぞれの画面に表示できること。
- (イ) 地図等検索装置用ディスプレイ及び多目的情報端末用ディスプレイにて、スクロール及び拡大縮小ができること。
- (ウ) 地図等検索装置用ディスプレイ及び多目的情報端末用ディスプレイにて、災害点決定ができること。

- (エ) スクロールを行った場合は、追従してもう片方のディスプレイもスクロールされること。
- (オ) 通常縮尺の地図と広域地図を2画面同時に表示している状態で、広域地図の地点を選択すると、連動して通常縮尺の地図も遷移すること。

イ ワイド表示

- (ア) 地図等検索装置用ディスプレイ及び多目的情報端末用ディスプレイの地図が繋がるように、表示できること。
- (イ) 地図等検索装置用ディスプレイ及び多目的情報端末用ディスプレイにて、スクロール及び拡大縮小ができること。
- (ウ) 地図等検索装置用ディスプレイ及び多目的情報端末用ディスプレイにて、災害点決定ができること。
- (エ) スクロール及び拡大縮小を行った場合は、追従してもう片方の画面もスクロール及び拡大縮小されること。
- (オ) 地図種類の切替えを行った場合は、もう片方の画面も同一の地図に切り替わること。

ウ 非連動表示

- (ア) 地図等検索装置用ディスプレイ及び多目的情報端末用ディスプレイにて、それぞれが個別に拡大縮小ができること。
- (イ) 地図等検索装置用ディスプレイ及び多目的情報端末用ディスプレイにて、災害点決定ができること。
- (ウ) 拡大縮小を行った場合は、操作したディスプレイのみで拡大縮小されること。
- (エ) 地図種類の切替えを行った場合は、操作したディスプレイのみで地図が切り替わること。

(12) 補助機能

ア 距離計算

指定した線分の区間距離及び合計距離を計算し、表示できること。また、1点ずつ取消しできること。

イ 面積計算

- (ア) 地図上で指定した任意の点を結ぶ面積を算出することができること。また、1点ずつ取消しできること。
- (イ) 地図上の建物をクリックすると、建物面積を表示できること。

ウ 地図メモリ

- (ア) 表示している地図の場所を記憶できること。
- (イ) 記憶された場所を一覧表示し、該当地図を再表示できること。
- (ウ) 記憶された場所を一覧表示する場合、付近の住所名を表示できること。

エ マーキング

- (ア) 地図画面上に任意の文字列を描画できること。また、文字色、フォント、縦書き及び横書きを任意に選択できること。
- (イ) 地図画面上に任意の線を描画できること。また、線種及び線色を任意に選択できること。
- (ウ) 地図画面上に任意の多角形を描画できること。また、線色、塗りつぶし色及び塗りつぶしパターンを任意に選択できること。

- (エ) あらかじめ設定したマークより選択して、地図画面上にマークを描画できること。
なお、あらかじめ設定できるマークの種類は100種類以上とし、マークの意匠については協議会と協議の上、決定する。
- (オ) 描画した文字列、線、多角形及びマークは、各指令台に自動的に表示できること。
- (カ) 描画した情報を一覧表示し、選択することで描画された地点を表示できること。
- (キ) 表示中の地図画面を、指令センターに設置するプリンタに出力できること。

(13) 縮退運用機能

自動出動指定装置のサーバが使用できない場合において、事前に取り決めた出動計画により指令台設置のディスプレイを利用して次の運用ができること。

- ア 車両動態は、縮退運用直前までの状態を引き継ぎ、手動入力により運用開始できること。
- イ 住所（町丁目等）、目標物等から地点の検索ができること。
- ウ 災害地点、災害種別及び災害区分の決定を行えること。
- エ 決定された災害地点、災害種別及び災害区分に対応する出動計画に基づいた出動隊の編成を行えること。
- オ 基本的な事案情報（受付日時、切断日時、覚知種別、通報者氏名、通報者性別、通報者電話番号、扱者氏名、概要メモ等）を入力及び管理できること。また、当該事案で活動した車両の管理を行えること。
- カ 車両の動態情報を単独で管理及び一覧表示できること。
- キ 事案を単独で管理及び一覧表示できること。
- ク 障害復旧後も縮退運用中に管理していた車両の動態情報や事案情報を表示し、印刷できること。
- ケ 本機能は、輻輳モードの受付席数分動作すること。

(14) 経路表示機能

当該事案に選別されたすべての車両の災害点までの経路を表示できること。

3 構造仕様要件

自動出動指定装置の制御処理装置（クライアント）及びディスプレイと同様の条件を満たすこと。

第1-4 多目的情報端末

1 概要

本装置は、指令台、指揮台兼無線統制台に搭載するディスプレイの一つで、災害地点決定時に、各種消防活動支援情報、その他詳細情報等を表示するものである。また、インターネットの検索等を行う。

2 機能仕様要件

(1) 支援情報表示機能

ア 自動出動指定装置及び地図等検索装置と連携し、各種消防活動支援情報を表示できること。表示内容は、おおむね次のとおりとする。

- (ア) 車両一覧
- (イ) 一般支援情報（マニュアル類、PDF、JPEG等）
- (ウ) メモ情報 等

イ 運用モードの変更時に、地図ディスプレイ等として動作できること。

ウ 情報共有

消防本部、署所及び他隊との間で、地図への書込みやタイムライン等による情報共有が行えること。

(2) インターネット表示装置

ア 地図等検索装置と連携し、災害地点の位置情報(座標値情報)をインターネット上のGISシステムに送信し、多目的情報端末のディスプレイに災害地点のインターネット地図を表示すること。

イ 表示されたインターネット地図にてストリートビュー等の操作ができること。

ウ インターネットに接続し、インターネット情報の閲覧・検索を行うことができること。

エ Net119受信装置の画面が表示できること。

オ 第2章 第4 既設機器の取扱いに記述した、映像通報装置の画面が表示できること。

カ インターネット表示装置は、ノート型端末とし、指令台の袖机に設置する。

3 構造仕様要件

- (1) 指令系システムとインターネット表示装置の連携は、ゲートウェイ装置等を介しセキュリティを確保した上での最低限の接続とすること。詳細は、協議会と協議の上、決定する。
- (2) ディスプレイはCPU切替機にて、支援情報表示機能とインターネット表示装置を切り替えて表示できること。インターネット表示装置を表示する場合、ノート端末と同じ表示でよい。
- (3) 自動出動指定装置の制御処理装置(クライアント)及びディスプレイと同様の条件を満たすこと。

第1-5 受付補助装置

1 概要

本装置は、119等通報受付時にタッチペンを利用した手書きメモ情報を入力し、事案情報として作成するものである。

2 機能仕様要件

(1) 手書きメモ

ア 指令装置と連携し、緊急通報の受け付けを行った場合に、既定のひな形を表示し、手書き情報の入力を開始できること。

イ ひな形は、火災用、救急用等、災害種別や用途に応じて選択できること。登録種類は5種類程度とし、ひな形様式は、協議会と協議の上、決定する。

ウ 連携している地図等検索装置で表示している地図をひな形として使用できること。なお、ひな形として取り込んだ地図に経路表示等を手書き入力できること。

エ ひな型を表示している画面から画面を切替えて、テキストメモ入力を行えること。

オ 手書きメモの入力は、他の表示情報を覆い隠すことなく表示できること。また、手書き領域においては支障なく入力ができる十分な大きさを確保できること。

カ 事案モニタしている場合、モニタ先に手書きメモを送信できること。

キ 手書き情報は、1事案に5件程度登録できること。

ク 手書きメモ情報を車両運用端末装置Ⅲ型に送信できること。

ケ タッチペンまたは指タッチでの手書き情報の入力が行えること。

コ 入力は、ペンモード、消しゴムモードの切替ができること。

サ 消しゴムモードでの消去時においても、ひな形の部分は消えないこと。

シ 災害事案、救急事案等の目的に応じて、あらかじめ登録された複数のひな形を容易に切替できること。また、ひな形なし(白紙)を選択できること。

ス 他台から入力された指示・支援情報が表示できること。

(2) テキストメモ

ア 手書きメモ画面からの切り替操作により、テキストメモ入力画面を表示し、フリーのテキスト入力が行えること。

イ テキストメモ情報は事案に紐づけて登録することができること。

ウ テキストメモは、最大 1,000 文字以上の登録ができること。

エ キーボードによるテキスト情報の入力ができること。

オ 編集の可否を設定し、制御できること。

カ 入力されたテキスト情報を一括で消去することができること。

キ 入力されたテキストの選択した文字列を車両へ送信できること。

(3) 口頭指導内容等表示機能

ア 手書き入力画面と切替えて口頭指導内容等のフローを表示できること。

イ タッチペンを使用して入力ができること。

ウ 口頭指導内容等のフローの内容は協議会と協議の上、決定する。

エ 表示されているキーワードを読み上げることにより、通報者への質問文となる文章形式とすること。

オ 選択し判定した結果は、選択過程を含め、事案情報として登録できること。

カ 選択し判定した結果は、色別等で解りやすい表示とすること。

キ 口頭指導内容等のフローは、メンテナンスできること。

(4) モード切替機能

台モードの変更時に、自動出動指定装置用ディスプレイ等として動作できること。

3 構造仕様要件

自動出動指定装置の制御処理装置（クライアント）及びディスプレイと同様の条件を満たすこと。

第1-6 長時間録音装置

1 概要

本装置は、119番通報、音声指令、無線交信等の指令台、指揮台兼無線統制台で取り扱う全ての通話内容を、時刻信号とともに自動及び手動制御で録音するものである。

2 機能仕様要件

(1) 録音及び再生機能

ア 指令台、指揮台兼無線統制台の各座席の録音ができること。

イ 指令台、指揮台兼無線統制台の操作及び装置本体の手動操作で、再生及び停止できること。

ウ 119番通報等の受付と連動して自動的に録音を開始し、終話に連動して録音を停止できること。

エ 音声指令の発信に連動して、指令台の音声指令を録音できること。

オ 無線回線の送受信操作に連動して、指令台の無線通話を録音できること。

カ 時刻信号を音声と同時に収録し、再生時に収録された時刻信号（年、月、日、時、分、秒等）で検索し、再生できること。なお、時刻表示はデジタル表示とすること。

キ 装置内部に時刻信号発生機能を有すること。

ク 装置内部の時刻信号発生機能は、指令制御装置及び自動出動指定装置等の時刻信号発生機能と同期すること。

- ケ 録音中でも、長時間録音装置で録音された音声を再生できること。
- コ 長時間録音装置で録音された各音声を、職員の操作にて音源ファイルとして取り出すことができること。

なお、指定フォルダは協議会と協議の上、決定する。

(2) データバックアップ機能

- ア 障害時のバックアップ機能を有すること。
- イ 長時間録音装置で録音された内容を媒体（ブルーレイディスク等）に出力できること。
- ウ 録音媒体（ブルーレイディスク等）の終了時は、エンドアラーム等により、指令センターの指令員に通知できること。
- エ WAV形式など、一般的な機器で再生できるファイル形式で出力できること。なお、データバックアップは、特殊ファイル形式での保存を可とする。

(3) データ出力機能

録音された内容の任意の部分を媒体（ブルーレイディスク等）に出力できること。

3 構造仕様要件

- (1) 内部二重化すること。
- (2) 液晶ディスプレイ、キーボード及び制御装置で構成し、構造は自立型等であること。
- (3) ハードディスクを使用した録音装置で、バックアップとしてブルーレイディスクを採用すること。
- (4) 録音再生チャンネルは、16チャンネル以上を収容できる筐体とし、必要に応じて複数台を同時稼働する構成とすること。詳細は協議会と協議の上、決定する。

第1-7 非常用指令設備

1 概要

本装置は、指令制御装置のバックアップ装置である。指令制御装置が使用不能となった場合に、本装置に切り替えることで通常運用と同様の通信指令業務を可能とするものである。

2 機能仕様要件

- (1) 指令制御装置が使用不能時のバックアップ用として、119番通報の受付及び指令の操作ができること。
- (2) 本装置が指令制御装置の全ての機能を継続し、稼働させること。
- (3) 指令台、指揮台兼無線統制台で障害前と同様の運用が可能であること。
- (4) 指令制御装置から瞬時に本装置へ切り替えられること。

3 構造仕様要件

- (1) 指令制御装置と同等の仕様を満たすこと。
- (2) 回線種別は、指令制御装置の項に定めるものとする。
また、回線収容容量は指令制御装置と同等とすること。

第1-8 指令制御装置

1 概要

本装置は、指令台の回線制御、無線制御、データ制御等の各機能を制御するものである。

2 機能仕様要件

(1) 119番等回線受付対応機能

- ア 119番回線トランクは、光IP方式に適合できること。
- イ 光IP方式119番回線収容用の基盤を実装すること。
- ウ 119番通報の着信応答、コールバック及び切断ができること。

- エ 119番通報に対しコールバックした場合、通報者に対して119番通報に対する折り返しである旨が通知できること。
 - オ 固定電話、携帯電話及びIP電話による119番通報は、電話局及び電気通信事業者ごとの制限なく受け付けができること。
 - カ 指令回線の個別通話ができること。
 - キ 加入電話回線及び内線の発着信ができること。
 - ク 専用回線の発着信ができること。
 - ケ 着信は可視及び可聴にて確認できること。
 - コ 転送回線の発着信接続及び通話ができること。
 - サ 統合型位置情報通知装置と接続ができること。
 - シ 各種設定変更等が容易に行えること。
 - ス 火災通報装置から通報があった場合に送出される音声情報が消防機関側で再生されている間にコールバック予約ボタンを押下することで、音声情報の再生終了と同時に、コールバックを自動的に送信する「コールバック予約機能」を実装すること。
 - セ 119番通報が指令台等で受付不可の場合、一定時間経過にて、通報者に対しアナウンスを送出できること。また、アナウンスする文言は協議会と協議の上、決定する。
- (2) 障害検知機能及び障害通知機能
- ア プログラムにより自動障害チェックを行うこと。
 - イ 障害内容等を確認できること。
 - ウ 障害等の警報をシステム監視装置に表示できること。
 - エ GPS時計で自動時刻補正のできる親時計を具備し、システムを構成する各機器に対して、日本標準時の時刻信号を送出できること。

3 構造仕様要件

- (1) 内部二重化構成とし、障害発生時には自動で予備系に切替えることができること。
- (2) 光IP方式の119番回線の収容に関しては、直流電源装置によって長時間バックアップを考慮された指令制御装置（二重化）に直接収容すること。
- (3) 指令センターに設置する電話交換設備と接続すること。
- (4) 収容回線が全回線容量の範囲を超えた場合にも、装置の増設によって対応ができる拡張性を有した構造とし、機器を更新しなくても対応可能であること。
- (5) 緊急通報回線のマイグレーションに対応できること。
- (6) 保守点検が容易で、防塵に配慮されていること。
- (7) 将来的な回線増に対しては、機器の更新を伴うことなく、装置の増設により対応すること。（各回線種類ごとに2～3回線程度の回線増に対応できること。）詳細は、協議会と協議の上、決定する。
- (8) 回線種別ごとに受付本数の設定ができること。回線ごとの許容量を超えた場合には、アナウンスを送出できること。

第1-9 119番補助受付電話

1 概要

本装置は、指令台障害時に受付業務を補助するものである。

2 機能仕様要件

- (1) 指令台障害時に119番受付バックアップ用として使用できること。
- (2) ケーブル接続時は、119番通報の受付ができること。

(3) 固定電話、携帯電話及びIP電話からの119番通報を受付できること。

(4) 電気通信事業者から通知される発信者番号を表示できること。

3 構造仕様要件

卓上型多機能型電話機とし、通常は指令室内の棚等へ格納し、必要時に取り出して使用できること。

第1-10 携帯電話・IP電話受信転送装置

1 概要

本装置は、携帯電話及びIP電話による119番通報の転送処理を可能とするものである。

2 機能仕様要件

指令台の機能仕様要件「携帯電話及びIP電話による119番通報等受付」を参照すること。

3 構造仕様要件

(1) 指令制御装置に組込むこと。

(2) 電気通信事業者の携帯電話及びIP電話サービスの追加及び削除があった場合は、容易に対応できる容量及び構造とすること。

第1-11 プリンタ

1 概要

本装置は、指令系LANに接続し、自動出動指定装置、地図等検索装置等からの印刷を行うものである。

2 構造仕様要件

(1) 卓上型とする。

(2) 指令センター等に設置すること。詳細は【別紙1】機器数量表を参照すること。

(3) A4、A3用紙に対応すること。

第1-12 スキャナ

1 概要

本装置は、指令系LANに接続し、自動出動指定装置、地図等検索装置等へ図面や支援情報等の取り込みを行うものである。

2 構造仕様要件

(1) 卓上型とする。

(2) 指令センターに設置すること。

(3) A4、A3用紙に対応すること。

(4) 自動原稿送り装置(ADF)を搭載していること。

第1-13 署所端末装置

1 概要

本装置は、署所に設置し、指令の受令及び車両運用状況の設定を行うものである。

2 機能仕様要件

(1) 指令受令機能

ア 指令の受令ができること。

イ 指令台に対しボタン操作等による応答及び確受表示ができること。

(2) 通話機能

ア 指令台からの呼出しにより通話ができること。

イ 指令台に対し緊急呼出ができ、応答した指令台、指揮台兼無線統制台と相互通話できること。

(3) 車両運用状況設定機能

ア 車両運用状況の設定及び表示ができること。

イ 設定項目は、「出動」、「業務」、「整備」、「待機」等とすること。項目の名称等の詳細は、協議会と協議の上、決定する。

(4) 制御機能

ア 回線監視、アラーム機能を有し、障害発生を可視及び可聴で確認できること。また、指令台、指揮台兼無線統制台へ障害信号を通知し障害が発生した署所を通知できること。

イ 自動拡声を制御できること。また、設定により自動確受できること。

(5) 放送機能

放送装置と接続し、庁舎内及び屋外に指令放送を流すこと。

3 構造仕様要件

(1) 停電時100%負荷にて3時間以上補償するための電源を備えること。

(2) 設置場所に応じて、防塵及び防滴対策を講ずること。

(3) 指定する署所について確受ボタンを2階事務室に分岐・延長すること。

第1-14 無線受令機(指令系)

1 概要

本装置は、指令回線（有線）の障害時に指令センターが無線で送出する音声指令を受信し、署所内に指令放送ができるものである。

2 機能仕様要件

(1) 指令回線（有線）の障害時、障害が発生した署所では、消防救急デジタル無線で送出された指令を本装置にて受信し、アンプの起動により署所内に指令放送ができること。

(2) 不具合箇所を表示できること。

(3) 装置内蔵のスピーカにより受信音声の出力ができること。

(4) 受信音量を調整できること。

(5) バッテリー及び充電機能を具備し、運用中においても交流電源を接続して充電できること。

(6) 2波(FH/FL)同時受信ができること。

(7) 活動波、共通波へ必要に応じチャンネルを切り替えて各種通信の受信が行えること。

(8) 周波数スキャン機能を有すること。

3 構造仕様要件

(1) 本装置は、無線機、バッテリーを含めた電源部から構成され、装置前面に操作表示部、拡声スイッチを備えていること。

(2) 停電時100%負荷にて3時間以上補償するための電源を備えること。

(3) 設置場所に応じて、防塵及び防滴対策を講ずること。

(4) 装置は第45 卓上型半固定無線装置との兼用を可とする。

第1-15 データメンテナンス装置

1 概要

本装置は、指令センターに設置し、各機器が取り扱うデータをメンテナンスするものである。

2 機能仕様要件

(1) 基本要件

ア 指令センターにデータメンテナンス装置を設置すること。

イ 指令センターに設置する装置で、管轄消防本部のデータメンテナンスができること。

(2) データメンテナンス機能

ア 基本情報メンテナンス機能

- (ア) 住所、目標物、支援情報、出動計画等の基本情報（以下「マスタデータ」という。）は、データメンテナンス装置で容易に修正できること。
- (イ) 修正したマスタデータは、オンラインでシステムを停止することなく制御処理装置に転送できること。
- (ウ) 通信指令業務の運用に大きな影響を与えるデータ修正は、通常運用に反映する前に、操作訓練モード等で動作確認ができること。
- (エ) 地図等検索装置で地図表示に必要なポイント情報及び地図図形は、修正及び転送できること。
- (オ) 出動隊の編成処理で使用する川や線路等の通行不能エリアを修正及び転送できること。
- (カ) 職員のアクセス権限により、修正できるマスタデータを制限できること。

イ 地図データメンテナンス機能

- (ア) 住所ポイント（地点情報データベース）と地図を同時に表示し、住所コード（地点情報）、地図座標（地図位置情報）等を同時に更新できること。
- (イ) 各種シンボルマークの位置情報を修正できること。
- (ウ) 地図情報、地図属性データ等を容易に修正できること。
- (エ) 地図描画機能により、新規建物や道路等のデータを追加できること。
- (オ) 届出情報等の入力データについて、指令情報出力装置、車両運用端末装置等に対する出力有無を事前設定できること。

ウ 経路探索ノード・リンク情報メンテナンス機能

- (ア) ノード・リンク情報の編集、道路属性の編集などの機能を有すること。
- (イ) 地図表示機能を有し、拡大、縮小、ドラッグスクロール、距離計算等ができること。
- (ウ) 指定した災害地点から指定した車両位置までの最短経路を検索できること。
- (エ) 編集したノード・リンク情報を経路探索装置に反映できること。
- (オ) 道路の通行止め情報（区間、期間及び時間）を登録し、経路探索装置に反映できること。

エ 音片メンテナンス機能

- (ア) 音声合成装置にて生成する指令音声、災害案内、順次指令等に使用する文言を編集できること。
- (イ) 読み上げ内容はアクセント、イントネーション等を編集できること。
- (ウ) 職員の操作にて、音片ファイルの追加、編集ができること。
- (エ) 指令室の操作にて、追加音片は音声合成装置への登録までできること。

オ 画像メンテナンス機能

- (ア) 自動出動指定装置用ディスプレイや多目的情報端末用ディスプレイで参照できる一般支援情報の取り込み及び修正できること。
- (イ) 地図等検索装置用ディスプレイで利用する各地点情報に図面を登録できること。

カ 文書メンテナンス機能

- (ア) 指令台、指揮台兼無線統制台に搭載のディスプレイで参照できる文書（PDFファイル等）の取り込みができ、文書を修正できること。

(イ) 地図等検索装置用ディスプレイで利用する各地点情報に図面を登録できること。

キ 統計処理機能

(ア) マスタデータをCSV形式で出力できること。

(イ) 回線種別（固定電話、IP電話及び携帯電話）に分類し、集計した統計データについて年月日を指定し、CSV形式で日計、月計及び年計として出力できること。

(ウ) 携帯電話を転送した転送先の消防本部を集計した統計データの年月日を指定し、CSV形式で日計、月計及び年計として出力できること。

(エ) 災害事案及び救急事案のデータの年月日を指定し、CSV形式で出力できること。データ保持期間は、協議会と協議の上、決定する。

ク リモートメンテナンス機能

(ア) 必要に応じてデータメンテナンス装置にアクセスし、自動出動指定装置等の遠隔保守をすること。

(イ) データメンテナンス装置に遠隔保守のために必要なセキュリティ対策を実施すること。

3 構造仕様要件

(1) 24時間365日、指令システムが稼働しているため、専用装置とすること。

第2 指揮台兼無線統制台

1 概要

本装置は、指令台と併設して指令台の機能を包含し、通信指令業務の運用状況を指揮統制するためのものである。

また、消防業務用無線（活動波、主運用波、統制波等）の全チャネルを収容し、無線交信の統制を行うものである。

2 機能仕様要件

(1) 指令台と同等の機能仕様要件を満たすこと。

(2) 消防業務用無線等の次のチャネルを収容すること。

ア 活動波

イ 主運用波

ウ 統制波

3 構造仕様要件

指令台と同等の構造仕様要件を満たすこと。

第3 表示盤

表示盤の上部に「富士市・富士宮市消防指令センター」の文字を入れること。詳細は、協議会と協議の上、決定する。

第3-1 車両運用表示盤

1 概要

本装置は、指令センターに設置する大型の表示盤である。また、指令装置、車両運用端末装置等から入力した車両等の動態情報を表示するものである。詳細は、【別紙5】指令室表示盤映像を参照とする。

2 機能仕様要件

(1) 指令装置、車両運用端末装置等から入力された車両等の動態を一面に表示できること。

(2) 表示内容は次のとおりであること。

- ア 署所名
- イ 車両等名称
- ウ 車両等状況

3 構造仕様要件

- (1) 設置する環境に対して十分な明るさが確保されること。
- (2) 視認性が良いこと（写り込み等の対策がなされていること。）。
- (3) 表示盤の下に収納スペースを設けること。
- (4) メンテナンスができる架台とすること。
- (5) 表示盤1面あたり、100型程度液晶ディスプレイとし、映像制御装置にて4分割表示できること。

第3-2 支援情報表示盤

1 概要

本装置は、指令センターに設置する大型の表示盤である。また、指令装置等と連動して火災件数、救急件数、119番着信件数、気象情報等を表示するものである。詳細は、【別紙5】指令室表示盤映像を参照とする。

2 機能仕様要件

- (1) 指令装置等と連動して火災件数、救急件数、119番受付件数、気象情報等を表示できること。

なお、表示内容は指令センター内に設置された端末等から手動で修正できること。

- (2) 表示内容及び表示要領は、次のとおりであること。

ア 災害件数等

次の前日件数を指令センター内の端末等から入力し、入力した数値及び本月累計、本年累計を集計して表示できること。

- (ア) 火災件数
- (イ) 救急件数
- (ウ) 救助件数
- (エ) その他件数
- (オ) 現在時刻
- (カ) 気象情報(注意報・警報等含む)

イ 119番通報件数

本日の119番受付件数を表示できること。

ウ 件数の切替え

上記ア、イの件数表示は任意の時間で切り替わること。

エ 時刻表示

日本標準時を表示する指令装置のGPS親時計と連動し表示すること。

オ その他表示等

火災予防週間等の告知情報を、任意に作成して表示できること。

3 構造仕様要件

車両運用表示盤と同等の構造仕様要件を満たすこと。

第3-3 多目的情報表示盤

1 概要

本装置は、指令センターに設置する大型の表示盤である。また、指令台等の各ディスプレイの画面、地上波テレビ放送等を表示するものである。詳細は、【別紙5】指令室表示盤映像を参照とする。

2 機能仕様要件

- (1) 指令台、指揮台兼無線統制台にある各ディスプレイの画面を表示できること。
- (2) 地上波、BS及びケーブルテレビ放送の映像を表示できること。
- (3) 音声のある映像は、スピーカで当該音声を拡声できること。また、音量の調整ができること。
- (4) 各入力信号に対して同期すること。
- (5) 歪み、ちらつき、色ずれ等がないこと。

3 構造仕様要件

- (1) スピーカを具備し、音量の調整ができること。
- (2) 車両運用表示盤と同等の構造仕様要件を満たすこと。

第3-4 補助表示盤

1 概要

本装置は、指令センターに設置する大型の表示盤である。車両運用表示盤、支援情報表示盤、多目的情報表示盤と同一の内容の選択表示を行うものである。詳細は、【別紙5】指令室表示盤映像を参照とする。

2 構造仕様要件

- (1) 表示盤1面あたり、60型程度液晶ディスプレイとすること。
- (2) 指令室内に天吊または南面に壁掛けで2面設置すること。詳細は、協議会と協議の上、決定する。

第3-5 119番着信表示盤

1 概要

本装置は、119番着信状況を常時表示し、発信元地域を識別するための装置である。詳細は、【別紙5】指令室表示盤映像を参照とする。

2 機能仕様要件

- (1) 119番着信時、119番回線のダイヤルイン識別にて得られる電話局名(発信元地域)及び通信事業者名が表示できること。
- (2) 富士市からの着信と富士宮市からの着信を表示する列を変えて識別できること。
- (3) 着信状況表示の色別表示により以下の回線状態が可視にて確認できること。また、表示色は容易に変更できること。

ア 着信中

イ 通話中

ウ 保留中

- (4) 表示する電話局名(発信元地域)及び通信事業者名等は、協議会と協議すること。
- (5) 年月日及び時刻が表示できること。
- (6) 119番通報を受信した台の番号を表示すること。

3 構造仕様要件

- (1) 60型程度液晶ディスプレイとすること。
- (2) 指令室南面に1面壁掛け設置すること。

第3-6 映像制御装置

1 概要

本装置は、マトリックススイッチャ、映像信号分配器、録画再生装置及び遠隔制御器等から構成し、車両運用表示盤、支援情報表示盤、多目的情報表示盤、補助表示盤、119番着信表示盤等に映像信号を送出するものである。表示情報については、【別紙5】指令室表示盤映像を参照すること。

2 機能仕様要件

(1) マトリックススイッチャ

ア 入力信号に対して容易に映像ソース及び音声を選択でき、任意に選択した表示盤に出力できること。

イ 入出力信号の選択ができること。

ウ 遠隔制御できること。

(2) 録画再生装置

ア テレビ放送の録画及び再生ができること。

イ テレビ放送入力を録画に関係なく出力できること。

ウ 録画再生装置は、ブルーレイディスクに対応していること。

エ 録画再生方式は、ハードディスク及びDVDの両用方式で録画媒体にダビングできること。

オ 遠隔制御ができること。

(3) 遠隔制御器

ア マトリックススイッチャを遠隔制御し、各種映像ソースの切り替えられること。また、録画再生装置で録画する映像ソースを選択できること。

イ 車両運用表示盤、支援情報表示盤及び多目的情報表示盤の電源をON、OFFできること。また、全表示盤を一括して電源をON、OFFできるとともに、画面ごとに電源をON、OFFできること。

ウ スピーカの音量を調整できること。また、映像と音声を独立して選択できること。

(4) マルチ画面表示

ア 車両運用表示盤、支援情報表示盤及び多目的情報表示盤は単面表示、4面マルチ表示ができること。

イ マルチ表示を行っていない面には、単面表示が行えること。

ウ 各マルチ表示を行う位置は、固定とすること。

3 構造仕様要件

車両運用表示盤、支援情報表示盤及び多目的情報表示盤等の下部に収容できること。

(1) 録画再生装置

ア 信号入出力端子は、映像、音声、アンテナ端子、HDMI等であること。

イ ダブルチューナーであること。

第4 指令伝送装置

第4-1 指令情報送信装置

1 概要

本装置は、出動指令と連動して、指令装置からの出動指令情報及び災害地点周辺地図情報を署所へ伝送するものである。

2 機能仕様要件

- (1) 出動指令情報は、日本語、英数カナ文字等で出力できること。
- (2) 署所の指令情報出力装置に対して同報ができること。
- (3) 個別署所に対する出動指令情報を群別及び個別に電送できること。
- (4) 指令書は、指令情報及び災害地点の地図をA4用紙1枚にまとめること。
- (5) 署所における出動隊の数に応じた枚数の指令書を送出できること。
- (6) 火災事案の場合は、指令室にて指令書を自動で出力できること。
- (7) 火災事案以外の場合は、指令室にて指令書を手動で出力できること。

3 構造仕様要件

自動出動指定装置に組み込みも可とすること。

第4-2 指令情報出力装置

1 概要

本装置は、伝送された出動指令情報を署所側で出力するものである。

2 機能仕様要件

- (1) 出動指令情報として、おおむね次の内容の表示及び印刷ができること。
 - ア 指令時刻（年、月、日、時、分、秒）
 - (イ) 第2出動、第3出動及び特命出動時は、第1出動から各指令時刻を印字すること。
 - イ 事案番号
 - ウ 覚知種別
 - エ 災害種別、災害区分
 - オ 災害地点（住所、災害地点名等）
 - カ 地図頁
 - キ 指令目標（名称、方位、距離等）
 - ク 出動車両等名称
 - (イ) 出動車両は距離順に表示できること。
 - (イ) 第2出動、第3出動及び特命出動時は、第1出動からの車両を印字すること。
 - ケ 出動回数
 - コ 災害地点地図（円スケール、届出情報等を含む。）
 - サ 受付時刻
 - シ 気象情報
 - ス 通報者の電話番号
 - (2) 設定により、指令台の状態（災害地点の位置、縮尺）に関係なく、常に災害地点を中心にした固定縮尺の地図付き出動指令書が印刷できること。
 - (3) 災害地点の広域表示及び拡大表示ができること。
 - (4) 地図上を操作することにより、スクロール、拡大及び縮小ができること。
 - (5) 出動指令書の出力履歴を100件程度保持でき、再印刷ができること。
 - (6) 署所端末にて指令トーンが送出された後、協議会が指定するプリンタから自動的に出動指令書の印刷ができること。
 - (7) 画面上に出動車両等の一覧を表示できること。
- ### 3 構造仕様要件
- (1) 設置場所に応じて、防塵及び防滴対策を講ずること。詳細は、協議会と協議の上、決定する。
 - (2) 24時間365日連続稼働に耐えるよう、信頼性の高い機器を採用すること。

第4-3 プリンタ

1 概要

本装置は、署所に設置し、指令情報出力装置にて受信した指令情報を指令書として印刷するものである。

2 構造仕様要件

卓上型とすること。

第5 気象情報収集装置

1 概要

本装置は、各種気象状況の自動観測結果を記録し、観測データを支援情報として活用するものである。

気象情報収集装置は各消防本部に設置すること。

2 機能仕様要件

(1) 測定範囲

ア 風速	: 1～90m/s
イ 風向	: 全方位
ウ 気温	: -50℃～+50℃
エ 湿度（実効湿度）	: 0～100%
オ 気圧	: 800～1,060hPa
カ 雨量（実効雨量）	: 0.5mm/パルス

(2) プリントアウト項目

- ア 平均風向及び平均風速
- イ 瞬間最大風速及びその時の風向
- ウ 気温（現在、平均、最高及び最低）
- エ 湿度（現在の相対及び実効）、（相対：平均、最高及び最低）、（実効：平均、最高及び最低）
- オ 雨量（時間積算、10分間最大積算、日積算及び積算日数）
- カ 気圧
- キ 日報、月報及び年報での最高（起時、起日及び起月）及び最低（起時、起日及び起月）
- ク 風向頻度
- ケ 年月日時分

(3) データロガー機能

- ア 観測データの閲覧等を容易に操作できること。
- イ 各種グラフ、帳票（時報、日報、月報及び年報）を表示できること。
- ウ データのサンプリング間隔は10分間隔で表示できること。
- エ 現在地モニタで全測定項目を一括表示できること。
- オ データは自動的に保存できること。

(4) 統計処理機能

保存データを利用し集計処理を行うことができ、帳票出力ができること。

(5) 結果表示

災害状況表示盤に観測結果が表示できること。

(6) 時刻表示機能

日本標準時を表示する指令装置のGPS親時計と連動し表示すること。

3 構造仕様要件

- (1) データロガー装置、通風シェルター等は、自立型の装置架に収容すること。
- (2) 各気象観測機器は、最適な場所に堅ろうに設置すること。
- (3) 各気象観測機器は、点検が容易であること。
- (4) 各気象観測機器は、可能な限り検定無期限となる機器を採用すること。
- (5) プリンタは、他のプリンタと集約できる場合は集約すること。

第6 災害状況等自動案内装置

1 概要

本装置は、自動出動指定装置と連動し、電話による住民からの問合せに対し災害状況及び病院案内等を自動案内するものである。

2 機能仕様要件

- (1) 自動出動指定装置及び音声合成装置と連動し、災害発生時に自動出動指定装置が生成した音声パターンを合成音声にして案内できること。
- (2) 出動指令送出時には災害案内、災害事案経過が鎮火になった時には経過案内、案内中事案が終了した時には終了案内、案内対象の事案が存在しない時には平常案内ができること。
- (3) 災害発生時案内は災害発生場所及び災害区分について案内すること。
- (4) 災害発生時案内は災害種別（区分）ごとに実施の有無を設定できること。
- (5) 事案終了から一定時間経過後、災害案内は自動的に平常案内に切り替わること。
- (6) 災害案内は事案ごとに、案内対象外、誤報案内に切り替えられること。
- (7) 災害輻輳時には、5事案程度までの詳細案内を行い、これを超える場合には他に災害が発生中の旨を案内できること。また、各消防本部別に自動的に案内できること。
- (8) 案内する災害に変更があった場合は、自動出動ディスプレイ上から変更ができること。
- (9) 特殊運用として、災害発生中でも強制的に平常案内に切り替えて運用ができること。
- (10) 病院案内
平日夜間、休日の病院案内を行うこと。
- (11) 平常時(固定文言)案内は、スケジュール設定機能にて、あらかじめ案内を開始する日付、時刻を登録することができ、その時刻になると自動的に案内を開始することができること。
なお、案内を開始する日付の設定については、自動出動指定装置の画面上から変更できること。
- (12) 特殊運用として、災害発生中でも強制的に平常案内(固定文言)に切り替えての運用ができること。
- (13) 平常案内の文言は100種類以上の登録ができ、文言の変更は常時できること。
- (14) 各消防本部の対象回線に対しての着信件数の統計が取れ、時間ごとの集計、自動出動指定装置ディスプレイ上での表示、プリンタ出力ができること。

3 構造仕様要件

- (1) 専用台（0Aラック等）に設置すること。
- (2) 加入回線直収方式とし、収容回線は、将来の回線の増設に対応できること。
- (3) 現在の各消防本部の市民案内番号を継続使用すること。
- (4) 災害案内と病院案内は、別々の番号とすること。なお、回線数は以下の通りとする。

- ア 富士市の市民案内 5 回線
- イ 富士宮市の市民案内 6 回線
- ウ 富士市の病院案内 2 回線
- エ 富士宮市の病院案内 1 回線

(5) 他の装置への組み込みも可とする。

第7 順次指令装置

1 概要

本装置は、災害発生時、関係機関等に対して、順次呼び出しによる電話連絡を行うものである。

2 機能仕様要件

(1) 順次指令機能

- ア 指令装置と連動し、自動で連絡文言を作成できること。
- イ 音声合成装置と連動し、合成音声による電話連絡を行うこと。
- ウ 各消防本部別に連絡先及び連絡手段を設定できること。
- エ 出動指令と連動し、災害種別から該当する連絡先グループ及び連絡文言を自動的に決定できること。
- オ 連絡先グループ数は最大100程度設定できること。
- カ 連絡先グループごとに異なる連絡文言を設定できること。
- キ 連絡先数は、各消防本部別に1,000件程度登録可能であること。
- ク 連絡先の登録に関する詳細は協議会と協議の上、決定する。
- ケ 順次指令中に、次の順次指令の予約操作ができること。また、その場合は、順次指令開始の待ち合わせを自動的に行うこと。
- コ 呼び出した連絡先が応答しない場合は、一定時間経過後に自動リトライを行うこと。
- サ 連絡を受けた者が参集可否をプッシュ操作により返答できること。参集可否は当該事案の管轄消防本部で確認できること。
- シ 事案とは関係なく、あらかじめ登録された文言にて順次指令が行えること。

(2) 履歴管理機能

- ア 実施した順次指令を履歴表示できること。履歴の内容はおおむね次のとおりとする。
 - (ア) 連絡文言
 - (イ) 連絡先
 - (ウ) 電話番号
 - (エ) 応答時刻
 - (オ) 連絡結果
- イ 履歴を印刷できること。
- ウ 履歴から加入発信ができること。

3 構造仕様要件

他の装置への組み込みも可とする。

第8 音声合成装置

1 概要

本装置は、指令装置と接続し、事案の内容に基づき、予告指令、出動指令、災害案内等

の内容を編集し、合成音声の作成を行うものである。

2 機能仕様要件

(1) 合成音声作成機能

- ア 指令、災害案内等の各用途に応じてそれぞれの言い回しで同時に実行できること。
- イ 聞き取りやすさを考慮した音声合成方式とすること。
- ウ 音声は「女性」の音声とすること。なお、詳細は協議会と協議の上、決定する。
- エ 合成音声による指令中に、指令台の操作で指令員の肉声による指令ができること。
- オ 1つの指令に対し、指令回線と無線回線に同時に別々の文言を送出できること。
- カ 出力する内容、装置により、音声の文言を変えることができること。
- キ 輻輳時は、指令台、指揮台兼無線統制台の各席から異なる署所に対する自動指令が並行して送出的ること。
- ク 各出力装置において明瞭な再生音を出力できること。
- ケ 音声信号を回線ごとにレベル調整できること。
- コ 合成音声による指令中である旨の表示を、指令台、指揮台兼無線統制台に表示できること。

(2) 管理機能

- ア 音声データのセットアップは、容易に変更及び増設できること。
- イ 音片の追加または変更が必要になった場合は、職員がデータメンテナンス装置から容易に追加及び変更できること。

3 構造仕様要件

(1) 回線容量は、24チャンネル以上とすること。

(2) 初期セットアップとして20,000語程度の合成音声を受注者が登録すること。

なお、登録する音声は、受注者にてイントネーション等を調整すること。詳細は協議会と協議の上、決定する。

(3) 音声登録容量は、50,000語以上の登録が可能であること。

第9 出動車両運用管理装置

第9-1 管理装置

1 概要

本装置は、車両運用端末装置から車両等動態情報や車両等位置情報の受信及び指令装置からの指令情報を車両運用端末装置へ送信を行う等、車両等の運用管理を行うものである。

2 機能仕様要件

(1) 車両等位置情報管理機能

- ア 指令装置と連携し自動隊編成、出動指令に反映できること。
- イ 指令台のディスプレイや車両運用表示盤等に車両等の動態を表示できること。
- ウ 車両等のロケーション管理を行い、指令台のディスプレイ等に表示できること。
- エ 車両等の動態情報及び位置情報を使用して、直近車両検索結果を自動出動指定装置に反映できること。

(2) 車両運用端末データ更新機能

車両運用端末装置が保有する各種情報のデータ更新を無線LAN経由で行えること。業務出向等を考慮し、更新作業は車両の所属署所以外でも行えること。

3 構造仕様要件

- (1) 二重化構成とすること。
- (2) 将来の車両等登録ができる十分な余力を有すること。
- (3) データ更新用の無線LAN機器を含むこと。
- (4) 署所無線LAN設備については、設置場所に応じて、防塵及び防滴対策を講ずること。

第9-2 車両運用端末装置Ⅲ型

1 概要

本装置は、LTE等を経由して、車両等に搭載しモニタ画面に指令情報、地図情報、支援情報等を表示するものである。また、車両等の位置を管理し、災害地点までのナビゲーションを行う機能を有するものである。なお、指定する緊急車両等は【別紙7-1】車両一覧(富士市)及び【別紙7-2】車両一覧(富士宮市)を参照すること。

2 機能仕様要件

(1) 車両等動態情報送信機能

ア LTEまたは消防救急デジタル無線を経由して、車両等の位置情報及び設定した車両等動態情報を管理装置に送信できること。また、設定した動態等の状態が確認できること。

イ LTEに接続できない場合は、自動的に消防救急デジタル無線によるバックアップが可能であること。

ウ 専用画面を押下することにより、動態及び事案経過を設定できること。

エ 動態及び事案経過は、合わせて25種類以上が設定できること。また、動態ボタンは運用を考慮し、使いやすいように画面配置できること。

オ 動態の設定に関しての完了、エラー等の状況は、色別等により識別できること。

カ 動態の設定時、管理装置等で登録できない場合は自動再送を行う機能を有すること。

キ 動態に使用される時刻は、日本標準時とし、GPS衛星等から時刻信号を受けて自動校正できること。

ク 設定した動態名及び設定時刻を記憶でき、画面上で動態履歴を表示できること。

ケ 移動待機登録の設定及び解除ができること。

コ 地図画面上に表示されている動態ボタンを押下することより、次に押下すべき動態ボタンが自動的に表示される簡易動態登録機能を有すること。

サ 簡易動態登録の地図画面上に表示される動態ボタンの表示パターンについては、車両種別ごとにそれぞれ設定できること。

(2) 自車位置情報検出機能

ア 車両の車速センサ及びジャイロセンサからの進行方向データによる自律航法機能、GPS衛星、準天頂衛星等からの電波により自車位置及び進行方向等を検出できること。

イ 車速センサの自動学習補正機能を有し、高精度な位置検出ができること。

ウ GPS衛星からの電波を受信できているかどうかを画面上で確認できること。

エ 道路ネットワーク情報とのマップマッチング機能を有し、更なる精度向上を図った自車の位置を地図画面上に表示できること。

オ 検出された自車位置情報による走行軌跡を地図画面上に表示できること。

(3) 自車位置情報送信機能

ア 自車位置情報は、管理装置へ送信され、自動出動指定装置等で情報管理ができること。

イ 移動中の場合は、任意の距離ごとまたは任意の時間ごとに自車位置情報を管理装置に送信できること。また、任意の距離及び時間を併用した設定でも送信できること。

ウ 移動中に自車位置情報を送信するための距離や時間間隔の設定は、画面上から職員が変更できること。ただし、安易な変更を防止するため、設定画面をパスワードで保護できること。

エ 車両等動態情報の送信時に合わせて、自車位置情報を管理装置に送信できること。

オ 自動出動指定装置から自車位置情報の要求があった場合は、自車位置情報を管理装置に送信できること。

カ 車両等の動態変化状況（出動時、現着時、現発時、引揚時及び業務時）に応じて、送信間隔を変更できること。

(4) 地図表示機能

ア 地図データエリア内で任意の位置をスクロール表示できること。

イ 縮尺を変更することで段階的に広域地図、詳細地図を表示できること。

ウ 表示の拡大、縮小を行った場合に表示情報のレイアウト崩れを起こさないこと。

エ 自車位置を中心として、北上表示または回転表示を選択ができること。

なお、表示状態を容易に確認できること。

(ア) 北上表示

地図方向が、常に北が上になるように表示できること。

(イ) 回転表示

地図方向が自動的に回転し、自車の進行方向が常に上になるように表示できること。

なお、回転表示にしたときは自車の前方が広がるフロントワイド表示ができること。

オ 地図表示色は、設定時刻による自動切替または手動での切替操作により、昼間または夜間に適した表示色に設定できること。

なお、自動切替する時刻は、画面上から職員が設定できること。

カ 手動による目的地の登録、変更及び削除ができること。その場合、地図上には今まで登録されていた目的地のマークが消去され、新しく登録された目的地のマークが表示されること。

キ 自車位置からの目的地の方向を把握するために、矢印マークを表示または自車位置と目的地を実線にて結ぶこと。

ク 自車位置と目的地を1画面内に表示するオートズーム表示ができること。その場合、自車位置と災害地点が近づくにつれ地図縮尺は自動的に拡大され、詳細地図が表示されること。

ケ 地図表示を2分割し、異なる地図や目的地と自車位置の地図、目的地とオートズーム表示等、同時に2つの地図を表示できること。

コ 地図表示を2分割した場合でも、それぞれの地図の縮尺を変更できること。

サ 地図表示を2分割した場合は、容易な操作でどちらかの地図を1画面表示に復帰できること。

シ 手動による地図上の自車位置の修正機能を有すること。

ス 表示している地図の縮尺と方位を画面上で確認できること。

セ 細かな輝度調整ができること。

ソ LTEの通信状態を画面上で確認できること。

タ 無線LANの接続状態を画面上で確認できること。

チ 自車が出動可能状態かどうか画面上で確認できること。

- ツ ボタンの操作音を消音できること。また、消音状態かどうか画面で確認できること。
- 消音状態でも指令情報受信、動態登録等を鳴動できること。
- テ 防火対象物、危険物施設等をレイヤ情報としてデータ管理することができ、任意のレイヤ情報を表示または非表示に設定できること。

(5) 指令情報表示機能

- ア 管理装置から受信した指令情報をモニタ画面に表示できること。
- イ 指令情報を受信した場合、ブザーが鳴動されること。
- ウ 指令情報を受信した場合、次の事案情報をモニタ画面に表示すること。

- (ア) 災害種別
- (イ) 災害区分
- (ウ) 事案番号
- (エ) 指令時刻
- (オ) 災害地点住所
- (カ) 災害地点地図頁 等

なお、本ウィンドウは引揚または帰署の動態登録により画面上から自動的に消去すること。

- エ 次の詳細な事案情報をモニタ画面に表示できること。

- (ア) 追記情報
- (イ) 指令目標物
- (ウ) 通報者の氏名、性別及び電話番号
- (エ) 警報及び注意報
- (オ) 車両等名称
- (カ) 受付時刻

- オ 車両等の操作で、出動している最新の指令情報を受信できること。

- カ 指令情報を受信した場合、災害地点を目的地として自動設定し、災害地点地図をモニタ画面に表示できること。その場合、災害地点の地図表示とオートズーム表示の2分割地図画面が表示されること。また、災害地点の地図には災害地点を中心とした円スケールを表示すること。

- キ 指令情報を受信した場合、押し忘れ防止のため「出動」ボタンを画面上の目立つ場所に表示すること。

- ク 地図画面上の操作により水利情報を一覧表示できること。また、それらの属性情報や図面を表示できること。

- ケ 受信した指令情報は、最大20件まで記憶して事案終了後でも表示できること。また、地図ボタンを押下することで、その事案の災害地点地図を表示できること。

- コ LTE経由で送信された指令情報の受信ができること。

- サ 指令センターより現在活動中の事案一覧を取得し、出動する災害事案を選択して出動登録できること。

- シ 指令情報に集結点情報が含まれている場合、地図上に集結点マークを表示可能であること。

(6) ルート探索及び表示機能

- ア 災害地点または収容先医療機関が目的地に設定された場合、自車位置から当該地点までのルートを考慮した距離及び到着予想時刻が、画面に表示できること。

- イ 探索ルートのとおりにより自車が進行しなかった場合に、再探索したルートを自動的に表示できること。
 - ウ ルート探索で使用する道路ネットワークデータは、経路探索装置での経路探索処理で使用するノード・リンク情報であること。
 - エ 指令装置で管理している通行止め情報を取り込むことにより、ルート探索に活用すること。
 - オ 音声によるルート案内ができること。
- (7) 届出情報表示機能
- ア 指令装置で管理している届出情報を取り込むことにより、地図画面上にマークを表示できること。
 - イ 災害地点付近の最新の届出情報を指令情報とともに受信し、地図画面上にマークを表示できること。また、引揚及び帰署の動態登録により地図画面上から自動消去できること。
- (8) 車両等位置表示機能
- ア 同一事案に出動している他の車両等の位置を地図画面上にマークを表示できること。
 - イ マークの表示色は、他の車両等の出動、引揚等の動態により異なる色で表示できること。
 - ウ マークの下には他の車両等の名称が表示できること。
 - エ 他の車両等のマーク及び名称は、自車が引揚または帰署の動態登録することにより地図画面上から自動消去できること。
 - オ 他事案に出動している車両等の位置を取得し、地図画面上にマークを表示できること。
- (9) 水利予約、部署位置予約機能
- ア 自車で使用したい水利を予約及び解除できること。
 - イ 同一事案に出動している他車両の水利予約状況が地図画面上にマーク表示できること。
 - ウ 自車で使用したい部署位置を予約及び解除できること。
 - エ 同一事案に出動している他車両の部署位置予約状況が地図画面上にマーク表示できること。
 - オ 引揚または帰署の車両動態登録時または次の出動指令情報受信時には自動的に水利予約状況、部署位置予約状況を解除できること。
 - カ 同一事案に出動している他車両が引揚または帰署の車両動態登録した場合は、地図画面上から予約状況のマークが自動消去できること。
- (10) 情報検索機能
- ア 本システムに登録されている住所情報から、住所一覧を表示できること。また、カナ検索等により住所を検索し、該当する住所付近の地図を表示できること。
 - イ 本システムに登録されている目標物情報から、目標物一覧を表示できること。また、分類検索、カナ検索、電話番号検索等により目標物を検索し、該当する目標物付近の地図を表示できること。
 - ウ 本システムに登録されている医療機関情報から、医療機関一覧を表示できること。また、主要医療機関検索、カナ検索、地区検索、災害地点（目的地）直近検索、自車位置直近検索等により医療機関を検索して、該当する医療機関付近の地図を表示できること。
 - エ 地図画面上のマークを押下することにより、本システムに登録されている防火対象物、危険物施設、水利等の属性情報を表示できること。

なお、防火対象物、危険物情報においては支援情報(0A)システムから取り込んだ情報を表示できること。

オ 地図画面上の住所、目標物、水利、防火対象物、危険物施設等を選択することにより、本システムに登録されている、図面情報を表示できること。

なお、図面は拡大、縮小表示でき、複数の図面が登録されている場合は、容易な操作で表示を切り替えられること。詳細は協議会と協議の上、決定する。

カ 車両ごとに直前に検索した結果を表示できること。

キ 測地系に基づく緯度経度で検索できること。また、目的地及び現在地の測地系に基づく緯度経度を取得できること。

ク 地図上の任意の地点にマークを登録するマーキング機能があること。

(11) 自動出動指定装置等との通信機能

ア 自動出動指定装置とメッセージの送受信ができること。メッセージは60文字以上とする。本装置から送信するメッセージは、あらかじめ設定された単語の組み合わせまたはカナ入力等により、文章作成できること。自動出動指定装置から送信されたメッセージを受信すると地図画面上にメッセージがポップアップ表示されること。メッセージ送受信の履歴を最大20件までモニタ画面に表示できること。また、ボタンやワンタッチ等の簡略な手段で、メッセージを受信した旨を指令センターに連絡できること。

イ 診療科目等の条件で、自動出動指定装置で管理している医療機関の診療可否等を検索し、結果を表示できること。

ウ 診療科目条件検索やカナ検索等で表示された医療機関情報から、搬送先医療機関を自動出動指定装置に送信できること。

エ 自動出動指定装置へ搬送先医療機関情報を送信する場合、搬送者の傷病程度や搬送医療機関の搬送理由または交渉医療機関の搬送拒否理由等が送信できること。

オ 不搬送だった場合、不搬送情報とともに不搬送理由を自動出動指定装置へ送信できること。

カ 地図画面上のマークを押下することにより、指令装置で管理している各種支援情報をモニタ画面に表示できること。

なお、個人情報本装置ではデータを保持せず、LTEを経由して情報を受信すること。

キ 指令装置で入力された手書きメモ及びテキストメモ情報の受信、表示が行えること。

ク 自動出動指定装置で管理している事案概要等（他事案含む。）を本装置側からの要求によりモニタ画面に表示できること。

(12) データメンテナンス機能

ア 指令装置で管理している目標物、水利、防火対象物、危険物施設等のマーク情報及び属性情報を取り込み、反映できること。メンテナンス内容は、データメンテナンス装置の機能仕様要件による。

イ 修正した住宅地図情報を取り込み、反映できること。

ウ 修正した図面を取り込み、反映できること。

エ 指令装置で管理している届出情報を取り込み、反映できること。

オ 指令装置にて管理しているノード・リンク情報を取り込み、反映できること。

カ メンテナンスデータは、車庫に設置の無線LAN経由でデータ更新が行えること。

キ 障害等により無線LANが使用できない場合においても、USBメモリ等の記憶媒体による代替的な手段でデータ更新が行えること。

なお、代替的な手段はやむを得ない場合のみに実施するものとし、セキュリティを確保できる専用の記憶媒体を署所数以上準備すること。

(13) 移動待機指令情報表示機能

- ア 管理装置から受信した移動待機指令情報をモニタ画面に表示できること。
- イ 移動待機指令情報を受信すると、ブザーが鳴動すること。
- ウ 移動待機指令情報を受信すると、モニタの画面上部には指令情報ウィンドウを表示し、次の移動先署所名が表示できること。

なお、本ウィンドウは引揚または帰署の動態登録により画面上から自動消去できること。

- エ 移動待機指令情報を受信すると、移動先署所を目的地として自動設定できること。その場合、移動先署所地図表示とオートズーム表示の2分割地図画面が表示されること。

3 構造仕様要件

- (1) データ記憶媒体は車両搭載の振動を考慮したものであること。
- (2) 各構成機器は、耐衝撃性、耐熱性及び防水性に優れた構造であること。
- (3) 車庫内の電波状況を常に最良に保つこと。
- (4) 画面サイズ、設置位置等の詳細は、協議会と協議の上、決定する。
- (5) 富士宮市中央消防署の山岳救助車については、画面サイズを小さくすること。
- (6) 出動指令情報の受信から出動までの時間短縮を実現するための機構を具備すること。
- (7) 車両バッテリーに係る負担を低減するための機構を具備すること。
- (8) 携帯電話機（車載空中線）を付属すること。
- (9) 時刻及び通信状態は、常にモニタ画面に表示されていること。
- (10) 盗難防止を考慮し、専用金具等により固定すること。

第10 システム監視装置

1 概要

本装置は、本システムの運用状況を管理し、障害発生時において、指令員等に対する通知機能を有するものである。

2 機能仕様要件

- (1) 本システムの主要機器の動作状況が監視できること。監視対象として、次の複数の監視方式により、様々な視点での監視ができること。なお、各機器の監視対象はネットワークトラフィック等を考慮し、協議会と協議の上、決定する。
 - 各装置との連携の中心である自動出動指定装置の各機器との接続状況を表示できること。
 - ア ICMPによるネットワーク監視
 - イ 接点信号による装置状態監視
 - ウ データベースの稼動状況監視
 - エ HTTPの通信によるサーバ状態監視
 - オ SNMPによるネットワーク経由での装置状態監視
- (2) 検出した障害情報をディスプレイに表示するとともに、次の方式により、指令員等に通知できること。
 - なお、詳細は協議会と協議の上、決定する。
 - ア システム監視装置ディスプレイ上へのメッセージ表示
 - イ ブザー音による通知

ウ 障害通知書の印刷（手動）

エ 警告灯による通知

- (3) 検出した障害情報は履歴管理し、検索、一覧表示及び印刷ができること。

なお、障害履歴は1年間保持できること。

- (4) 機器のメンテナンス時は、容易に監視対象の除外ができること。

- (5) 保守拠点にて、遠隔監視ができること。

3 構造仕様要件

- (1) 24時間365日、常時システム監視を行う必要上、専用装置とし、信頼性の高い機器を採用すること。

- (2) 機器状況の詳細情報や故障の予兆検知等の機能を有すること。

第11 電源装置

第11-1 無停電電源装置（指令センター用）

1 概要

本装置は、指令センター及び機械室の情報系設備（自動出動指定装置等）及び関連装置に対して安定した電源を供給し、無停電化するものである。

なお、設置場所は【別紙1】機器数量表を参照すること。

2 機能仕様要件

- (1) 交流100Vで動作する各装置へ安定化及び無停電化した電源を供給できること。

- (2) 完全バイパス回路を有する入出力盤を設置し、バックアップ対策を行うこと。

- (3) 障害等の警報出力（故障、バッテリー稼働等）をシステム監視装置等に表示できること。

- (4) 商用電源からバッテリー稼働に切り替わる際も無瞬断切替を行うこと。

3 構造仕様要件

- (1) 負荷側の最繁時消費電流を安全に供給できる容量の電源装置を導入すること。

- (2) 補償時間は10分以上とすること。

- (3) 蓄電池は、超長寿命型とすること。

- (4) 汎用品による構築を可とする。

- (5) 装置は第11-3 無停電電源装置（無線用）との兼用を可とする。

第11-2 無停電電源装置（署所用）

1 概要

本装置は、消防指令センターサポート室及び署所等に設置される、指令装置及び関連装置に安定した電源を供給し、無停電化するものである。

なお、設置場所は【別紙1】機器数量表を参照すること。

2 機能仕様要件

- (1) 交流100Vで動作する機器へ安定化及び無停電化した電源を供給すること。

3 構造仕様要件

- (1) 補償時間は10分以上とすること。

- (2) 汎用品による構築を可とする。

第11-3 無停電電源装置（無線用）

1 概要

本装置は、指令センター及び機械室、サポート室等の無線系装置に対して安定した電源を供給し、無停電化するものである。

なお、設置場所は【別紙1】機器数量表を参照すること。

2 機能仕様要件

- (1) 交流100Vで動作する各装置へ安定化及び無停電化した電源を供給できること。
- (2) 完全バイパス回路を有する入出力盤を設置し、バックアップ対策を行うこと。
- (3) 障害等の警報出力（故障、バッテリー稼働等）をシステム監視装置等に表示できること。
- (4) 商用電源からバッテリー稼働に切り替わる際も無瞬断切替を行うこと。

3 構造仕様要件

- (1) 負荷側の最繁時消費電流を安全に供給できる容量の電源装置を導入すること。
- (2) 補償時間は10分以上とすること。
- (3) 蓄電池は、超長寿命型とすること。
- (4) 汎用品による構築を可とする。
- (5) 装置は第11-1 無停電電源装置(指令センター用)との兼用を可とする。

第11-4 直流電源装置（48V系）

1 概要

本装置は、指令センター及び各基地局に設置される本システムの直流系設備に対して、安定した電源を供給するものである。

なお、設置場所、容量等は【別紙1】機器数量表を参照すること。

2 機能仕様要件

- (1) 直流48V系で動作する各装置へ電源供給ができること。
- (2) 整流器及び蓄電池等で構成すること。
- (3) 整流器はn+1方式とし、整流器ユニットが1台故障した場合においても、本施設を構成する直流48V系機器の消費電流を供給可能であること。
- (4) 障害等の警報出力を外部の警報表示盤等に表示できること。

3 構造仕様要件

- (1) 使用電圧、電流に適した電圧計、電流系または計測表示パネルを設置すること。
- (2) 架台組込またはロッカー組込とし、スペース確保等の設置場所に適した方法とすること。
また、耐震性を考慮し、据付設置とすること。
- (3) キュービクルタイプかつ前面保守型とし、保守が容易に行える構造であること。
- (4) 停電時、3時間以上補償すること。
- (5) 蓄電池種別は、超長寿命型とすること。
- (6) 汎用品による構築を可とする。

第11-5 非常用発動発電機（基地局用）（据置型）

1 概要

本装置は、各基地局に設置し、商用電源停電時に本システムの機能を維持するための電力を供給するものである。

2 機能仕様要件

- (1) 商用電源停止時は、自動で始動すること。
- (2) 過負荷から装置を保護する機能を有していること。
- (3) 異常を自動的に検知し、エンジンを停止する機能を有していること。
- (4) 異常時及び稼働状況について、ランプ、ブザー等で指令センターに通知すること。
- (5) 商用電源復旧を検知し、自動的にエンジンを停止する機能を有すること。

3 構造仕様要件

- (1) 72時間以上連続運転できること。
- (2) 屋外に設置可能な構造であること。
- (3) 庁舎に設置する場合は設置場所の床面を必要に応じて補強すること。
- (4) エンジンの排気には空気の汚染対策が施されていること。
- (5) 騒音対策が施されていること。
- (6) 保守点検及び清掃が容易な構造であること。
- (7) 汎用品による構築を可とする。

第12 統合型位置情報通知装置

1 概要

本装置は、固定電話、携帯電話及びIP電話による119番通報に係る発信者の位置情報を受信し、指令装置にその位置情報を表示するものである。

2 機能仕様要件

(1) 携帯電話

ア 119番通報を受け付けた場合、位置情報を要求することにより、119番回線とは別の位置情報送受信信用回線（IP-VPN回線）で電気通信事業者側から送信される位置情報を受信できること。「184」発信または発信者番号非通知での通報の場合であっても、位置情報を要求して取得できること。

イ 指令台の操作で位置情報を要求できること。

ウ 受信した位置情報に基づいて、自動出動指定装置及び地図等検索装置にその位置を表示できること。

(2) 固定電話及びIP電話

ア 119番通報を受け付けた場合、位置情報を要求することにより、119番回線とは別の位置情報送受信信用回線（IP-VPN回線）で電気通信事業者側から送信される位置情報を受信できること。

イ 受信した位置情報に基づいて、自動出動指定装置及び地図等検索装置にその位置を表示できること。

(3) 民間事業者からの通報

ア 車両等による民間事業者からの通報（株式会社日本緊急通報サービスが提供するヘルプネット等）受付時、位置情報を要求することにより、119番回線と別の位置情報送受信信用回線（IP-VPN回線）で電気通信事業者側から送信される位置情報を受信できること。

イ 受信した位置情報に基づいて、自動出動指定装置及び地図等検索装置にその位置を表示できること。

(4) 通報の方式に応じて次のとおり詳細情報が表示されること。

ア 携帯電話

- (ア) 電話番号
- (イ) 緯度、経度
- (ウ) 誤差半径
- (エ) 高度（電気通信事業者により対応が異なる任意情報）
- (オ) 高度誤差（電気通信事業者により対応が異なる任意情報）

イ 固定電話

- (ア) 電話番号

(イ) 住所（番地、号を含む。）

(ウ) 方書

(エ) 氏名カナ

(オ) 氏名漢字

ウ IP電話

(ア) 電話番号

(イ) 住所（番地、号を含む。）

(ウ) 方書

(エ) 氏名カナ

(オ) 氏名漢字

エ ヘルプネット

(ア) 電話番号

(イ) 緯度、経度

(ウ) 誤差半径

(エ) 車種

(オ) 車体色

(カ) 車両登録番号

(キ) 通報トリガ

(ク) 通報要因

(5) 発信地要求報告

発信地を要求した結果の報告資料（電気通信事業者ごとの月別集計表）が、指令員の操作で容易に作成できること。

(6) 総務省が示す「携帯電話・IP電話等からの緊急通報に係る位置情報通知システム技術的条件書」に準拠した位置情報を、消防機関に通知する仕組みを保有する電気通信事業者からの位置情報受信に対応できること。（例：ヘルプネット等）

3 構造仕様要件

(1) 二重化構成とすること。

(2) IP-VPN網は、異なる電気通信事業者回線により2系統とすること。

(3) サーバ装置は、信頼性の高いOSを選定すること。

第13 消防用高所監視装置

第13-1 高所監視カメラ

1 概要

本装置は、災害状況を早期把握及び消防活動への適切な情報提供を行うために、操作卓から遠隔制御が可能なWebカメラ装置を設置し、映像を収集するためのものである。カメラ設置場所は、金丸山基地局、富士宮市役所屋上とすること。

2 機能仕様要件

(1) H.264またはMPEG-4方式にて高解像度のカラー撮影ができること。

(2) Webカメラ型とすること。

(3) 拡大倍率は、30倍程度とすること。

(4) 半径10km程度を監視可能とすること。

(5) 撮影した映像を操作卓に伝送できること。

- (6) 自動出動指定装置と連動し、災害種別により、災害地点撮影方向等を制御できること。

3 構造仕様要件

- (1) 360度監視するため、必要に応じて2台1式とすること。
- (2) カメラは設置場所に応じて防塵及び防滴規格を満たしていること。

第13-2 操作PC

1 概要

本装置は指令センター及びサポート室に設置し、高所監視カメラと接続することで遠隔制御を行うものである。

2 機能仕様要件

- (1) 操作卓上でカメラが表示している方位や視野角等を地図に表示できること。
- (2) 任意の位置での登録ができること。また、その呼出ができること。
- (3) 映像を車両運用表示盤、支援情報表示盤及び多目的情報表示盤等に外部出力できること。
詳細は【別紙5】指令室表示盤映像及び【別紙6】署所表示盤映像を参照すること。
- (4) 操作用端末による操作のほか、ジョイスティックによるカメラ操作を行えること。
- (5) 金丸山基地局に設置したWebカメラ及び富士宮市役所屋上に設置のWebカメラは、指令室に設置した操作PC及びサポート室に設置した操作PCにて操作できること。

第14 経路検索装置

1 概要

本装置は、道路ネットワーク情報を用いて、各車両の位置情報と災害地点位置情報により車両の現在位置から災害地点までの最短経路を探索し、出動順位表を作成するものである。

2 機能仕様要件

- (1) 自動出動指定装置の災害地点と車両位置情報により、車両位置から災害地点までの道路のノード・リンク情報に基づいた距離及び到着予想時間を計算すること。
- (2) データメンテナンス装置で修正した道路データベースの情報を容易な操作で読込できること。
- (3) 災害地点に最も近い道路を、検索条件に指定されている幅員から探索し、その地点を災害地点にできること。
なお、条件に一致する道路が見つからない場合は、全ての車両位置から災害地点までの直線距離で計算すること。
- (4) 車両位置に最も近い道路を、検索条件に指定されている幅員から探索し、その地点を車両位置にできること。
なお、条件に一致する道路が見つからない場合は、本車両位置から災害地点までの直線距離で計算すること。
- (5) 経路を計算する場合は、道路幅員、高速道路及び一方通行を考慮した経路探索ができること。
- (6) 道路の通行止め情報（期間、区間及び時間）を考慮した経路探索ができること。
- (7) 経路探索に使用する道路については優先道路の設定ができること。
- (8) 道路データベース及び検索条件などの修正を職員の作業により行えること。
- (9) 訓練モードでの経路探索ができること。

3 構造仕様要件

- (1) 二重化構成とすること。
- (2) 他装置への組込も可とする。

第15 消防ネットワーク機器

1 概要

本設備は、指令センターと各消防本部及び各拠点（署所、関連施設、高所監視拠点等）に設置する情報系機器を相互接続し、データ通信を可能とするための機器群である。

2 機能仕様要件

指令系ネットワークは、閉域網を前提とし、指令センターネットワーク、消防本部・署所及び関連施設ネットワーク、WANネットワーク及び外部ネットワーク等で構成するものとし、それぞれのネットワークは次の項目を満たすものとする。

(1) 指令センターネットワーク

ア 1 Gbps対応のルータ及びマルチレイヤスイッチ装置（L3スイッチ、L2スイッチ）を利用すること。

イ L3スイッチは、二重化すること。

ウ L2スイッチは、セグメント分割し、不要な通信が発生しない設計とすること。また、QoSを設計すること。

エ 指令制御装置と非常用指令設備は、同一のネットワーク機器に直接収容しない設計とすること。また、自動出動サーバ等の二重化されている装置についても、同一のネットワーク機器に直接収容しない設計とすること。

(2) 富士宮市消防本部・署所及び関連施設ネットワーク

ア 100Mbps対応のルータ及びマルチレイヤスイッチ装置（L2スイッチ）とすること。

イ L2スイッチは、セグメント分割し、不要な通信が発生しない設計とすること。また、QoSを設計すること。

(3) WANネットワーク

ア 指令センターと署所及び関連施設の接続回線は、次のとおりとする。必要な速度を満たした上で、耐障害性及び経済性を考慮した電気通信事業者及び回線形式を選定すること。

(ア) 指令系

a 第1優先 : 広域イーサネット系

b 第2優先 : 広域イーサネット系

c 第3優先 : 地域IP系

イ 広域イーサネット系の回線は、次の回線速度を前提とするが、必要帯域を考慮した上で、ネットワーク設計を行うこと。

(ア) 消防指令センター : 200Mbps以上

(イ) 消防署・分署 : 10Mbps以上

ウ モバイル系の回線は、閉域網のLTEとすること。

エ 経済性を考慮し、最大帯域の低減化に努めること。

オ 指令系ネットワークとインターネットとの接続は行わないこと。

カ 消防救急デジタル無線設備との接続を配慮すること。

キ 回線断等の障害検知時は、別回線に自動的に切替える仕組みを具備すること。

3 構造仕様要件

- (1) 基幹装置は、二重化構成とすること。
- (2) 広域イーサネット等の各種回線（電気通信事業者回線等）を収容すること。
- (3) ルート選択（経路制御）機能、QoS機能を有し、収容するトラフィックの特性に応じたIPネットワーク上のサービスを提供すること。
- (4) 消防ネットワークの接続構成は、【別紙3-1】指令系ネットワーク構成図を参照すること。
- (5) 指令系回線の現用系と予備系とで、異なる電気通信事業者も可とする。
- (6) L3スイッチのポートについては、将来的な拡張にも対応可能な予備ポートを設けること。
- (7) 各拠点に設置するルータ及びL2スイッチは停電対策を施すこと。
- (8) 関連装置はラックに収容すること。
- (9) 構成装置はL3スイッチ、L2スイッチ、ルータ、ファイアウォールであること。

第16 セキュリティ装置

1 概要

本装置は、円滑な指令管制業務を実現するために、ウイルスや不正アクセス、脆弱性等の脅威から本システムを保護するものである。

2 機能仕様要件

(1) ウイルス対策管理装置

ア ウイルス対策ソフトと、本システムの管理対象サーバ及び端末のウイルス対策ソフトを管理するサーバを構築すること。対象機器は、協議会と協議の上、決定する。

イ 本システムの管理対象サーバ及び端末に対して、ネットワーク経由でウイルス対策ソフトを適用できること。

ウ ウイルス対策ソフトは、Webベースの管理インタフェースを具備し、遠隔操作で設定変更及び管理できる操作性を有しているものであること。

エ ファイルの入出力をリアルタイムに検知し、ウイルス発見時には、駆除、隔離及び削除できること。

なお、指令業務への影響を考慮し、排他処理（スキャンスケジュール等）を制御すること。

オ ウイルス対策ソフトは容易に管理、制御及びウイルス定義ファイルの更新が行える機能を有し、最新のウイルス定義ファイルを定期的に更新できること。また、ウイルス定義ファイルの取得はファイアウォールにより必要な通信以外は制限すること。

(2) 不正アクセス防止装置

ア ループや通信データの盗聴を防止するために、ネットワーク機器で予約されていないLANポートをポートガードにて物理的に遮断すること。対象は、協議会と協議の上、決定する。

イ 無許可の媒体と指令システム機器が接続されないようにデバイス制御ソフトウェアを導入し、外部記憶媒体等を論理的に遮断できること。

ウ 不正アクセス等を検知するソフトウェアを導入し、検出した場合はアラーム発報等で職員に通知できること。

(3) 脆弱性の対策

ア 他のシステムやインターネット等との接続を行う装置類のOS、ミドルウェア等で脆弱性のリスクがある場合は脆弱性対策を施すこと。

イ OS、ミドルウェア等のバージョン管理を行うこと。

ウ 脆弱性対策パッチの適用に当たっては、事前の動作検証を実施できること。

エ 対象となる装置類への脆弱性対策パッチの適用は、手動もしくは自動で実施すること。
ただし、やむを得ない場合においては職員により容易に実施できること。

オ 対象とする端末は、協議会と協議の上、決定する。

(4) 盗難防止対策装置

持ち運びが可能な装置等の盗難を防止するために、セキュリティワイヤーによりロックを施すこと。タブレット端末の紛失等対策として、リモート操作でロック及びデータ削除ができること。また、タブレット端末の電源が落ちる最終地点までの位置情報が取れること。対象は、協議会と協議の上、決定する。

3 構造仕様要件

(1) ウイルス対策ソフトはクライアント／サーバ構成で導入すること。

(2) ポートガードは、専用工具以外での取り外しが行えないこと。

第17 放送設備

第17-1 放送設備(センター用)

1 概要

本装置は、指令装置と連動した指令等により、指令センターのスピーカにて指令放送を行うとともに、手動指令や業務放送を行うものである。

2 機能仕様要件

(1) 指令情報の受信により、放送装置を起動し、スピーカより指令音声を出力すること。

(2) 放送用アンプを導入すること。

(3) スピーカは、第2章 第4 既設機器の取扱いで示した、既設の放送用スピーカを流用する。

(4) スピーカの系統及び出力は、指令センターの状況に応じて変更すること。

(5) 外部スピーカの電源の ON/OFF をスイッチで切り替えられること。

3 構造仕様要件

専用の収容架に収容設置ができること。

第17-2 放送設備(署所用)

1 概要

本装置は、指令装置と連動した指令等により、各署所のスピーカにて指令放送を行うとともに、手動指令や業務放送を行うものである。

2 機能仕様要件

(1) 指令情報の受信により、放送装置を起動し、スピーカより指令音声を出力すること。

(2) 署所に放送用アンプを導入すること。ただし、導入しない各拠点に対しては、既設放送用アンプと接続すること。

(3) スピーカは、第2章 第4 既設機器の取扱いで示した、既設の放送用スピーカを流用する。

(4) スピーカの系統は、署所にて各々、最適な数とすること。

(5) スピーカの設置が必要な場合は、当該署所にスピーカを設置すること。

(6) スピーカの出力は署所の状況に応じて設置すること。

(7) 外部スピーカの電源の ON/OFF をスイッチで切り替えられること。

3 構造仕様要件

専用の収容架に収容設置ができること。

第18 避雷設備

第18-1 避雷設備(センター用)

1 概要

本装置は、商用電源線等から侵入する誘導雷サージあるいは接地雷サージによる破壊衝撃から本システムを構成する各機器を保護するものである。

2 構造仕様要件

耐雷トランス、低圧サージ防護デバイス（以下「SPD」という。）から構成されること。

また、耐雷トランスは、指令センターに設置する。

なお、SPDは電源用、通信用各々に対応すること。

(1) 耐雷トランス

ア 商用電源系統への落雷及び誘導雷から各装置を保護できること。

イ 避雷状況を目視にて確認できること。

ウ ヒューズ交換を行える構造とすること。

エ 落雷及び誘導雷による影響が、同一施設内に設置されている他装置に波及しないこと。

(2) SPD

ア 電源用高速回線避雷ユニット

(イ) 端子盤取付型の構造とすること。

(イ) 各装置に供給する電源は、本盤に収容するブレーカを経由して行うこと。

イ 信号用高速回線避雷ユニット

配線架または端子盤取付け型の構造とすること。

第18-2 避雷設備(署所用)

1 概要

本装置は、商用電源線等から侵入する誘導雷サージあるいは接地雷サージによる破壊衝撃から本システムを構成する各機器を保護するものである。

2 構造仕様要件

低圧サージ防護デバイス（以下「SPD」という。）は署所に設置する。

なお、SPDは電源用、通信用各々に対応すること。

(1) SPD

ア 電源用高速回線避雷ユニット

(イ) 端子盤取付型の構造とすること。

(イ) 各装置に供給する電源は、本盤に収容するブレーカを経由して行うこと。

イ 信号用高速回線避雷ユニット

配線架または端子盤取付け型の構造とすること。

第19 災害時要援護者通報対応装置

第19-1 FAX119受信装置

1 概要

本装置は、FAXを利用した緊急通報を受信するものである。

2 機能仕様要件

(1) FAXの受信を可視及び可聴にて通知できること。

- (2) FAX受信した際は、自動的に印刷すること。

第19-2 NET119受信装置

1 概要

本装置は、事前の利用登録が行われている、音声による通報が困難な聴覚障害者や言語障害者等からの緊急通報を、携帯電話、スマートフォン及びインターネット端末機からWEB方式により受信するものである。

2 機能仕様要件

- (1) 現在、富士市が契約を結んでいる NET119 の業者との契約を継続する。
- (2) 「119 番通報の多様化に関する検討会・報告書（平成 29 年 3 月総務省消防庁防災情報室）」の 3-2-2 消防本部端末の機能要件(P32-40)に記載されている機能を使用すること。
- (3) 緊急通報受信時は、受信警告筒の音（ブザー等）と光（ランプ等）による通知を行うこと。
- (4) 通報受信時、各指令台（指揮台兼無線統制台含む）の多目的情報端末ディスプレイに内容を表示し、操作・確認できること。
- (5) 受信内容を大型表示盤に表示できること。
- (6) ファイアウォールを含むこと。
- (7) 本装置は、指令センター及びサポート室に設置する。
- (8) 受信した場合、受信装置は両方同時に受信すること。

第19-3 映像通報装置

1 概要

本装置は、会話による災害地点特定、または傷病者の正確な容態把握等が困難な場合に、スマートフォンにより撮影した映像を表示するものである。

2 機能仕様要件

- (1) 端末装置は、第 2 章 第 4 既設機器の取扱いで示した、既設の映像通報装置の端末5台を流用することも可とする。
- (2) 端末の設置場所は、富士市の中央消防署及び西消防署、富士宮市の中央消防署及び西消防署、サポート室の5ヶ所とする。
なお、必要に応じて、インターネットに接続する回線を用意すること。
- (3) 詳細は【別紙19】映像通報装置を参照すること。

第20 拡張台

1 概要

指令台と同様の高さ、奥行を持った構造の指令台間等に設置し、本システムの付帯装置等を搭載する台である。

2 構造仕様

- (1) 指令台、指揮台兼無線統制台と調和のとれる色調及び形状であること。
- (2) 内部に各機器の制御処理装置を収容できる構造とすること。
- (3) 【別紙20-2】富士市・富士宮市消防指令センター新レイアウト案を参照すること。

第21 指揮支援システム

第21-1 指揮支援タブレット

1 概要

本装置は、指揮隊が災害現場において、LTEにて接続された端末で、指令センターの情報、支援情報(0A)システムの情報、映像情報等を共有するためのものである。

2 機能仕様要件

- (1) 指令情報及び災害地点地図の表示（他事案含む。）を行えること。
- (2) 他隊の動態及び位置情報表示を行えること。
- (3) 本章「災害情報共有システム」の内容を表示できること。
- (4) 指令センター、消防本部、署所及び他隊との間で、地図への書込みやタイムライン等による情報共有が行えること。

ア 事案選択機能

- (ア) 取得した事案情報を元にスレッド（掲示板）を作成すること。
- (イ) 指令受信した事案表示部または事案一覧から投稿可能なスレッド画面を表示できること。

イ スレッド（掲示板）画面表示

- (ア) 事案選択画面で選択したスレッド（掲示板）を表示すること。
 - (イ) 既に投稿されたコメントがある場合は表示させること。
 - (ウ) 参照しているスレッドまたはログインユーザが受信している指令情報のスレッドで新しくコメントが投稿された場合、通知すること。
 - (エ) コメントはログイン名称を投稿者欄に表示すること。
 - (オ) 投稿した日時を表示すること。
 - (カ) 投稿は時系列に表示すること。
 - (キ) ログインしている本人が投稿したコメントはアイコン表示すること。
 - (ク) 画像の投稿があった場合、サムネイルを表示し、タッチすることで原寸表示できること。
 - (ケ) 画像以外のファイル投稿があった場合、リンクを表示し、クリックすることでダウンロードできること。
 - (コ) カメラ起動ボタンを設け、押下することでカメラアプリを起動すること。また、本操作で撮影した画像及び映像はタイムラインに自動投稿すること。
 - (サ) コメント送信ボタンを設け、押下することでコメント送信画面を表示すること。
 - (シ) ファイル送信ボタンを設け、押下することでファイル選択画面を表示すること。
 - (ス) 事案情報とは別に任意にスレッドを任意テーマとして作成でき、タイトルと備考に概要情報を入力し表示できること。
 - (セ) 任意テーマは期限を定義でき、期限を過ぎたものは自動的に削除すること。
 - (ソ) 作成した任意テーマは削除可能であること。
 - (タ) 投稿者を指定して、絞り込み表示できること。絞り込みを行うための投稿者一覧を表示し、この投稿者一覧は過去に投稿したユーザに限定すること。
 - (チ) 投稿画像に撮影日時のExif情報が登録されていた場合、表示すること。
 - (ツ) 投稿画像に撮影場所のExif情報が登録されていた場合、タイムラインに位置表示用のアイコンを表示すること。位置表示用のアイコンを押下することで地図画面に該当位置を表示すること。
 - (テ) 動画を投稿した場合、サムネイル画像を表示すること。
- ### ウ コメント送信画面
- (ア) 文字入力エリアから文字を入力できること。

- (イ) あらかじめ登録した定型文を選択し入力できること。定型文を登録できる上限数は1件10文字、99件とすること。
- (ウ) 送信ボタンを押下することにより、対象スレッドに投稿できること。

エ ファイル送信画面

- (ア) 画像ファイルを投稿できること。送信する場合はあらかじめサイズ制限を設け、設定したサイズ以上の画像ファイルは投稿できないようにすること。投稿できる画像の拡張子は、png、jpg、jpeg、gif、bmp等とすること。
- (イ) 画像以外のファイルを投稿できること。送信する場合はあらかじめサイズ制限を設け、設定したサイズ以上のファイルは投稿できないようにすること。投稿できるファイルの拡張子は、txt、pdf、mp4、wmv等とすること。
- (ウ) ファイルの投稿については、協議会と協議の上、決定する。

オ 管理機能

- (ア) 管理者ユーザでログインすると、全てのスレッド及び投稿に対して削除、再表示できること。
- (イ) 一定時間または一定容量を超えたタイミングで過去のスレッドを削除すること。
- (5) 万が一の紛失に備え、次のセキュリティ機能を具備すること。
 - ア 遠隔操作による操作ロック、データ削除が行えること。
 - イ ID、パスワードにてログイン管理を行えること。
- (6) 各種支援情報を容易な操作で閲覧できること（水利、防火対象物、危険物施設、警防計画、図面、活動マニュアル等）。
- (7) 事案情報が表示できること。事案情報に結び付いた手書きメモ等を表示できること。
- (8) 支援情報(OA)システムに接続できること。
- (9) モバイルプリンタと接続し、印刷できること。

3 構造仕様要件

- (1) 端末への情報送受信は、サーバ装置を設置し行うこと。
- (2) 端末はタブレットとし、筐体は10インチ程度とすること。
 - ア 防塵性、防水性、耐衝撃性等を総合的に評価し、堅ろうな筐体とすること。
 - イ タッチペンを使用しての操作が可能であること。
- (3) データ記憶媒体はSSD方式とし、走行中の車内で使用した場合の振動を考慮したものであること。
- (4) 屋外の使用でも見やすい高輝度の液晶であること。
- (5) タブレット型とし、外付けキーボードを付けること。

第21-2 モバイルプリンタ

1 概要

本装置は、指揮支援端末に接続し、各種情報を出力するものである。

2 機能仕様要件

指揮支援端末に表示できる情報の出力が行えること。

第22 災害情報共有システム

第22-1 災害情報共有システム

1 概要

本装置は、消防本部及び署所の職員等に対して、現在の事案状況、車両状況等の情報共

有機能を有するものである。

2 機能仕様要件

(1) 基本機能

ア 指揮支援システムと連携し、タイムライン機能を利用できること。

イ アカウントの利用権限を基に情報の参照及び更新を制限できること。

ウ アカウントの利用権限は次のとおりとする。

(ア) 指令センター職員 : 全消防本部の情報を入力及び閲覧可能

(イ) 各消防本部職員 : 自消防本部の情報（応援出動含む。）のみ入力及び閲覧可能

エ IPアドレスによる接続制限機能を有し、本装置への接続を制限できること。

オ 同時接続数に上限値を設け、本装置への接続を制限できること。

(2) ポータルサイト機能

ア 連絡事項を掲載できること。

イ 現在発生している事案の概略情報（受付時刻、災害種別、災害住所等）を一覧にて表示できること。

ウ 本装置から気象情報収集装置等のWebシステムを表示できること。

(3) 情報共有機能

ア 地図の表示及び操作

(ア) 表示する地図の種類、範囲は、地図等検索装置と同様とすること。

(イ) 本装置で表示されている地図部分を全画面で表示できること。

(ウ) スケールサイズバー及びマウスホイールを使用することで拡大及び縮小ができること。

(エ) 同一地点を中心として複数の地図を切替表示でき、各種地図間を自由に切替操作できること。

(オ) スクロールは、ドラッグ操作にて行えること。

(カ) ワンタッチで地図の初期位置に戻れること。

(キ) 表示している地図の場所を10箇所程度まで記憶できること。また、記憶された場所を一覧表示し、簡単な操作で該当地図を再表示できること。

(ク) 簡単な操作により地図画面でクリックした場所の測地系に基づく緯度経度を確認できること。

(ケ) 住宅地図及び道路地図をそれぞれ複数のレイヤ情報としてデータ管理でき、任意のレイヤ情報を表示及び非表示に設定できること。

(コ) 距離計算及び面積計算ができること。

(サ) 本装置で表示されている画面を印刷できること。

イ 地図検索及び属性表示

(ア) 住所、目標物、地図頁、緯度経度等による地点の検索ができること。

(イ) 地図上の目標物、水利、防火対象物、危険物施設等のマークを選択することにより、マークに登録されている属性情報（文字や画像等の詳細情報）を表示できること。

ウ 事案情報表示（自動出動指定装置にて生成された事案情報）

(ア) 活動中の災害事案及び救急事案の一覧を表示でき、定期的に表示内容を自動更新できること。また、選択した事案の災害地点と当該事案に出動している車両等の位置を地図上に表示できること。

- (イ) 活動中及び終了した災害事案において、災害種別、災害住所、指令時刻、管轄署、事案状態等を条件として検索できること。
- (ウ) 活動中及び終了した災害事案において、受付時刻、指令時刻、災害種別、災害住所、事案概要、車両の動態、活動状況、活動時刻、事案経過等の事案情報を確認できること。
 - a 一覧または詳細情報を印刷できるとともに、活動中の災害事案は、定期的に表示内容を自動更新できること。
 - b アカウントによって情報の表示を制限できること。
- (エ) 活動中及び終了した災害事案において、表示した地図をイメージデータとして保存し、報告書等に利用できること。
- (オ) 活動中及び終了した救急事案において、災害住所、指令時刻、受持署所、出動車両等、事案状態等を条件として検索できること。
- (カ) 活動中及び終了した救急事案において、受付時刻、指令時刻、災害種別、災害住所、事案概要、車両等の動態、活動状況、活動時刻、事故種別、搬送者情報等の事案情報を確認できること。
 - a 一覧または詳細情報を印刷できるとともに、活動中の救急事案は、定期的に表示内容を自動更新できること。
 - b アカウントによって情報の表示を制限できること。
- (キ) 事案に結び付く手書きメモ及びテキストメモを表示できること。
- (ク) 事案に結び付く車両等の経路情報を表示できること。

エ 車両等状況表示

全ての車両等の最新の状況を一覧表示でき、定期的に表示内容を自動更新できること。
また、選択した車両等の位置を地図上に表示できること。

オ 車両等情報入力機能

- (ア) 車両等の動態を入力できること。
- (イ) 出動車両運用管理装置、署所端末等から登録された動態及び活動状況を管理できること。

カ 医療機関情報表示

- (ア) 医療機関一覧は、医療機関名、当番医療機関等の情報を表示でき、定期的に表示内容を自動更新できること。
- (イ) 医療機関表示は、1画面で20件以上の表示ができ、同画面を最大10頁のグループ表示が可能なこと。
- (ウ) 医療機関情報において、医療機関名、所在地、地区、医療機関種別、告示区分、開設区分、連絡先（電話番号）等の情報を表示できること。また、選択した医療機関の位置を地図上に表示できること。

3 構造仕様要件

- (1) 将来的な拡張性を考慮し、本装置はWebシステムもしくはサーバクライアント方式で構成されること。
- (2) WEBサーバは端末台数に応じて負荷分散を図ること。
- (3) 本装置のクライアント端末及び指揮支援システム端末から接続できるものとする。

第22-2 プリンタ

1 概要

本装置は、災害情報共有システムの内容を印刷するものである。

2 構造仕様要件

- (1) 卓上型とすること。
- (2) A4、A3用紙に対応すること。

第22-3 クライアント端末

1 概要

本装置は、災害情報共有システムを操作するものである。

2 構造仕様要件

- (1) ノート型とすること。
- (2) 設置場所は各消防本部及び各署所とすること。

第23 電話設備

第23-1 電話交換設備

1 概要

本装置は、消防本部の内線を収容し、各回線間への接続による通話機能を有するとともに、本システムとの接続を可能とするものである。

2 機能仕様要件

- (1) 各消防本部、署所等との通話は、広域イーサネット回線等により統合すること。
- (2) 相互通話ができること。
- (3) 内線を利用し、発着信ができること。
- (4) 保留及び転送ができること。また保留した回線に対し、保留音(メロディ)を送出すること。
- (5) 通話中に他内線と呼出し、三者通話ができること。
- (6) あらかじめ定めた群内の内線に着信があった場合、同一群内の内線でその着信に特番ダイヤルにて代理応答ができること。
- (7) 通話中回線を保留した場合、一定時間経過後、保留していた内線呼び返し、長時間保留であることを報知できること。
- (8) ページング機能が行えること。
- (9) 詳細は協議会と協議の上、決定する。

3 構造仕様要件

- (1) 必要とする回線をすべて収容できる容量とすること。
- (2) 通常操作及び点検等の保守管理は、全て前面よりできること。

第23-2 多機能電話機

1 概要

本装置は、内線による、通話機能を有するものである。

2 機能仕様要件

- (1) 内線への発信通話が行えること。
- (2) 内線からの着信通話が行えること。
- (3) 短縮ダイヤル等の割付が可能なボタン式呼び出し装置とすること。
- (4) 電話交換設備が供給する回線機能を全て使用できること。
- (5) 指定する電話機については、子機(1台付)とすること。電話機の指定は【別紙17】多機能電話機を参照すること。

3 構造仕様要件

- (1) 機能ボタンを24個程度備えること。
- (2) 保守点検及び清掃が容易な構造であること。
- (3) 設置場所等の詳細は【別紙17】多機能電話機を参照すること。

第24 本部・署所情報表示盤

第24-1 署所情報表示盤(40型程度液晶)

1 概要

本装置は、富士市消防本部各分署の事務室に設置し、災害活動支援に必要な各種情報の表示を行うものである。

2 機能仕様要件

設置場所、設置方法、表示内容等は【別紙6】署所表示盤映像を参照すること。

3 構造仕様要件

40型程度とすること。

第24-2 本部・署所情報表示盤(55型程度液晶)

1 概要

本装置は、富士市消防本部及び各本署、富士宮市消防本部各本署の事務室に設置し、災害活動支援に必要な各種情報の表示を行うものである。

2 機能仕様要件

設置場所、設置方法、表示内容等は【別紙6】署所表示盤映像を参照すること。

3 構造仕様要件

55型程度とすること。

第24-3 本部・署所情報表示盤(60型程度液晶)

1 概要

本装置は、富士市消防本部及び富士宮市消防本部に設置し、災害活動支援に必要な各種情報の表示を行うものである。

2 機能仕様要件

- (1) 富士市消防本部の表示盤はNHK テレビ放送等を表示し、情報収集用としても利用できること。
- (2) 設置場所、設置方法、表示内容等は【別紙6】署所表示盤映像を参照すること。

3 構造仕様要件

60型程度とすること。

第24-4 本部・署所情報表示盤(70型程度液晶)

1 概要

本装置は、富士市消防本部入口に設置し、災害活動支援に必要な各種情報の表示を行うものである。

2 機能仕様要件

設置場所、設置方法、表示内容等は【別紙6】署所表示盤映像を参照すること。

3 構造仕様要件

70型程度とすること。

第24-5 映像制御装置

1 概要

本装置は、本部・署所情報表示盤の映像情報の表示制御を行うものである。

2 機能仕様要件

- (1) 映し出す映像の切替を行うこと。
- (2) 各表示盤の遠隔制御を行うこと。
- (3) 表示する映像に端末が必要な場合はそれらを含むこと。
- (4) 設置する表示盤により、内蔵する装置で切換等各機能が賄える場合は、内蔵も可とすること。

第25 メール指令設備

1 概要

本装置は、指令装置と連携して、災害発生時に消防職員・消防団員等に対して災害情報のメールを送信するものである。また、関係機関のFAXにFAX指令書の送信を行う。

2 機能仕様要件

(1) 基本機能

- ア ASP サービスまたはクラウドサービスを利用し、登録しているメールアドレスに対して高速でメールを送信すること。
- イ 指令装置と連動し、災害区分・住所等に応じた連絡先に対して地図情報を含む災害情報のメールを一斉配信すること。
- ウ 鎮火報、誤報についても一斉配信を行うこと。
- エ 指令員がメールアドレスの管理（登録・変更・削除）を行えること。
- オ メール送信された内容及び送信、応答結果を履歴情報として閲覧できること。
- カ 大規模災害発生時等の高負荷時においても安定的に稼働すること。

(2) 指令情報メール送信機能

- ア 富士市及び富士宮市それぞれの市民向け災害情報配信サービス(すぐメール)に情報をメール配信すること。
- イ 指令情報メールの内容に対する送信日時、成否結果等を蓄積し、表示できること。
- ウ 指令情報メールの配信先は、協議会と協議の上、決定する。
- エ 第二次出動以降の指令操作についても連動してメール送信できること。

(3) 連絡メール機能

- ア 連絡・伝達事項メールを任意に作成し、任意の連絡先に手動送信すること。
- イ 定型文として登録した内容を、送信できること。
- ウ 送信先は、あらかじめ登録された連絡先から選択できること。
- エ 本操作は、指令員が、指令台から離席することなくできること。

(4) SNS案内機能

- ア 富士市公式Xのアカウントに市民向け災害案内を送信すること。
- イ 詳細は協議会と協議の上、決定する。

(5) 送信履歴検索機能

- ア 送信履歴一覧の閲覧が行えること。
- イ 履歴一覧から選択された送信履歴情報の内容、送信結果等の詳細情報を表示できること。

(6) 除外リスト表示機能

- アドレスの登録ミス等で送信不可能なメールアドレスに対して、除外リストの表示及び

チェックができること。

(7) メンテナンス機能

ア 指令員がメールアドレスの管理（登録・変更・削除）を行えること。

イ 連絡メール機能で使用可能な、定型文章の登録、編集及び削除ができること。

ウ 日時指定による送信履歴等データを自動削除すること等により、必要な期間の送信データを保存できること。

(8) システム状況監視機能

本システムの稼働状況の監視ができること。

(9) 災害地点地図貼付機能

メール本文に災害地点地図表示用URLを追加することで、容易に災害地点の地図情報を表示できる機能を有すること。

(10) FAX指令書機能

ア 災害発生時に、電気通信事業者のサービスを利用し、関係機関のFAXに地図付きのFAX指令書を出力すること。

イ 出力する関係機関、災害種別等は、協議会と協議の上、決定する。

2 構造仕様要件

ファイアウォール等を利用することにより、セキュリティを考慮した運用が行えること。

第26 支援情報(OA)システム

第26-1 支援情報(OA)システム

1 概要

本装置は、各種データを電子化、効率化及びペーパーレス化し、各種データベースの共有化により業務の効率化を図り、火災、救急等の事案報告、防火対象物、危険物施設等の予防業務、職員の総務管理等の業務支援を行うものである。

また、既設のデータを移行すること。移行するデータ数の目安は【別紙9】支援情報(OA)システム業務一覧を参照すること。

2 システム全般に係る機能仕様要件

(1) 基本機能要件

ア Webアクセス方式のパッケージソフトとすることで、各端末装置の環境に依存せず、ネットワーク接続された各端末装置からWebブラウザ機能のみによって容易にアクセス（登録、修正、削除等）可能な仕様で構築すること。また、基本的に各業務の画面操作は同じ操作方法で行えること。

イ 法令改正による変更は、保守費の範囲で行うこと。

ウ 問合せ等に対応できる検索及び照会機能を有すること。

エ 各消防本部別にデータの一元管理が行えること。

オ 登録されている全入力項目を検索条件の対象とする任意検索機能を有すること。

カ 各消防本部の同時アクセス数は協議会と協議の上、決定する。

キ 運用上使用しない項目については、職員側で未使用項目設定が行えること。また、未使用項目設定を行った項目については、入力不可とすること。

(2) ログイン管理

ア 利用者ID及びパスワードの発行により、操作権限範囲（登録、変更、削除、閲覧及び環境設定）を設定できること。

イ アクセスログ（操作ログ）の記録及び管理ができること。

ウ 一定時間操作を行わなかった場合、自動的にログアウトすること。

(3) データ入力機能

ア 入力画面の項目は、分かりやすく色分けされていること。

イ 入力操作が容易な画面構成とすること。また、組織改変、人事異動等に伴う設定変更を容易に行えること。

ウ 報告経緯が必要な場合としてワードパッド等を使用したメモ機能を有し、画面の項目枠、項目桁数にとらわれずワープロ感覚での入力が可能であること。また、台帳、報告書等の帳票が出力できること。

エ 他の機能で入力した項目を表示する等、入力の容易化を図ること。

オ 業務の画面保留が可能であること。

カ データの登録時に排他制御を行うこと。

(4) エラーチェック機能

ア 入力データに不整合がある場合、その旨をメッセージ表示すること。また、前述した自動ログアウト機能による入力途中のデータ消失防止のため、データ不整合があっても一時的に保存できる機能を有すること。当該データの呼び出し時には、一時保存中データである旨が確認できること。

イ 本登録する場合は、エラーチェックを自動的にを行い、エラー画面が表示されること。また、エラー箇所を容易に把握できること。

ウ 職員にてエラーチェック項目の設定及びエラーチェック条件が設定できること。

(5) 自由項目設定機能

ア 各消防本部で自由な項目が入力できる自由項目設定機能を有すること。

イ 設定できる項目は、数値、コード、テキスト等とすること。

ウ 入力画面の中に各消防本部の独自項目を配置できること。

(6) ダイレクトメール発行機能

ア ダイレクトメールの宛先を照会または選択できること。また、選択した宛先をタックシールとして印刷できること。

イ ダイレクトメールの宛先を検索し、一覧リストとして表示及び印刷ができること。

(7) データ検索機能

ア 操作権限範囲内においては、データベースの内容を自由に項目及び条件を指定し検索が行えること。

イ 検索条件を登録できること。また、検索条件の変更及び削除ができること。

ウ 登録されている検索条件を印刷できること。

エ 検索については、操作権限範囲内における全入力項目を検索条件の対象とすること。

(8) 統計処理機能

ア 集計処理

各消防本部別、署所別に集計処理ができること。また、集計結果をExcel形式で出力できること。

イ 集計結果内容の検索

集計処理を行った結果に対して、対象となったデータを検索できること。

ウ 集計処理状況の照会

集計処理を行った結果を、照会リストとして印刷できること。また、正しく集計され

なかった場合は原因を探索できること。

エ 総務省消防庁への報告機能

集計処理を行った結果を、次の総務省消防庁のシステムで読込可能なファイル形式（XML、CSV等）で出力でき、記憶媒体に保存できること。

- (ア) 防火対象物実態等調査オンライン処理システム
- (イ) 火災報告等オンライン処理システム
- (ウ) 救急調査オンライン処理システム
- (エ) 救助調査オンライン処理システム

(9) 帳票作成機能

ア 職員により帳票作成ができること。

イ 作成できる帳票は、統計表形式、台帳形式、報告書形式及び一覧表形式とすること。

ウ 印刷条件表を印刷できること。

エ 作成された帳票は、Excel形式で出力できること。

(10) 帳票出力機能

ア 帳票を印刷する場合には、プレビュー表示できること。

イ 消防関係証明事務に定める各種証明業務については、発行可能な署所の設定ができること。

ウ 独自帳票（国票を除く。）を作成する。作成する帳票数の目安は【別紙9】支援情報（OA）システム業務一覧を、作成する帳票については【別冊2】支援情報（OA）帳票一覧をそれぞれ参照すること。

(11) データ出力機能

各消防本部でデータベースの内容を利用できるよう、データを他のソフトで利用できる共通フォーマット（Excel形式等）に変換できる機能を有すること。また、変換機能では、自由に変換項目の設定が行えること。

(12) イメージデータ登録機能

イメージデータ（各種形式）を取り込み、台帳情報及び報告書情報と結び付けて複数枚のファイルを管理できること。また、台帳及び報告書等の帳票と合わせて出力できること。

(13) ヘルプ機能

各入力項目箇所には必要に応じてヘルプ機能が表示されていること。

(14) 環境設定機能

ア マスタデータのメンテナンスができること。

イ データ検証機能

データ検証条件を設定し、該当するデータをExcel形式で出力できること。

なお、設定可能なデータ検証条件として、次の4種類を備えること。

(ア) 条件入力

「かつ」及び「または」の条件を設定できること。また、複数設定もでき、入力されていない項目を検索する条件設定もできること。

(イ) 重複データ条件

一つの情報に対し、「日付」等の重複している情報を検索する条件を設定できること。

(ウ) 未登録情報条件

登録されていない情報を検索する条件を設定できること。

(エ) 不一致情報条件

項目の内容が不一致の情報を検索する条件を設定できること。

(15) データバックアップ機能

データの自動バックアップ機能を有すること。

3 他装置及び他システムとの連携機能要件

- (1) 自動出動指定装置との連動により、災害事案（火災、救助、警戒等）及び救急事案情報の取り込みができること。
- (2) 災害事案については、共通情報及び部隊活動情報の取り込みができること。共通情報を取り込む場合にあっては、災害種別の変更ができること。また、部隊活動情報を取り込む場合にあっては、出動種別の変更ができること。
- (3) 救急事案については、基本情報及び傷病者情報（口頭指導情報、特定行為情報含む。）の取り込みができること。
- (4) 防火対象物情報、危険物施設情報、水利管理情報等の各種情報を支援情報として自動出動指定装置等で活用できること。また、地図と連動し、水利、対象物等の施設地点の登録が行え、地図等検索装置等で活用できること。
- (5) 本装置で使用する地図の同時参照数は、クライアント数の10%を基準とし、協議会と協議の上、決定する。
- (6) 指揮支援システム端末から使用できること。
- (7) 支援情報(0A)システム端末から災害情報共有システム及び指揮支援システムに接続できること。
- (8) 富士市(e-gov)からの電子申請を取り込みできること。

4 業務別機能仕様要件

各消防本部が導入する業務システムは【別紙9】支援情報(0A)システム業務一覧を参照すること。

(1) 災害事案管理

ア 活動報告業務（火災、救助及びその他災害）

- (ア) 災害活動報告書の入力及び印刷
- (イ) 部隊活動情報の入力

イ 火災調査報告業務

- (ア) 火災調査報告基本情報の入力
- (イ) 火災調査報告死者情報の入力
- (ウ) 火災調査報告負傷者情報の入力
- (エ) 火災番号の自動採番及び採番リスト印刷
- (オ) 火災番号採番リスト出力
- (カ) 火災調査報告の検索及び照会

ウ 照会リスト出力

(ア) 火災調査帳票業務

- a 火災調査報告書の印刷
 - (a) 火災報告書（国表）の印刷
 - (b) 火災報告書出力
 - (c) 死者の調査表出力
- b 出火原因分析調査表の印刷

- (イ) り災証明書業務
 - a り災証明書情報の入力
 - b り災証明書発行状況検索、照会及び印刷
- (2) 救急事案管理
 - ア 活動報告業務
 - (ア) 救急報告の入力
 - a 救急活動報告書入力
 - b 傷病者情報入力
 - c 救急救命処置録出力
 - d 傷病者観察状況入力
 - e 事後検証票出力
 - (イ) 救急報告書の印刷
 - a 救急救命処置録出力
 - b 救急報告の検索及び照会
 - イ 搬送証明書業務
 - (ア) 搬送証明書発行
 - (イ) 搬送証明書発行状況の検索、照会及び印刷
- (3) 消防水利管理
 - ア 台帳管理業務
 - (ア) 消火栓台帳の入力
 - (イ) 防火水槽等台帳の入力
 - (ウ) その他水利台帳の入力
 - (エ) 初期消火用具台帳の入力
 - (オ) 消防水利台帳の検索、照会及び印刷
 - イ 調査管理業務
 - (ア) 調査計画一覧表の印刷
 - (イ) 調査結果の入力
 - ウ 使用水量業務
 - (ア) 消火栓使用水量の入力
 - (イ) 消火栓使用水量の照会及び印刷
- (4) 防火対象物管理
 - ア 建築同意業務

建築同意業務とは、受け付けた申請書から各種審査情報の入力を行い、建築確認申請収発簿、同意審査書（決裁書）及び同意通知書を発行することを指し、次の業務機能を有すること。

 - (ア) 建築同意申請受付の入力
 - (イ) 建築同意審査情報の入力
 - (ウ) 建築同意審査書、消防用設備等通知書及び不同意通知書の印刷
 - (エ) 建築同意処理状況の照会
 - (オ) 建築同意届出等処理状況の照会
 - イ 検査管理業務
 - (ア) 消防用設備等の検査結果情報入力及び印刷

- (イ) 検査情報の検索及び照会
 - ウ 台帳管理業務
 - (ア) 台帳情報の入力
 - a 敷地情報入力
 - (a) 関係者情報入力
 - (b) 防火管理情報入力
 - (c) 消防訓練状況入力
 - (d) 防火対象物定期点検報告状況及び防災管理点検報告状況入力
 - (e) 防火対象物特例認定状況及び防災管理特例認定状況入力
 - (f) 届出及び申請状況入力
 - (g) 特殊施設情報入力
 - (h) 危険物施設情報入力

危険物施設情報は、危険物施設管理システムで管理している施設情報を検索し、該当の施設との関連付けができること。
 - (i) 火災等発生状況入力

火災等発生状況の情報は、火災調査情報または災害情報からの取り込みができること。
 - (j) 建築同意申請情報取り込み
 - (k) 敷地情報印刷
 - (l) 全ての棟の査察結果及び改善状況を照会できること。
 - b 棟情報入力
 - (a) 階別情報入力
 - (b) 消防用設備状況入力
 - (c) 階ごと情報入力
 - (d) 設備点検報告状況入力
 - (e) 棟情報台帳印刷
 - (イ) 台帳検索及び照会リスト出力
 - (ウ) 台帳複製
 - (エ) 台帳移動
 - (オ) 増改築台帳の更新及び入力
 - (カ) 増改築履歴情報の照会
- エ 査察管理業務
 - (ア) 査察計画対象物検索及び選択
 - (イ) 査察計画の作成
 - (ウ) 査察チェック表及び指摘表の印刷
 - (エ) 査察結果の入力及び通知書の印刷
 - (オ) 経過入力
 - (カ) 査察状況の検索及び照会
- オ 違反管理業務
 - (ア) 違反の入力及び印刷
 - (イ) 違反状況の検索及び照会
- カ 届出申請業務

- (ア) 届出及び申請情報の入力
- (イ) 届出及び申請状況の検索及び照会
- (ウ) 警備会社等の登録
- (エ) 即時通報等承認の検索及び照会
- (5) 危険物施設管理
 - ア 許可申請業務
 - (ア) 設置許可申請の入力
 - (イ) 変更許可申請の入力
 - (ウ) 他行政庁からの転入許可申請入力
 - (エ) 完成検査申請の入力
 - (オ) 許可申請状況の検索及び照会
 - イ 完成検査前検査業務
 - (ア) 完成検査前検査の入力
 - (イ) 完成検査前検査の検索及び照会
 - ウ 承認申請業務
 - (ア) 仮使用承認申請の入力（受付及び承認）
 - (イ) 仮貯蔵及び仮取扱承認申請の入力（受付及び承認）
 - (ウ) 予防規程制度（変更）認可申請の入力
 - (エ) 特定屋外タンク保安検査時期延長の入力
 - エ 設置者管理業務
 - (ア) 設置者情報の入力
 - (イ) 設置者情報の検索、照会及び出力
 - オ 台帳管理業務
 - (ア) 敷地情報の入力
 - (イ) 情報の入力
 - (ウ) 査察状況経過情報参照
 - (エ) 事故発生状況入力時における火災調査情報及び災害情報の取込
 - (オ) 構造設備明細入力
 - (カ) 台帳検索、照会及び出力
 - (キ) 台帳複製
 - カ 査察管理業務
 - (ア) 査察計画の施設選択
 - a 査察計画候補施設情報の入力
危険物施設情報から検索し入力できること。
 - b 査察計画施設一覧表出力
 - (イ) 査察計画の作成
 - a 査察計画作成入力
危険物施設情報画面で選択された危険物施設情報を査察計画候補情報に追加できること。
 - b 査察計画表出力
 - (ウ) 査察チェック表及び指摘表の印刷
 - (エ) 査察結果の入力及び通知書の印刷

- (オ) 経過の入力
 - (カ) 査察状況の検索及び照会
- キ 違反管理業務
 - (ア) 違反の入力
 - (イ) 違反履歴台帳の印刷
 - (ウ) 違反状況の検索及び照会
- ク 届出管理業務
 - (ア) 届出情報の入力
 - (イ) 届出状況の検索及び照会
- ケ 手数料管理業務
 - 手数料明細書及び集計表の印刷
- (6) 講習会管理
 - ア 講習会業務
 - (ア) 講習会情報の入力
 - (イ) 講習会情報の検索及び照会
 - イ 受講者業務
 - (ア) 受講者の入力
 - (イ) 欠席者及び不合格者の入力
 - (ウ) 修了証の印刷
 - (エ) 交付台帳の印刷
 - (オ) 受講者の検索、照会及び修了証の再発行
- (7) 消防職員管理
 - ア 職員情報の入力
 - イ 職員台帳及び名簿の印刷
 - ウ 在職年数、勤続年数及び年齢等の計算
 - エ 職員情報の検索及び照会
 - オ 表彰対象者の選定及び台帳更新
 - カ 異動情報の一括更新
- (8) 被服管理
 - ア 被服、貸与品情報入力及び印刷
 - イ 実績履歴情報入力
- (9) 車両管理
 - ア 車両管理機能
 - 各車両の車種、装備、積載品、配置署所、車検、点検修理日等の履歴管理
 - イ 検索機能
 - 車両管理機能により入力された情報の検索
- (10) 備品及び資機材管理
 - ア 備品及び資機材台帳の入力及び印刷
 - イ 保管場所の変更及び入力
 - (ア) 備品及び資機材の保管情報（保管替年月日、保管場所、配置区分等）の入力
 - (イ) 保管場所履歴情報の出力
 - ウ 修理状況の入力

エ 修理履歴情報管理

5 構造仕様要件

- (1) サーバについては、富士市消防本部及び富士宮市消防本部で別々とする。ただし、仮想化技術により共有することも可とする。
- (2) 各種サーバ装置は、省スペース化を図れるようにすること。
- (3) データの自動バックアップ機能を有すること。
- (4) 両市の全庁ネットワークのシンククライアント端末で操作を行えること。

第26-2 支援情報端末

1 概要

本装置は、支援情報(OA)システムを操作するものである。

2 機能仕様要件

- (1) 支援情報(OA)システムの内容を、災害情報共有システムのプリンタに印刷できること。

3 構造仕様要件

- (1) ノート型とすること。
- (2) セキュリティが保たれていること。

第27 救急タブレットシステム

第27-1 救急タブレット

1 概要

本装置は、支援情報(OA)システムと連携するタブレット端末を各救急隊に配備することで、救急活動及び報告書の入力等を支援するものである。

2 機能仕様要件

- (1) 救急事案管理システムと同様の項目を入力でき、入力した情報は支援情報(OA)システムに登録されること。
- (2) 救急事案管理システムで管理しているデータの入力を行い、搬送記録票の入力を行うこと。
- (3) 万が一の紛失に備え、次のセキュリティ機能を具備すること。
 - ア 遠隔操作による操作ロック、データ削除が行えること。
 - イ ID、パスワードにてログイン管理を行えること。
 - ウ ログイン時のみ生体認証を行えること。
- (4) 病院受け入れ状況の表示(他隊含む)が行えること。
- (5) 音声認識機能を活用し、救急隊員の発話内容を情報として入力できること。
- (6) OCRにより保険証や免許証等の読み取りを行い、患者情報を救急タブレットに自動登録できること。
- (7) 災害情報共有システムの操作が行えること。

3 構造仕様要件

- (1) 端末への情報送受信は、サーバ装置を設置し行うこと。
- (2) 端末はタブレットとし、筐体は10インチ程度とすること。
 - ア 防塵性、防水性、耐衝撃性等を総合的に評価し、堅ろうな筐体とすること。
 - イ タッチペンを使用しての操作が可能であること。
- (3) データ記憶媒体はSSD方式とし、走行中の車内で使用した場合の振動を考慮したものであること。

- (4) 屋外の使用でも見やすい高輝度の液晶であること。
- (5) タブレット型とし、外付けキーボードを付けること。

第27-2 モバイルプリンタ

- 1 概要
本装置は、救急車両に設置し、各種情報を出力するものである。
- 2 機能仕様要件
救急タブレットに表示できる情報の出力が行えること。

第28 防災情報共有システム

第28-1 防災情報共有システム

- 1 概要
本装置は、自動出動指定装置と連携して事案情報や車両動態情報を取り込み各処理を行うものである。
- 2 機能仕様要件
 - (1) 自動出動指定装置と連携して事案情報の登録ができること。
 - (2) 本装置から通報の新規登録が行えること。
 - (3) 災害管理機能
災害は、消防本部別に管理できること。
 - (4) 通報機能
災害発生時に市民や職員等から通報される災害事象を管理する機能を有すること。
 - (5) 事案連携機能
自動出動指定装置が管理する事案情報を取り込み通報として管理する機能を有すること。
 - (6) 要請機能
各ノート型端末に対し対応を要請する機能を有すること。
 - (7) 地図表示機能
地図表示機能を有すること。
 - (8) タイムライン機能
災害状況をタイムラインで表示する機能を有すること。
 - (9) メモ機能
メモを作成、管理する機能を有すること。
- 3 構造仕様要件
災害情報共有システムへの組込みも可とする。

第28-2 デスクトップ端末

- 1 概要
本装置は、防災情報共有システムを操作するものである。
- 2 構造仕様要件
デスクトップ型とすること。

第28-3 ノート型端末

- 1 概要
本装置は、防災情報共有システムを操作するものである。
- 2 構造仕様要件
ノート型とすること。

第28-4 モノクロプリンタ

1 概要

本装置は、防災情報共有システムの内容を印刷するものである。

2 構造仕様要件

- (1) 卓上型とすること。
- (2) A4、A3用紙に対応すること。

第29 消防指令センターサポート室設備

1 概要

本装置は、システムの障害、災害時等において指令センターの機能が失われた際に、富士市及び富士宮市の全ての119番通報を本設備に迂回させ、119番通報の受付、災害地点の決定及び出動指令を行うために、富士市・富士宮市消防指令センターサポート室に設置するものである。

2 機能仕様要件

- (1) 次の各装置から構成されること。
 - ア 119番通報迂回受信用多機能一般電話機
 - イ A4モノクロプリンタ
 - ウ 簡易指令端末装置
- (2) 簡易指令端末装置にて、事前に取り決めた出動計画により縮退運用ができること。
 - ア 車両動態は、縮退運用直前までの情報を引き継いで運用開始できること。
 - イ 住所（町丁名等）、目標物から地点の検索ができること。
 - ウ 災害地点、災害種別、災害区分の決定を行うことができること。
 - エ 決定された災害地点、災害区分に対応する出場計画に基づいた出場隊の編成を行うことができること。
 - オ 基本的な事案情報（受付日時、切断日時、覚知種別、通報者氏名、通報者性別、通報者電話番号、扱者氏名、概要メモ等）を入力・管理することができること。また、当該事案で活動した車両の管理を行うことができること。
 - カ 車両の動態情報を単独で管理、一覧表示することができること。
 - キ 事案を単独で管理及び一覧表示することができること。
 - ク 障害復旧後も縮退運用中に管理していた車両の動態情報や事案情報を表示し、印字出力することができること。
 - ケ 災害点の決定から事案管理まで行えること。
 - コ 地図情報等の検索ができること。

第30 署所指令装置

第30-1 署所指令装置

1 概要

大規模災害、自然災害等が発生し、119番通報が輻輳した場合、通報内容を富士市消防本部及び富士宮市消防本部へ引き継ぎ、各消防本部にて部隊編成、指令等を行うものである。

2 機能仕様要件

- (1) 車両選別
 - ア 通報内容、災害地点から、管轄車両にて車両選別が行えること。

イ 車両選別は、車両動態、車種、車両の位置から特命選別を行えること。

(2) 指令

選別した車両へ指令情報を送信できること。

(3) 事案管制・事案作成

ア 署所指令機能、登録されている事案の更新が行えること。

イ 消防本部、各署所へ駆け込み通報等の直接通報の場合、署所指令装置にて事案作成が行えること。

ウ 災害点地図の表示が行えること。

エ 目標物や高速道路キロポスト等からの災害点確定が行えること。

(4) 地図等検索装置機能

ア 地図画面からの災害点検索が行えること。

イ 災害地点からの災害地点の決定（災害地点逆入力）が行えること。

3 構造仕様要件

(1) 富士市消防本部は、警防本部室、中央消防署、西消防署に設置する。

(2) 富士宮市消防本部は、警防救急課、中央消防署に設置する。

(3) 他装置への組み込みも可とする。

第30-2 プリンタ

1 概要

本装置は、署所指令装置にて受信した情報を印刷するものである。

2 構造仕様要件

卓上型とすること。

第31 防災行政無線集中制御装置

1 概要

本装置は、富士市及び富士宮市が所有する同報系防災行政無線装置と自動出動指定装置を接続する装置である。

2 機能仕様要件

(1) 火災等のあらかじめ設定した災害が発生した場合に、自動出動指定装置と連動してサイレン吹鳴や音声合成による放送を自動的に行えること。

(2) アナウンス装置を設置し、指令センターから肉声による音声放送を行えること。

3 構造仕様要件

接続先となる防災行政無線側の追加・変更に対して容易に対応できる構造とすること。

第32 LASCOM映像配信

1 概要

本装置は、LASCOMの映像を指令センターの表示盤及び富士宮市消防本部内のサポート室にて表示する装置である。

2 機能仕様要件

(1) 富士市消防防災庁舎5階にて受信しているLASCOM受信装置から映像ケーブルにて映像データを受信し、指令センター表示盤に表示を行うこと。

(2) 富士宮市役所1階にて受信しているLASCOM受信装置から映像ケーブルにて映像データを受信し、サポート室表示盤に表示を行うこと。

- (3) 配信先の表示盤は、【別紙6】署所表示盤映像を参照すること。

第33 駆け付け通報装置

1 概要

本装置は、署所の庁舎入り口に通報用電話機を設置し、夜間及び不在時等の住民の駆け付け通報を受付するものである。

2 機能仕様要件

- (1) 指令台へ自動発信を行い緊急通話ができること。
- (2) 指令台にて駆け付け通報からの着信であること及び通報元署所がわかること。
- (3) 指令台への緊急通報と相談を、ボタン等で区分できること。
- (4) 相談は、当該署所へ呼出を行い、一定時間内に応答がなかった場合は、指定の番号に転送できること。
- (5) 番号を入力せず、簡易な操作(ワンタッチボタン等)で通話できること。

3 構造仕様要件

- (1) 腐食及び経年劣化に配慮すること。
- (2) 通報用電話機は、風雨を考慮し収容ボックスに設置すること。
- (3) 収納ボックスは、防水・防滴仕様とすること。また、中の通報用電話機が見える、クリアな構造とすること。
- (4) 富士宮市の駆け付け通報装置は、配線の既設流用も可とする。

第34 署所監視装置

1 概要

本装置は、セキュリティ確保のため、署所の状況をモニタ画面にて確認することにより庁舎の防犯監視を行うものである。

2 機能仕様要件

- (1) 指令センターでモニタできること。
- (2) 夜間の撮影ができること。
- (3) 撮影対象は、車庫付近とすること。
- (4) 設置場所の詳細は協議会と協議の上決定すること。

3 構造仕様要件

- (1) Webカメラとすること。
- (2) 設置場所に応じて防塵・防水規格を満たしていること。
- (3) 指令センターにて撮影した映像を録画するための、ハードディスク及びブルーレイディスク録画再生装置を含むこと。ハードディスク及びブルーレイディスク録画再生装置は他装置との兼用を可とする。

第35 入室管理装置

1 概要

本装置は、指令室、機械室などの電子錠と連動して、顔認証による開錠操作を行うものである。

2 機能仕様要件

- (1) 顔による認証ができること。また、一時的に入退室する必要のあるゲストには、カードで対応すること。
- (2) 複数の箇所に設置する場合、認証情報は複数の機器で同期が取れること。
- (3) 締め切り、開放の設定ができること。
- (4) データのバックアップもできること。

3 構造仕様要件

- (1) 設置場所は、次のとおりである。
 - ア 事務室入口
 - イ 仮眠室入口
 - ウ 機械室入口

第36 情報収集用PC

1 概要

本装置は、指令センターに設置し、情報収集等のためにインターネットに接続するものである。

2 機能仕様要件

インターネットに接続し、インターネット情報の閲覧・検索を行うことができること。

3 構造仕様要件

- (1) ノート型端末とすること。
- (2) 広報用資料作成のため、映像編集ソフトを組み込むこと。

第37 指令員呼び出し装置

1 概要

本装置は、指令台より、仮眠室、休憩室等の指令員に対して呼び出しを行うものである。

2 機能仕様要件

災害が輻輳した場合等に仮眠室、休憩室等へブザー及びパトライト等にて、呼び出しを行えること。

3 構造仕様要件

- (1) 呼び出しボタンを、通信盤面に配置し、各指令台及び、指揮台兼無線統制台から操作できること。
- (2) 設置場所は【別紙14】指令員呼び出し装置(富士市消防防災庁舎内)を参照すること。
- (3) ブザー音量は調節でき、OFFにもできること。

第38 MDF

1 概要

本装置は、指令センターで必要とする、各電話回線及び各装置間を結線する配線架である。

2 構造仕様要件

- (1) 本システムに必要なMDFを設置すること。
- (2) 必要に応じてIDFを設置すること。
- (3) 装置ごとや機能ごとに表示銘板を取り付けること。
- (4) 将来の回線増設、回線変更等に配慮し、整理して取り付けること。

第39 無線回線制御装置

1 概要

本装置は、消防救急デジタル無線設備により、災害活動時における円滑な指令センター、消防本部・署所及び現場間の音声通信を実現する装置である。

2 機能仕様要件

- (1) 本装置は、全無線基地局の全チャネルを収容できること。
- (2) 遠隔制御装置と接続できること。
- (3) 指令システムと接続し、各種機能が使用できること。詳細は【別紙8】消防救急デジタル無線連携機能一覧を参照すること。
- (4) 装置を構成する主要ユニットは冗長構成を施し無停止保守に対応することで、24時間365日連続稼働に対応すること。
- (5) 各指令台及び遠隔制御装置にて、無線波ごとにモニタをON/OFF切替できること。
- (6) 障害発生時には、外部へ警報出力できること。

3 構造仕様要件

- (1) 指令センターにて設置する装置は、筐体ごと冗長構成を取ること。冗長化方式についてはホットスタンバイとし、障害発生時は自動切替えを可能とすること。
- (2) 装置内部の主要制御部、電源部等の主要部は冗長化された構造であること。
- (3) 主要機能ごとにパッケージ化された構造とすること。
- (4) 保守性を考慮し、電源が投入されている状態でもパッケージ交換が可能な構造とすること。
- (5) 前面保守が可能な構造とすること。

第40 管理監視制御卓

1 概要

本装置は、無線回線制御装置に接続されるもので、基地局無線装置の運用管理、状態表示及び監視制御等を行う装置である。

2 機能仕様要件

本管理監視制御卓が接続されている無線回線制御装置に収容される基地局無線装置の全てを対象として、次の機能が使用できること。

(1) 制御機能

- ア 基地局無線装置のチャネル切替
- イ 基地局無線装置冗長化部の現用、共通予備切替
- ウ 無線回線制御装置及び基地局無線装置のリセット

(2) 監視機能

- ア 基地局無線装置、無線回線制御装置の状態異常表示及び稼働状況が表示できること。
- イ ICMPによるネットワーク監視ができること。
- ウ 接点信号による付帯設備（電源、空調等）の装置監視が、1基地局無線装置当たり10項目以上可能なこと。
- エ 基地局無線装置が設置されない箇所において、接点ボックスを設置することにより、16項目以上の監視が可能なこと。
- オ 検出した故障情報を次の方式により、指令員等に通知できること。

- (ア) 管理監視制御卓のディスプレイ上への警告表示
- (イ) 管理監視制御卓からのブザー音等による通知
- (ウ) 警告灯等による通知

カ 検出した故障情報は履歴管理し、日付での検索及び故障履歴を出力できること。

(3) 保守機能

ア 通信履歴

管理監視制御卓を操作し、通信履歴が確認できること。

- (ア) 通信開始、終了の年月日、時分秒
- (イ) 発着呼基地局及び移動局名称
- (ウ) チャンネル名称
- (エ) 通信種別（一斉、個別）
- (オ) 通信形態（音声、非音声）

イ 故障履歴

- (ア) 管理監視制御卓を操作し、故障履歴として次の項目が確認できること。
 - a 故障が発生した装置名称
 - b 故障発生内容
 - c 故障発生時刻
 - d 故障状態（発生、復旧等）
- (イ) 故障履歴は日付を指定し、設置場所及び対象装置の情報が含まれること。

ウ 操作履歴

管理監視制御卓を操作し、操作履歴として次の項目が確認できること。また、ファイル保存ができること。

- (ア) 制御対象装置
- (イ) 制御内容
- (ウ) 制御日時

3 構造仕様要件

24時間365日、常時システム監視を行うため、専用装置とし、信頼性の高い機器を採用すること。

第41 遠隔制御装置

1 概要

本装置は無線回線制御装置を介し、基地局無線装置（活動波、主運用波及び統制波）の全チャンネルと接続し、無線交信の集中制御及び統制を行う装置である。無線交信は各移動局との通信を行うものである。

2 機能仕様要件

(1) 複数装置選択発信機能

無線回線制御装置に収容した各基地局無線装置を任意選択し、一斉発信、着信通話等が行えること。

(2) 全装置選択発着信

無線回線制御装置に収容した全基地局無線装置を一括選択し、一斉発信、着信通話等が行えること。

(3) 通信モニタ

- (ア) 基地局が受信した通話内容を同時に聴取可能なこと。
 - (イ) 無線が輻輳する場合、任意の基地局無線波のモニタを停止（消音）できること。
 - (4) 通信モニタ表示
移動局等の発信者番号（個別番号）、他消防本部の発信者番号（団体コード）等が表示できること。
 - (5) 個別通信、グループ通信の送受信に対応できること。
- 3 構造仕様要件
- (1) 送受話器にプレス釦を備えた構造とすること。
 - (2) スピーカを内蔵し、音量調整ができること。
 - (3) 送信中及び受信中の状態を装置前面にて容易に視認できること。
 - (4) チャンネルを指定のうえ、受信内容の傍受が可能であること。

第42 基地局無線装置

1 概要

本装置は、260MHz帯デジタルSCPC方式の基地局無線装置であり、無線回線制御装置とネットワークを介して接続され、指令センターと移動局間の無線通信を行うための装置である。

2 機能仕様要件

- (1) 基本架及び増設架の組合せで、無線機を最大10台まで拡張できること。
- (2) 基地局の設置については【別紙1】機器数量表を参照すること。
- (3) 基地局に設置する現用無線機の障害時は、基地局無線装置（増設架）に実装する予備無線機に自動的に切り替えること。
- (4) 共通予備方式の予備無線機は、切替え時に、現用無線機と同じ無線周波数に自動的に設定されること。
- (5) 統制波用の送受信部は3チャンネル切替（1送信（3波切替）、受信3波切替）で運用も可能であること。
- (6) 無線回線制御装置、または無線回線制御装置とネットワークを介して遠隔制御装置と接続できること。
- (7) 基地局折り返し通信機能を有すること。
- (8) 基地局無線装置本体にて、通話内容のモニタ、移動局との試験通話及び無線回線制御装置に接続された指令システム関連との試験通話ができること。
- (9) 自己診断機能を有し、障害発生時には監視信号を出力できること。
- (10) 受信状態を監視し、受信入力情報（受信した移動局番号、受信機入力電圧）とともに受信基地局とチャンネル情報を、無線回線制御装置へ出力できること。
- (11) 無線回線制御装置障害時または無線回線接続装置 - 基地局無線装置間ネットワーク障害時は、あらかじめ設定されたチャンネルで自動的に単独運用に移行できる機能を具備すること。

3 構造仕様要件

- (1) 主要制御部及び無線部については、二重化構成であること。
- (2) 主要機能ごとにパッケージ化された構造とすること。
- (3) 保守性を考慮し、電源が投入されている状態でもパッケージ交換が可能な構造とすること。
- (4) 前面保守が可能な構造とすること。

- (5) 装置の前面に、稼働状態やアラーム発生等を視認するためのランプ等を具備すること。
- (5) 搭載するチャンネル、出力、空中線種類は、【別紙2-2】システム構成図(無線)を参照すること。

第43 空中線共用器

1 概要

本装置は、基地局無線装置の空中線系を効率的に集約の上、無線波の送受信を行うものであり、共用器、フィルタ、ローノイズアンプ等で構成し、最大送信8波受信8波用（基地局無線装置8無線機分）に対応可能な装置である。

2 機能仕様要件

- (1) 共用器は、送信機から受信機に回り込む送信機雑音を減衰できること。
- (2) 共用器は、送信機のキャリアが受信機に回り込む量を減衰できること。
- (3) ローノイズアンプにより、受信機総合雑音指数を低減できること。また、これにより基地局と移動局の空中線電力差を改善できること。
- (4) 受信波を分配できること。
- (5) 送信波の周波数を指定せず合成できること。
- (6) ダイバーシチ機能を有すること。

3 構造仕様要件

- (1) 共用部と増幅部から構成された装置であること。
- (2) 装置の前面から保守が可能なこと。

第44 空中線（基地局用）

1 概要

本装置は、消防救急デジタル無線による通信を実現するためのものであり、空中線共用器を介し、基地局無線装置と接続し、送受異なる260MHz帯の無線波を送受信するものである。

2 機能仕様要件

空中線種類は【別紙1】機器数量表を参照すること。

3 構造仕様要件

- (1) 防錆及び防腐蚀の処置を施すこと。
- (2) 本装置と同数以上の同軸避雷器を含むものとする。

第45 卓上型半固定無線装置

1 概要

本装置は、各消防本部及び署所、指令センター事務室等に設置し、指令センターに設置された指令台または遠隔制御装置、他の移動局と音声通話を行うためのものである。設置場所は【別紙1】機器数量表を参照すること。

2 機能仕様要件

- (1) 一斉による音声通信が行えること。
- (2) 活動波、共通波へ必要に応じチャンネルを切り替えて各種通信機能が扱えること。
- (3) 受話音量も容易に変更できること。
- (4) 2波半複信方式単信機にて基地局と無線交信が行えること。
- (5) 1波単信方式にて、他の移動局と無線交信が行えること。

- (6) 非送信時には、基地局からの下り送信波と他の移動局からの上り送信波を同時に受信し、音声モニタ及び移動局名の表示が行えること。
- (7) 指令センターからの通信規制を受信し、自動的に規制動作状態へ遷移すること。ただし、規制状態は職員の操作により容易に解除可能なこと。
- (8) 無線機起動完了や通信規制中等を可視または可聴で通知できること。

3 構造仕様要件

- (1) 操作部の各ボタンは夜間でも容易に操作が行えるよう工夫すること。
- (2) 受話音モニタスピーカを筐体内に内蔵していること。必要に応じ外部スピーカを接続可能な構造であること。
- (3) 通話用ハンドマイクが接続可能なこと。
- (4) 空中線
 - ア 1台当たり1つ以上スリーブアンテナを付属すること。なお、同軸避雷器を含むこと。
 - イ 1台当たり1つ以上ホイップアンテナを付属すること。
- (5) 空中線(富士市消防防災庁舎)
 - ア 富士市消防防災庁舎については、5階指令課事務室・3階研修室・2階消防本部・1階中央消防署に設置すること。
 - イ 4つスリーブアンテナを付属すること。うち2つは配線切替機により2階消防本部・2階PR室・3階で切替えでき、1つは配線切替機により2階消防本部・2階PR室・3階・5階で切替えできること。
 - ウ 1台当たり1つ以上ホイップアンテナを付属すること。
 - エ 詳細は【別紙16-1】無線配置図(富士市消防防災庁舎)を参照すること。
- (6) 送信機出力は5W以上とすること。

第46 卓上型受令機

1 概要

本装置は、消防本部に設置され、無線指令の受令または無線傍受を行うためのものである。設置場所は【別紙1】機器数量表を参照すること。

2 機能仕様要件

- (1) 消防救急デジタル無線の交信内容を受信できること。
- (2) 2波(FH/FL)同時受信ができること。
- (3) 活動波、共通波へ必要に応じチャンネルを切替えて各種通信の受信が行えること。また、受話音量も容易に変更できること。
- (4) 周波数スキャン機能を有すること。また、スキャンボタンにより、スキャンの開始、終了を設定できること。

3 構造仕様要件

- (1) 装置前面に、操作表示部類を設けた、卓上型の構造であること。
- (2) 本装置に内蔵スピーカを搭載し、また外部スピーカに接続できること。
- (3) 1台当たり1つ以上スリーブアンテナを付属すること。

第47 無線ネットワーク機器

本装置は、指令センターと消防本部、署所、各基地局を相互に接続し、通信を可能とするための設備である。

第47-1 ネットワーク装置

1 概要

本装置は、ルータ、L3スイッチ、L2スイッチ等により構成し、無線回線制御装置、基地局無線装置及びその他のシステムを接続する装置である。

無線ネットワークは、指令センターネットワーク、署所ネットワーク、各基地局ネットワーク、外部ネットワーク及び多重無線ネットワーク等で構成するものとする。ネットワーク構成については【別紙3-2】無線系ネットワーク構成図を参照すること。

2 機能仕様要件

- (1) 広域イーサネット等の各種回線（電気通信事業者回線等）を収容すること。
- (2) ルート選択経路制御機能、QoS機能を有し、収容するトラフィックの特性に応じたIPネットワーク上のサービスを提供すること。

3 構造仕様要件

- (1) 基幹装置は、二重化構成とすること。
- (2) 各装置のポート使用率は80%程度とし、将来的な拡張にも対応可能な予備ポートを設けること。
- (3) 関連装置はラックに収容すること。

第47-2 多重無線ネットワーク装置

1 概要

本装置は、無線基地局と指令センターを 18GHz 帯、または 7.5GHz 帯マイクロ多重無線回線により接続し、富士宮市消防本部と大晦日基地局、金丸山基地局とのアプローチ回線のバックアップとして使用するための設備である。接続構成は、【別紙 3-2】無線系ネットワーク構成図を参照すること。

2 構造仕様要件

- (1) 構成装置は18GHz帯FWA、18GHz帯パラボラアンテナ(口径1.2m)、L3スイッチ、L2スイッチ、ルータ、機器収容架であること。
- (2) 多重無線装置の伝送容量は13Mbps程度とすること。

第48 車載型移動局無線装置

1 概要

本装置は、消防車両、救急車両及び協議会が指定する各車両に設置され、基地局無線装置を介し、指令センターに設置された指令台または遠隔制御装置、他の移動局と音声通話やデータ伝送を行うためのものである。設置する車両にあっては、【別紙7-1】車両一覧(富士市)及び【別紙7-2】車両一覧(富士宮市)を参照すること。

2 機能仕様要件

- (1) 260MHz帯消防救急デジタル無線の一斉音声通信に対応可能なこと。
- (2) 使用周波数帯域は260MHz帯とし複数チャネルが実装可能なこと。
- (3) 2波半複信方式単信機にて基地局と無線交信が行えること。
- (4) 1波単信方式にて、他の移動局と無線交信が行えること。
- (5) 活動波、共通波へ必要に応じチャネルを切替えられること。また、受話音量も容易に変更できること。
- (6) 非送信時には、基地局からの下り送信波と他の移動局からの上り送信波を同時に受信し、音声モニタ及び移動局名の表示が行えること。

- (7) 指令センターからの通信規制を受信し、自動的に規制動作状態へ遷移すること。ただし、規制状態は職員の操作により容易に解除可能なこと。
- (8) 受話音モニタスピーカを内蔵し、外部スピーカと併用可能なこと。
- (9) 通話用ハンドセットの増設が可能なこと。
- (10) 車両運用端末装置（AVM）のインタフェースを具備すること。
- (11) 車両運用端末装置（AVM）と接続して、遠隔チャンネル切替ができること。
- (12) 事案ごとに無線波を自動で切替できること。火災時等、出動する救急車両の無線を、指令と同時に救急波から消防波に自動切替する等。

3 構造仕様要件

- (1) ダイバーシチ機能を有すること。車両1台当たり2つ以上のホイップアンテナを取り付けること。なお、既設流用も可とする。
- (2) 空中線、電源端子等のケーブル類は、無線機背面にて接続が可能な構造であること。
- (3) 複数の送受話器及び外部スピーカを、車内、車外へ接続可能であること。
- (4) 盗難時の操作防止のために、電源初期投入時にはパスワード入力機能を有すること。
- (5) ダイバーシチ機能を有すること。
- (6) 箱型スピーカ・トランペットスピーカは既設流用も可とする。
- (7) 富士市の送受話器は既設流用も可とする。

第49 携帯型移動局無線装置

1 概要

本装置は、消防隊員及び救急隊員が携行し、指令センターに設置された指令台または遠隔制御装置、他の移動局と音声通話を行うためのものである。

2 機能仕様要件

- (1) 260MHz帯消防救急デジタル無線の一斉音声通信に対応可能なこと。
- (2) 使用周波数帯域は260MHz帯とし複数チャンネルが実装可能なこと。
- (3) 2波単信または1波単信方式にて、他の移動局と無線交信が行えること。
- (4) 活動波及び共通波へ必要に応じチャンネルを切替えて通信が行えること。また、受話音量も容易に変更でき、イヤホンのみへの出力も可能なこと。
- (5) ペアとなるFH/FL波を交互に切り替え、通信があればスキャンを停止し、通信終了後にスキャンを再開できること。
- (6) 収容ケースを装着したまま充電できること。
- (7) 消防活動全般で、防火衣等に装着して使用できること。
- (8) 通話用ハンドマイクが接続可能なこと。
- (9) 送信機出力は5Wとすること。

3 構造仕様要件

- (1) なるべく軽量かつ小型のものとすること。
- (2) 携帯無線機、電池部及び空中線で構成すること。
- (3) 無線機本体に落下防止等のためのベルトクリップを取り付けられること。
- (4) 装置本体にはスピーカを内蔵すると共に、外部にスピーカマイクを接続できること。外部スピーカマイクも無線機本体と同様にベルトクリップが取り付けられること。
- (5) 無線機本体、バッテリー及び防塵型スピーカマイクは、IP67（JIS保護等級7防浸型：JIS-C-0920規格相当）相当の防水及び防塵性能とすること。

- (6) 装置1台当たり、予備バッテリー（2組）、スピーカマイク、充電器、ベルトクリップ、保護ケース、ストラップ、肩掛けベルト、無線機ハーネス（ベスト）、イヤホン及び装着マウントを付属すること。
- (7) バッテリーは、最低3時間以上は持続できること。

第50 車載型受令機

1 概要

本装置は、消防団車両に設置し、260MHz帯の消防救急デジタル無線を使用した通信の受信を行うものである。設置する車両にあっては、【別紙7-1】車両一覧(富士市)及び【別紙7-2】車両一覧(富士宮市)を参照すること。

2 機能仕様要件

- (1) 使用周波数帯域は260MHz帯とし、指定したチャンネルが受信可能なこと。
- (2) 受信音量の調節及びチャンネル切替は、容易に可能なこと。

3 構造仕様要件

- (1) 無線機、バッテリーを含めた電源部から構成され、装置前面に操作表示部、拡声スイッチを備えていること。
- (2) 車内外の箱型スピーカ・トランペットスピーカ・空中線は既設流用も可とする。

第51 付属品・予備品・調度品等

システムの運用及び維持管理上必要となる、付属品及び予備品を納入すること。
下表に付属品等を示す。

項	名称	数量	備考
(1)	指令台用椅子	6 脚	ハーマンミラー製のハイバックチェア (肘掛、背もたれ、ヘッドレスト、昇圧式、リクライニング) ※ヘッドレストは、着脱式とし、別メーカー製も可とする
(2)	ヘッドセット(予備品)	20 式	
(3)	マウスパット	10 式	
(4)	スポットクーラー	4 台	
(5)	発電機	1 式	※1
(6)	コードリール	1 式	
(7)	携行缶	1 式	
(8)	広報用 DVD	50 部	

(9)	広報用パンフレット	3000 部	
(10)	ホワイトボード	2 台	指令センターに設置
(11)	書棚	1 式	指令室右側窓際に設置 高さ 70cm、幅 5m
(12)	袖机	10 台	可動式、各指令台席の両側へ設置。 高さ調整ができ、指令台と同じ高さ及び指令台下部への収納ができること
(13)	折りたたみ椅子	20 脚	キャスター付き、肘掛け
(14)	折りたたみ長机	6 台	キャスター付き
(15)	衛星電話	1 式	ワイドスターⅢ相当、 ハンドセット・置き台

- ※1 ① 停電時(計画停電含む)、指令センターの室温を保つため、スポットクーラーを稼働させるための電源である。
- ② 可搬型とする。
- ③ コードリールにて指令センターまで配線する。
- ④ 不使用時は、機械室にて保管とする。

第52 津波監視カメラ受信装置との連携

1 概要

防災部局の管理する津波監視カメラの受信装置(指令室設置)の映像を、指令室の表示盤に表示する。

第53 通信指令システム、消防救急デジタル無線システム連携

1 概要

通信指令システムと消防救急デジタル無線システムを連携すること。

2 機能仕様要件

- (1) 通信指令システムと消防救急デジタル無線システムを連携することにより実現する機能については、【別紙8】消防救急デジタル無線連携機能一覧表によるものとする。
- (2) 通信指令システムと消防救急デジタル無線システムとの接続方式については、最良の方式とすること。

第54 既設静岡県デジタル防災無線ネットワーク接続改修

1 概要

指令センター設備と金丸山基地局間の既設県防災マイクロ波多重無線回線をバックアップ回線として接続し継続使用できるよう、システムの設定改修等を行うこと。

第5章 作業実施条件

第1 作業の着手

受注者は、業務の着手にあたり、本調達仕様書に着手時提出を規定する書類を作成し、協議会の承認を得るものとする。

第2 プロジェクト管理

1 受注者は、業務の着手にあたり、着手届け、業務工程表・WBS、業務計画書、体制図及び技術資格証明書等の書類を作成し、協議会の承諾を得て、プロジェクト管理に当たるものとする。

2 業務計画書及び体制図にあつては、休日・夜間等の緊急連絡先及び担当者名についても記載を行うものとし、緊急連絡に速やかに対処できる体制を講じるものとする。

3 業務体制

(1) 受注者は、消防本部の意見取りまとめを考慮した業務実施体制を配置し、業務工程表・WBS、業務計画書に基づき本業務の管理を実施すること。

(2) 業務実施体制は、概ね次のとおりとし、受注者は、各項の記載に基づき適任者を配置すること。

ア 業務責任者

(ア) 本業務全体の管理者とし、進捗・品質及び各種資源（要員、機器、作業場所等）の確保について責任を負うこと。

(イ) 本業務全体に係る事項について、協議会の意思決定機関と調整すること。

イ 業務管理者

業務工程表・WBS、業務計画書に基づき進捗管理、課題管理、会議体の管理等を行うこと。

ウ 品質管理者

(ア) 本業務の全ての成果物に対して、第三者の観点で品質評価・報告・改善を行うこと。

(イ) 品質に関する事項について、協議会と協議・調整すること。

(ウ) 本業務における他の役割との兼務は不可とする。

4 会議の実施

受注者は、会議実施スケジュールを作成・提示し、協議会の承諾を得ること。

なお、本業務における会議体は、概ね次のとおりとし、回数、実施時期などは提案による。

(1) 定期定例会議

ア 基本的には対面方式での実施とする。なお、協議会と協議し、Web方式での会議に変更することも可とする。

イ 業務責任者により実施する。なお、必要に応じて業務管理者も出席すること。

ウ 協議会と本業務の進捗状況、課題対応状況に対する認識合わせを行うこと。また、必要に応じて課題への対応策について検討すること。

エ 次工程への移行判定について、協議会と認識合わせを行うこと。

オ 本業務において発生する、各種検査（工場検査、総合試験、119番回線切替試験、完成検査等）の進め方について、協議会と調整すること。

カ 引渡し後の本運用への移行について、協議会と調整すること。

(2) 業務分科会議

ア 基本的には対面方式での実施とする。ただし、協議会の要請によりWeb方式での会議に変更することも可とする。

- イ 協議会に対して、導入するシステムの全機能を網羅した説明を実施すること。特に提案における追加機能やカスタマイズ対応となる機能については、重点的に説明すること。
- ウ 協議会との協議により決定したプロセスに則り、各種ドキュメントのレビューを実施すること。
- エ 消防本部の担当課等に対してヒアリングを実施すること。

第3 詳細設計

受注者は、本調達仕様書と受注者が提示した提案書をベースとし、協議会、監理者との協議の上、実際に納入するシステムの内容及び据付作業の詳細について設計を行い、承諾図として取りまとめ協議会に提示し、承諾を得るものとする。

1 説明会議

- (1) 受注者は、承諾図作成にあたっての詳細設計状況について、協議会に対する業務分科会議を開催し、説明を行うものとする。また、協議会に対するデータ提示の依頼等についても、説明会議の場において行うものとする。
 - (2) 業務分科会議は、最低限下記の分類により実施するものとする。
 - ア 指令管制通信系システム
 - イ 指令管制情報系システム
 - ウ 車両系システム
 - エ 映像系システム
 - オ 消防OA系システム
 - カ 据付・調整
 - (3) 業務分科会議の実施にあたって、受注者は着手後速やかに会議実施スケジュール案を作成し、協議会に提示するものとする。
 - (4) 会議実施スケジュール案の作成にあたっては、受注者の勤務体系等を考慮しながら、システム構築全体のスケジュールに影響が出ないよう留意すること。
 - (5) 業務分科会議において受注者が提示する資料・議事録については、協議会及び監理者に電子データを事前に提出すること。提出形式・時期はおおむね次のとおりとする。
 - ア 資料等
 - (ア) 提出形式 : PDF等の電子データ
 - (イ) 提出期限 : 会議開催の2営業日前
 - イ 議事録
 - (ア) 提出形式 : Excel、Word等、修正コメントを入れられる形式の電子データ
 - (イ) 提出期限 : 初版については会議開催後5営業日以内
- 上記より提出期限から遅れる場合は必ず監督職員及び監理者に遅れる旨と提出予定日を連絡すること。

2 据付・調整作業設計

- (1) システム設置箇所の現地調査を実施し、現地の設置スペース、配線経路等の確認を行った上で、機器実装図、機器配置図、系統図、布線図、電気配線図を作成するものとする。
- (2) 施工図はCADデータ及びPDF形式により作成し、協議会及び監理者に提示し承諾を得るものとする。

なお、CADデータの形式については、協議会との協議により決定するものとする。

3 システム詳細設計

(1) 機器承諾

受注者は、納入を予定しているシステム構成機器について、機器外觀図、機器構成表、機器仕様書にて協議会に対して説明を行い、承諾を得るものとする。

(2) ソフトウェア仕様承諾

ア 標準パッケージ仕様の説明

受注者は、納入システムの機能仕様の内、標準パッケージ仕様については、操作方法や画面遷移等の機能詳細について記載したソフトウェア設計仕様書にて協議会に対して説明を行うこと。

なお、本調達仕様書と齟齬がないことについても説明を行うものとする。

また、提案資料において調達仕様にない提案を行った部分について重点的に説明を行うこと。

イ カスタマイズ、新規開発仕様の説明

受注者は、納入システムの機能仕様の内、カスタマイズまたは新規開発により作成するものについては、標準パッケージ仕様と同等のソフトウェア設計仕様書を作成し、協議会及び監理者に提示し、説明会議において本調達仕様書と齟齬がないことについて説明を行うものとする。

また、提案資料において調達仕様にない提案を行った部分について重点的に説明を行うこと。

ウ ア、イについて承諾を得るものとする。

4 協議書

- (1) 詳細設計において、やむを得ない事情により本調達仕様書の内容変更を行う場合、受注者は協議書を提出し、協議会及び監理者の承諾を得るものとする。ただし、協議内容については、説明会議においてあらかじめ協議が行われていることを前提とする。
- (2) 協議書は、説明会議において変更内容等の合意があった日から5営業日以内に提出するものとする。
- (3) 協議書の書式については協議会と協議すること。

5 承諾図

- (1) 受注者は、本項記載の詳細設計結果を整理し、提出書類 承諾図を協議会及び監理者に提出するものとする。
- (2) 承諾図の記載内容については、説明会議における検討結果と協議書の承諾結果を反映したものであること。
- (3) 承諾図は、一括提出ではなく、説明会議による説明が完了し、協議書の承諾が得られたものから順次提出すること。
- (4) 承諾図の承諾を得ずに機器の製作、システムの構築を開始してはならない。

第4 検査等

本システムを構成する各装置は、協議会が行う次の検査に合格したものとする。

1 一般事項

- (1) 受注者は、各種検査等（以下「検査」という。）に必要な労務及び機材の提供等を行うものとする。
- (2) 受注者は、あらかじめ検査の時期を詳細工程表に明示して、工程を管理するものとする。
- (3) 受注者は、検査の結果、補修または改造が必要となったときは、協議会の指定する期日

までに補修または改造を完了し、その旨を協議会に通知し、再検査を受けるものとする。

2 事前準備等

- (1) 受注者は、電源投入の前に機器間配線（絶縁、導通等）の点検及び清掃を行うものとする。
- (2) 受注者は、電源投入の後に機器の動作状態を綿密に確認した上で、検査を行うものとする。
- (3) 受注者は、試験に使用する測定器の名称、型式、校正年月日及び製造会社名を試験成績書に記載するものとする。

3 内部検査

- (1) 受注者は、本システムの製造工程において、本調達仕様書に基づき単体試験、内部結合試験を実施するものとする。
- (2) 受注者は、本検査の管理主体としてテストの管理を実施するとともに、その結果と品質に責任を負い適切な対応を行うものとする。
- (3) 各試験に使用するデータ、試験環境は受注者の責任において用意するものとする。
- (4) 受注者は、各試験の終了時に、内部検査試験成績書を作成するものとする。

4 工場検査

- (1) 本システムの製造工程または工場出荷前に必要に応じて行う検査であり、本調達仕様書に基づき、工場出荷前に製品の検査を監理者立会いのもと実施するものとする。
- (2) 受注者は、検査の1ヶ月前までに「工場検査実施要領書」を提出し、協議会及び監理者の承諾を受けるものとする。
- (3) 「工場検査実施要領書」は、検査項目、検査方法、検査手順、合否判定基準その他必要な事項を記載したものとする。
- (4) 受注者は、検査対象装置及び試験内容を協議会及び監理者と受注者の協議により決定し、決定した内容に基づき、検査を受けるものとする。
- (5) 受注者は、検査前に上述の内部検査における試験成績書を提出し、協議会及び監理者の検査を受けるものとする。なお、試験成績書のうち、機密事項が含まれる書類については、検査完了後、受注者に返却するものとする。
- (6) システム構成に記載の要件が満たされていること。
- (7) 受注者は、検査の際、実施状況の写真を撮影するものとする。
- (8) 受注者は、検査における指摘事項等を記録し、写真を含め「工場検査報告書」にまとめて提出し、協議会及び監理者の承諾を受けるものとする。

5 受入検査

- (1) 受注者は、主要装置及び主要機器の搬入時に、契約数量に対する全数検査を実施するものとする。
- (2) 協議会及び監理者の立会いは、原則行わないものとし書面等による確認とする。
- (3) 受注者は、検査の1ヶ月前までに「受入検査実施要領書」を提出し、協議会及び監理者の承諾を受けるものとする。
- (4) 「受入検査実施要領書」は、型式確認、製造番号確認、員数確認、外観検査を含む検査項目、合否判定基準その他の必要事項を記載するものとする。
- (5) 受注者は、検査の際、各装置の写真及び検査状況を撮影するものとする。
- (6) 受注者は、検査における指摘事項等を記録し、写真を含め受入検査報告書にまとめて提出し、協議会及び監理者の承諾を受けるものとする。

6 総合試験

- (1) 受注者は、本システムの据付完了後、本番環境で利用可能であることを確認できる評価指標を設定した上で、試験を実施すること。
- (2) 試験内容、外部環境により、同時に実施できない内容については、複数回に分けて実施しても良い。
- (3) 受注者は、試験開始の1ヶ月前までに「総合試験実施要領書」を提出し、協議会及び監理者の承諾を受けるものとする。
- (4) 「総合試験実施要領書」は、設計図書等を基に、次の項目について確認を行うこと。
 - ア システム機能が現用系・予備系ともに設計図書どおりに動作すること。
 - イ 障害発生時の回復処理が適切であること。なお、障害発生時の回復処理については、システム構成、継続性要件に記載の要件が満たされていること。
- (5) 受注者は、試験の際、実施状況の写真を撮影するものとする。
- (6) 受注者は、試験完了後、写真を含め「総合試験報告書」にまとめて提出し、協議会及び監理者の承諾を受けるものとする。

7 119番回線切替試験

- (1) 受注者は119番回線を本システムへ切替て仮運用を開始する時に、本業務にて導入した機器で119番通報等の受付が可能であることの確認を実施すること。
- (2) 受注者は、119番回線切替日の1ヶ月前までに「119番回線切替試験要領書」を提出し、協議会及び監理者の承諾を受けるものとする。
- (3) 「119番回線切替試験要領書」は、設計図書等を基に、次の内容について記載すること。
 - ア 119番回線切替の作業手順及びタイムスケジュールを作成し、作業漏れや手戻りがないうよう、チェックシート欄を設けること。
 - イ 119番通報等受付が現用系・予備系ともに行え、設計図書どおりに動作することの確認を行うこと。なお、協議会・監理者の了解を得た場合はこの限りではない。
- (4) 受注者は、119番回線切替試験完了後、チェックシート欄に記載を行った「119番回線切替試験報告書」を提出し、協議会及び監理者の承諾を受けるものとする。

8 完成検査

- (1) 上述の試験及び検査に合格後、協議会が実施する検査であり、この検査をもって完成とすることを原則とする。
- (2) 協議会及び監理者立会いのもと実施するものとする。
- (3) 受注者は、検査の1ヶ月前までに「完成検査実施要領書」を提出し、協議会及び監理者の承諾を受けるものとする。
- (4) 「完成検査実施要領書」は、設計図書等を基に、提出書類等の審査、機器等の指定照合、数量、機器等の据付状況、総合的な動作試験等を含む検査項目、合否判定基準、その他必要な事項を記載するものとする。
- (5) 受注者は、検査における指摘事項等を記録して「完成検査報告書」にまとめて提出し、協議会及び監理者の承諾を受けるものとする。
- (6) 完成検査において本調達仕様書及び協議会の指示どおりに完成していない場合、受注者は、直ちに改修を行い、再検査を受けるものとし、改修に要した費用は受注者が負担するものとする。
- (7) 完成検査は令和9年2月中に終わらせること。

第5 進捗管理

1 工程管理表

- (1) 受注者は、着手時に契約期間中の概略の業務進捗予定を示す業務工程表を作成し、協議会及び監理者に提示するものとする。なお、業務工程表には以下の予定時期を必ず明示すること。

- ア 詳細設計の期間
- イ 現地調査の期間
- ウ 承諾図の提出時期（複数回に分ける場合はその時期も）
- エ 現地据付・調整開始時期
- オ 現地機器搬入開始時期
- カ 各検査の時期

- (2) 受注者は、翌々月までの月単位の詳細業務予定を示す詳細工程表を作成し事前に監督職員及び監理者に提出するものとする。

2 予実管理

- (1) 受注者は、業務工程表及び詳細工程表上に実際の進捗状況との差異を記載した予実管理表を定期定例会議の3日前までに監督職員及び監理者に提出するものとする。なお、予実管理表は監督職員若しくは監理者から要望があった場合、最新状況を速やかに提示できるよう必ず週単位での更新を行うこと。

- (2) 受注者は、本調達仕様書に示す説明会議のスケジュール案についても予実管理表を作成するものとする。

3 課題管理

- (1) 受注者は、業務において発生した課題事項について課題管理表にまとめ定期定例会議にて監督職員及び監理者に提出するものとする。なお、課題管理表の記載事項について監督職員若しくは監理者から要望があった場合、最新状況を速やかに提示できるよう適切なタイミングでの更新を行うこと。

- (2) 課題管理表は下記について管理するものとする。

- ア 課題発生日
- イ 課題内容
- ウ 課題回答者（検討者）
- エ 課題回答期限
- オ 課題解決日

4 その他

- (1) Webシステムを活用し、進捗資料等の共有を行う場合は、資料の追加・改版等を行った際に必ず監督職員及び監理者に電子メールで通知すること。

- (2) 進捗管理において、監督職員の指示に従わない場合は改善措置命令を発出する。それでも改善されない場合は、契約破棄の対象とする。

第6 システムの運用切替

1 現行システムでの運用

- (1) 本システムの機器は、現在の指令室、機械室等と同じ場所に設置する。
- (2) 本システム据付調整期間中も、本システムへの運用切替までは、現行システムでの運用を継続すること。

- (3) 新指令室レイアウトについては、【別紙20-2】富士市・富士宮市消防指令センター新レイアウト案を参照すること。
- (4) 仮設置等の詳細は、協議会と協議とする。
- 2 受注者は、本システムへの運用切替に際して事前に計画書を作成し、協議会と協議の上、決定するものとする。
- 3 119番回線の切替を令和8年12月中旬に実施し、仮運用を開始する。
- 4 仮運用期間を経て完成検査に合格後、正式運用とする。
- 5 受注者は、協議会が通知した関係者と協力し、事故等が発生しないように本システムへ運用を切り替えるものとする。

第7 研修

受注者は、本システムの円滑な運用を図るため、次に示すとおり職員を対象に運用研修を実施するものとする。

なお、研修に必要な費用は受注者が負担するものとする。

1 研修概要

本システムの研修は次の区分とし、本システム運用前から実施するものとする。

- (1) 操作研修
- (2) メンテナンス研修

2 研修体制

- (1) 受注者は、原則としておおむね119番回線切替日前1ヶ月間を研修期間とすること。研修の日程及び研修場所は、協議会・受注者間協議により決定するものとする。
- (2) 受注者は、研修計画書を作成・提出の上協議会の承諾を得るものとする。なお、計画書の作成にあつては、協議会の勤務体系等に合わせ複数回実施を考慮すること。
- (3) 受注者は、研修のカリキュラム及び資料を作成し、計画的に実施するものとする。
- (4) 職員が使用する、各種機能の研修用の資料にあつては、詳細な説明書を作成するものとし、研修内容及び対象者に応じて必要な部数を提出ものとする。
- (5) 研修内容及び対象者は、おおむね次のとおりとし、詳細は、協議会と協議するものとする。
 - ア 各装置・取扱説明
 - イ メンテナンス管理説明
 - ウ 障害一次対応説明
 - エ システム復旧手順説明
- (6) 研修は、研修要員（指導員）による講義形式で実施するものとし、実機を使用するものとする。
- (7) 研修は、原則として開庁日の9時から17時までの間とする。
- (8) 指令員を対象とする研修は、指令センターにて実施するものとする。
- (9) 消防本部職員または署所職員を対象とする研修の研修場所については、各署所にて実施するものとし、研修場所の確保にあつては、消防本部との協議するものとする。
- (10) 受注者は、操作研修で使用する資料を準備するものとする。

第8 提出書類

- 1 提出書類等の部数及び提出時期については、下表によるものとする。

- 2 電子データは、原則として編集可能なExcel、Word、CAD等での提出と、PDFによる閲覧が可能な形式での提出とし、DVD等の電子媒体にて提出するものとする。また、PDFについては、インデックス検索が行えること。

3

提出書類	部数	提出時期
1 業務関係 (1) 着手届け、 (2) 業務工程表・WBS (3) 業務計画書 (4) 体制図 (5) 技術者資格証明書 ※業務計画書は、契約締結後 10 営業日以内に提出し、協議会と協議・合意すること。	製本：3 部 電子：2 部	着手時
2 工程別書類 (1) 打合せ議事録 (2) 協議書 (3) 詳細工程表 (4) データ入力スケジュール表 (5) 研修計画書 (6) 据付・調整作業 ア 作業計画書 イ 作業員名簿 ウ 日次・週次報告書 エ 実施報告書 オ 事故報告書 ※提出部数は、協議会と協議すること。	製本：3 部 電子：2 部	随時
3 承諾図 (1) ソフトウェア設計仕様書 (2) 機器外觀図 (3) 機器構成表 (4) 機器仕様書 (5) システム全体構成図 (6) ネットワーク構成図 (7) その他 ※本システムの全体構成を把握できる資料を添付すること。	製本：3 部 電子：2 部	詳細仕様確定後、速やかに電子を製本は、完成図書と同時に
4 検査結果 (1) 内部検査 ア 内部検査試験成績書 (2) 工場検査 ア 工場検査実施要領書 イ 工場検査報告書 (3) 受入検査 ア 受入検査実施要領書 イ 受入検査報告書 (4) 総合試験 ア 総合試験実施要領書 イ 総合試験報告書	製本：3 部 電子：2 部	検査完了後、速やかに

提出書類	部数	提出時期
(5) 119 番回線切替試験 ア 119 番回線切替試験要領書 イ 119 番回線切替試験報告書 (6) 完成検査 ア 完成検査実施要領書 イ 完成検査報告書 ※各資料の提出時期は、検査等に記載のとおりとする。		
5 各種説明書 (1) 指令設備説明書（機能・取扱） (2) 無線設備説明書（機能・取扱）	製本：3 部 電子：2 部	仮稼働切替前
6 完成図書 (1) 竣工図 (2) 機器実装図 (3) 機器配置図 (4) 系統図 (5) 布線図 (6) 電気配線図 (7) 試験成績書 (8) 業務工程表（作業後） (9) 作業写真（作業前・作業中・作業後） (10) その他 ※工程別書類、承諾図、検査結果、各種説明書等の各工程で提出された書類の最新版をまとめ、完成図書に含めること。 ※各フロアまたは各部屋ごとの配線一覧表、非常用電源一覧を含むこと。	製本：3 部 電子：2 部	完了 2 週間前
7 その他 (1) その他協議会が指示する書類及び資料 ※各種資料は、協議会及び監理者の承諾を受けたもの。	協議による。	部数及び提出時期は、協議による。

第9 据付・調整条件

1 適用

本業務においては、本調達仕様書に基づき、十分な資格・経験を持った専門技術者が作業するものとする。受注者は、据付及び調整に関する詳細を協議会と別途協議の上、作業するものとする。

2 設置作業仕様

(1) 作業範囲

- ア システム機器の搬入・据付作業
- イ システム機器の電源線（無停電電源装置経由）、配置線等の配線作業
- ウ システム機器相互間のケーブル施設作業及びWAN・LAN構築作業
- エ 電源設備（無停電電源装置、直流電源装置等）の据付・接続作業
- オ 移行切替（各種回線の新設・変更等を含む）作業

- カ 電気通信事業者分界点（MDF以降）からシステム機器までの配線作業
- キ 試験及びアからカまでの関連作業
- ク 対象拠点における石綿含有事前調査
- ケ その他、システムの機能及び業務の完成に必要と認められる一切の作業

(2) 手法

- ア 安全管理を徹底すること。
- イ 耐風、耐水、耐震及び耐久性に十分配慮し作業するものとする。
- ウ 本調達仕様書に記載されていない事項は、協議会と協議の上、作業するものとする。

(3) 使用材料

- 使用するケーブル等の材料は、電気通信事業法に定める規格と同等またはそれ以上のものを使用するものとし、誘導の恐れがある機器相互間の配線はシールド線を使用するものとする。

(4) 作業計画書

- ア 次の事項及び協議会が指示する事項について、作業計画書を作成し提出するものとする。
 - (ア) 安全確保に必要な事項
 - (イ) 設備事故防止に必要な事項
 - (ウ) 品質確保に必要な事項
 - (エ) 工程管理に必要な事項
 - (オ) 第三者に対する配慮が必要な事項
- イ 作業の実施に伴い、作業計画書を変更する場合は、変更部分について協議会へ通知するものとする。
- ウ 受注者は指令センター、消防本部、署所等における作業員の入出管理を行うとともに、入局する作業員名簿を協議会に提出するものとする。

(5) 移設

- ア 作業に際して、既設の設備・機器等が配置上支障となる場合は、協議会と協議の上、決定した場所に移設するものとする。
- イ 移設に伴う設備の運用停止期間は、協議会と協議の上、速やかに処理するものとする。
- ウ 移設に必要な費用は、受注者が負担するものとする。

(6) 屋内作業

- ア 機器、装置架等の床部、壁等への固定は、強固に行うものとする。
- イ 作業に際して、騒音、振動等の発生が予想される場合には、あらかじめ協議会に申し出てその承諾を得るものとする。

(7) 屋外作業

- ア 作業に際して、配管、配線、範囲、方法等については、あらかじめ協議会に申し出てその承諾を得るものとする。
- イ 柱上等の高所作業は適切な危険防止策をとり、安全を確保した上で実施するものとする。
- ウ 作業に際して、騒音、振動等の発生が予想される場合には、あらかじめ協議会に申し出てその承諾を得るものとする。

(8) 機器据付作業

- ア システム機器設置作業

- (ア) 機器配置は、協議会と協議の上決定するものとする。
- (イ) 架台設置する機器については、床面のレベルを調整し、耐震補強を施すものとする。
- (ウ) ケーブル配線は、床下整理の上、引き流し配線とし、機器相互間ケーブル及び架内ケーブルは接続の上整理し、系統ごと及び配線ごとに名札表示するものとする。
- (エ) 消防本部及び署所に設置する各端末装置は、現在使用している事務所内に据え付けるものとし、必要に応じてOAラック等を設置するものとする。ケーブル配線については、既設配管等を使用するものとするが、既設配管等の利用が行えない場合は新たに敷設すること。
- (オ) 必要箇所にコンセント増設を施すものとする。
- (カ) コンセントは、商用電源、非常用電源の配置を工夫すること。また、既設非常用電源のコンセントで白いプレートは赤いプレートに交換すること。
- (キ) 署所に設置する各設備に必要な電源回路については、受注者において専用回路を設けるものとする。
- (ク) 署所の建物構造、周囲の環境を十分に把握した上で協議会と調整を行い作業するものとする。
- (ケ) 指令センターに設置する重要装置については、耐震等の地震対策を施すこと。
- (コ) 設置場所の環境が、機器の動作に影響を与えないよう工夫すること。

イ 車両搭載機器設置作業

災害時に緊急出動するために配備されている車両であることを考慮し、協議会と事前に協議の上、作業時期を決定するものとする。

ウ その他作業

- (ア) この調達仕様書に記載のない作業等については、協議会と協議の上、本システム及び現行システムに支障がでないよう作業するものとする。
- (イ) 機器の据付は、耐震を考慮し、原則として固定したボルトで、装置架のチャンネルベースを固定すること。
- (ウ) 機器（指令台、架、装置等）の床または、壁面への据付には架台を使用し、清掃用具等による損傷及び漏水を防ぐよう配慮するものとする。
- (エ) 機器の据付完成後、機器が完全な状態で稼動するよう綿密なる調整を行うものとする。
- (オ) 受注者は、システム機器の設置に伴うフリーアクセスフロアの穴埋め作業を行うものとする。
- (カ) 機器の入れ替え等で、床面等の補修が必要と判断される場合は、補修を行うこと。
- (キ) 新指令室及び事務室のカーペットは、新たなものに張り替えること。なお、色等は協議会との協議とすること。
- (ク) 全般的に現行の消防指令システム機器との併設期間があることを考慮すること。

エ 富士宮市中央消防署芝川分署

- (ア) 富士宮市中央消防署芝川分署は、令和9年10月に移転予定であるため、移転時の作業（別事業）を考慮し、本業務での設置は、仮設置とすること。
- (イ) 移転までの業務に支障が出ない設置とすること。
- (ウ) 仮設置ではあるが、最低限の耐震等については、考慮すること。

(9) 配線作業

ア 配線は、電線管、ダクト、ケーブルラック等を使用し、フリーアクセスフロア内に整

然と行うものとする。

イ 誘導の恐れのある音声系統及び電気系統の配線は、シールド線を用いて配線相互間の誘導を生じないように十分に配慮し作業するものとする。

ウ 屋外での接栓接続部は、振動等により接続不良を生じないように確実に作業するものとし、防水処理を施すものとする。

エ 配線の建物内への引き込みは、防水処理及び水切り対策を施すものとする。

オ 配線の防火区画内への引き込みは、防火処理を施すものとする。

カ 各種ケーブルは、合成樹脂管、金属管、フロアダクト等の内部では接続しないものとする。

キ 富士市消防本部・警防課に既設の表示盤(キャスター付き)を移設し表示できるよう、映像の配線を行うこと。

ク 各分署の署所情報表示盤に、災害情報共有システムの内容を表示できるよう、映像の配線を行うこと。

ケ 富士市消防本部の2階及び3階に映像の配線を行うこと。

コ 配線を行う場所の詳細は、協議会との協議とすること。

(10) 作業の報告及び記録

受注者は、作業の進行、天候等の状況を示す作業日報及び各作業の要点を撮影した進捗管理を協議会に報告するものとする。

(11) 作業一般

ア 作業に際しては、本調達仕様書に示された全ての設備等が、その機能を完全に発揮できるものとする。

イ 作業に際しては、本調達仕様書及び協議会の承諾を受けた業務工程表、作業計画書、承諾図に従うものとする。

ウ 作業時間

(ア) 受注者は、据付・調整等に係る作業時間を、関連法規・規則等に定められたものに基づき実施するものとし、あらかじめ協議会と協議の上決定するものとする。

(イ) 作業時間は、原則として平日の9時から17時までとする。

(ウ) 受注者は、据付・調整等の都合により休日・夜間等、通常の作業時間外に作業を行う場合は、あらかじめ協議会に届け出て許可を受けてから行うものとする。

エ 作業通知等

(ア) 作業予定については、1ヵ月以上前までに協議会に通知するものとする。また、作業予定の策定にあたっては、災害等により職員が不在となることを考慮し、余裕のある計画とすること。

(イ) 通知後に作業内容に変更が発生した場合は、変更内容を協議会に通知するものとする。

(ウ) 作業の進捗状況については、日次・週次の報告書により報告するものとする。

(エ) 協議会から指示を受け、これを実施したときは実施報告書により、協議会に報告するものとする。

(オ) 現用設備に影響を与える恐れがある場合は、作業の実施にあたり協議会に連絡の上、その指示を受けるものとする。

(12) 他機関が所管する施設の取扱い

電気、ガス、上下水道等、作業現場周辺の他機関が所管する施設に接近して作業を行

う場合は、必要により施設管理者の立会いを求め、適切な防護措置を講じるものとし、常に保安点検を行い事故防止に努めるものとする。

(13) 火災防止

指定された場所以外では火気の使用は厳禁とする。

なお、火気の手扱いにあたっては、手扱い方法及び使用場所に留意するとともに、適切な消火器類を配備するなど火災防止に努めるものとする。

(14) 撤去作業及び処分作業

ア 既設設備の撤去時期及び撤去後の処理については、協議会と協議の上、決定すること。

イ 機器、装置等の床部、壁等のアンカーボルト等のはみ出し部は切断をし、コーキング等により補修すること。

ウ 配線撤去後の壁貫通部には穴埋め補修を施し、建物内への引き込み部には防水処理を施すこと。

エ 機器撤去後の床面貫通部には、周囲の床と同等の材料を用いて穴埋め補修を施すこと。

オ 撤去品については、関係法令に則り適正に処理すること。

(15) 地域環境等への配慮

地域環境等への影響を配慮するものとし、次に示す事項の徹底を図るものとする。

ア 作業実施にあたっては、態度、服装等に配慮するものとし、必要に応じて作業腕章を装着するものとする。

イ 作業に伴う騒音及び振動に対しては、騒音規制法及び振動規制法を遵守するものとし、生活環境の保全に努めるものとする。

ウ 作業にあたっては、建設副産物発生抑制及び再資源化の促進に努めるものとする。

エ 作業に伴い発生する建設廃棄物は、廃棄方法・廃棄場所等について定められた方法により適切に処理するものとし、建設廃棄物による事故防止に努めるものとする。

オ 建設副産物の運搬・処分等にあたっては、不法投棄、安定型処分場への管理型品目等の混入、土砂等の流出を生じさせないよう適切に処置するものとする。

(16) 産業廃棄物の処理

産業廃棄物の適正な処理について、協議会から指示を受けた場合は関係書類を提出するものとする。

(17) 石綿含有調査

ア 本業務におけるシステム据付及び調整に関する作業に先立ち、当該建築物等における作業の安全性の確認のため石綿（アスベスト）含有建材の使用の有無についての事前調査を行い、協議会に対して調査結果を提示するものとする。詳細は協議会と協議の上、決定すること。また、関係法令に則り、関係機関への報告・届け出等、適切な対処を迅速に行うこと。

イ 参考資料として【別紙13】石綿含有調査参考一覧を参照すること。

ウ 調査において必要とする資料等については、受注者の求めに応じて協議会より提供する。

エ アスベストが含有していると判明した拠点について、除去等に係る費用は、協議会が負担する。

オ アスベストが含有していた場合に除去等の予算要求に対応するため、本事業契約後速やかに調査を行うこと。

3 安全仕様

(1) 基本事項

- ア 受注者は、作業等の現場管理及び事故の責任については、騒音規制法、労働基準法、労働安全衛生法その他の関連法規及び規則等に従い、主任技術者を責任者とし遺漏なく行うものとし、作業員等の入出管理、火災、盗難その他事故防止について十分に留意するものとする。
- イ 安全対策については、過去の事故事例及びそれに基づく将来の事故発生の防止対策等の予測を行うものとする。
- ウ 作業員等の健康・衛生に留意するとともに、作業現場内の整理整頓を図る等、作業環境の向上に努めるものとする。
- エ 受注者は、作業に伴う災害及び公害の防止については、関連法規、規則等に従い適切に処置するものとし、特に次の事項を遵守するものとする。
- (ア) 第三者に災害を及ぼさないこと。
 - (イ) 公害の防止に努めること。
 - (ウ) 現場を管理する者の注意をもってしても、災害または公害の発生のおそれがある場合の処置については協議会と協議すること。
 - (エ) 豪雨、出水、強風等の災害に対しては、気象予報等に十分な注意を払い、常に万全の措置を講じられるよう準備を怠らないこと。
 - (オ) 万が一、災害または公害が発生した場合は直ちに作業を中止し、適切な処置を講ずるとともに、その経緯（状況、原因、経過、対処等）を遅滞なく協議会に文書で報告すること。

なお、この処置については受注者の責任において処理すること。

(2) 人身事故の防止

ア 人身事故

(ア) 安全装備及び安全器具

作業に必要な安全装備及び安全器具は、事前に点検・整備し適正に使用するものとする。

(イ) 交通事故の防止

車両運転中の交通事故の防止を図るとともに、作業現場の環境に応じて交通整理を行うなど交通阻害・交通事故の防止に努めるものとする。

(ウ) 作業用機械等

作業用機械等は常に点検・整備するとともに適正に使用するものとする。

また、車両の転倒防止のためアウトリガー付車両はアウトリガーの張出、地盤の地質、固さ、傾斜勾配等、使用する状況を十分に考慮して安全な作業に努めるものとする。

(エ) 転落防止

高所作業においては、高所作業車を使用するものとするが、高所作業車を使用できない場合は昇降用転落防止器具を使用するものとする。

また、高所作業、開口部等に接近して作業を行う場合は、適切な足場及び手すりの設置等、必要な措置を講じるものとする。

(オ) 重量物、長尺物等の取扱い

運搬、搬入及び搬出における取扱いは、荷崩れ、落下等が生じないよう慎重に行うものとする。

(カ) 感電防止

充電電路を取り扱う作業及び充電電路に近接した作業を行う場合は、検電器及び絶縁用保護具を使用する等、適切な感電防止の措置を講じるものとする。

(キ) ガス中毒、酸素欠乏等による事故の防止

マンホール等における作業では、換気及びガス測定を行う等、ガス中毒、酸素欠乏等による事故防止に努めるものとする。

(ク) 危険物の取扱い

毒劇物、揮発油、火薬類等の取扱い及び保管にあたっては、火気、摩擦、衝撃等に注意し、安全な場所に保管する等、危険防止に努めるものとする。

(ケ) 作業環境の向上

作業員等の健康・衛生に留意するとともに、作業現場内の整理・整頓を図る等、作業環境の向上に努めるものとする。

(コ) ガス爆発による事故の防止

電源設備の設置作業にあつては、静電気の発生を防ぐ等、ガス爆発による事故の防止策を講じること。

イ 人身事故発生時の措置

(ア) 作業の実施に先立ち、人身事故発生時の緊急連絡方法等を定めるものとし、緊急時における連絡及び措置を適切に実施できるよう作業員への周知徹底を図るものとする。

(イ) 人身事故が発生したときは、人命救助に最善を尽くすとともに、直ちに協議会に報告するものとする。

(ウ) 発生した事故の原因を究明し、再発防止に努めるものとする。

(エ) 発生した事故の原因、内容その他必要な事項を記載した事故報告書等を速やかに協議会へ提出するものとする。

(3) 設備事故

ア 設備事故の防止

消防本部、署所及び関連施設の設備並びに作業現場周辺の構造物を損傷しない、または現用通信回線に故障を発生させないよう万全な予防措置を講じ、事故防止に努めるものとする。

イ 設備事故発生時の措置

(ア) 設備事故が発生した場合は、事故の拡大防止に努めるとともに、直ちに協議会及び関係機関に連絡し、迅速な復旧に努めるものとする。

(イ) 発生した事故の原因を究明し、再発防止に努めるものとする。

(ウ) 発生した事故の原因、内容及びその他必要な事項を記載した事故報告書等を速やかに協議会へ提出するものとする。

4 その他

(1) 連絡調整、工程会議等

ア 受注者は、協議会に協力し、作業に際して本業務に係る全ての関係者との連絡調整を行うものとする。

特に、電気通信事業者とは119番回線、その他の専用回線等と本システムの接続に關して未接続部分が生じないよう、関連法規、規則等によりその分界点を明確にするものとする。

イ 協議会の指示のもと、定期的に工程会議を開き、協議会及び関係者との十分な調整を

行い作業するものとする。

ウ 工程会議において協議会及び関係者と調整した事項並びにその結果、指示事項等を記録し、工程会議後、5営業日以内を目処に協議会へ提出するものとする。

(2) 作業状況写真

ア 作業前、作業中、作業後、作業上隠蔽となる箇所及び主要な作業状況の写真を撮影し、アルバム等に整理して記憶媒体等とともに協議会へ提出するものとする。

イ 完成検査前であっても、協議会の求めに応じ作業状況の写真を提出すること。迅速に対応できるよう、撮影した写真は整理しておくこと。

(3) 感染症対策

ア 新型コロナウイルス対策を実施し、作業をすること。

イ 罹患者及び罹患の疑いが発生した場合は、協議会に速やかに報告すること。

第10 設備の設置場所

- 1 富士市・富士宮市消防指令センター : 富士市永田町1丁目100番地
(富士市消防本部内)
- 2 富士市・富士宮市消防指令センターサポート室
(富士宮市消防本部内) : 富士宮市弓沢町150番地
- 3 富士市消防本部 : 富士市永田町1丁目100番地
 - (1) 中央消防署 : 同上
 - ア 臨港分署 : 富士市鈴川町5番7号
 - イ 吉永分署 : 富士市富士岡312番地の1
 - ウ 富士見台分署 : 富士市富士見台1丁目16番地の4
 - エ 大淵分署 : 富士市中野307番地の45
 - (2) 西消防署 : 富士市松本8番地の1
 - ア 鷹岡分署 : 富士市入山瀬718番地の1
 - イ 南分署 : 富士市水戸島126番地の1
 - ウ 富士川分署 : 富士市木島73番地の4
- 4 富士宮市消防本部 : 富士宮市弓沢町150番地
 - (1) 中央消防署 : 富士宮市源道寺町5番地の1
 - ア 芝川分署 : 富士宮市長貫756番地の1
 - イ 東分署 : 富士宮市栗倉334番地の1
 - (2) 西消防署 : 富士宮市宮原1番地の22
 - ア 北分署 : 富士宮市上井出2256
 - イ 上野分署 : 富士宮市下条140番地の3
- 5 基地局
 - (1) 金丸山基地局 : 富士市中之郷地内
 - (2) 大晦日基地局 : 富士宮市大晦日地内
- 6 関連施設
 - (1) 富士市役所 : 富士市永田町1丁目100番地
 - (2) 富士宮市役所 : 富士宮市弓沢町150番地

第11 個人情報保護

- 1 受注者は、本業務において個人情報を取り扱う場合には、関係法令及び次に示す個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。また、協議会が求める場合には、個人情報の管理状況を報告するものとする。
- 2 個人情報取扱特記事項
 - (1) 個人情報の改ざん、滅失及び損傷の禁止
受注者は、この契約による業務を行うため協議会から引き渡された個人情報を改ざん、滅失及び損傷してはならない。
 - (2) 個人情報の漏えいの禁止
受注者は、この契約による業務に関し知り得た個人情報の内容を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。
 - (1) 再委託における条件
受注者は、協議会の許諾を得た場合に限り、個人情報の取扱いを伴う業務を再委託することができる。
 - (3) 業務目的以外の個人情報の使用禁止
受注者は、この契約による業務を行うため、個人情報を取り扱う場合には、本契約の目的以外に使用し、または第三者に提供してはならない。
 - (4) 個人情報の複写及び複製の禁止
受注者は、協議会が承諾した場合を除き、この契約による業務を行うため協議会から引き渡された個人情報を、複写及び複製してはならない。
 - (5) 事故発生時における報告義務
受注者は、この契約による業務を行うために取り扱う個人情報の改ざん、滅失、損傷、漏えい等があった場合には、協議会に、直ちに報告し、その指示に従わなければならない。
 - (6) 個人情報に掲載された資料等の返還義務または廃棄義務
受注者は、この契約による業務を行うため、取り扱う個人情報が必要でなくなった場合には、協議会の指示により、速やかに個人情報に掲載された資料等を返還または廃棄しなければならない。
 - (7) 事業所内からの個人情報の持出しの禁止
受注者は、この契約による業務を行うために必要な場合を除き、事業所内から個人情報を持ち出してはならない。
 - (8) 個人情報を取り扱う従業者の明確化
受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を取り扱う従業者を明確にしておかなければならない。
 - (9) 従業者に対する監督及び教育
 - (10) 受注者は、この契約による業務を行うために遵守すべき個人情報に係る法令等について従業者に教育を行うとともに、適正な取扱いについて監督しなければならない。
 - (11) 契約内容の遵守状況に係る報告
受注者は、この契約による業務の実施にあたり、契約内容を遵守したことを協議会に報告しなければならない。
 - (12) 実地調査の実施
協議会は、必要があると認めるときは、本業務に関して実地調査を行うものとする。

第12 法令等の遵守

- 1 本業務の実施にあたっては、次の関係法令等を遵守するものとする。
 - (1) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)
 - (2) 電波法(昭和25年法律第131号)
 - (3) 電波法関係審査基準(平成13年総務省訓令第67号)
 - (4) 電気設備に関する技術基準を定める省令(平成9年通商産業省令第52号)
 - (5) 有線電気通信法(昭和28年法律第96号)及び同法関係規則
 - (6) 個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)
 - (7) 建築基準法(昭和25年法律第201号)
 - (8) 建設業法(昭和24年法律第100号)
 - (9) 消防法(昭和23年法律第186号)
 - (10) 電気用品安全法(昭和36年法律第234号)
 - (11) 気象業務法(昭和27年法律第165号)
 - (12) 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)
 - (13) 電子情報保護対策要件について
 - (14) 関係市が定める条例・規則等
 - (15) その他関係法令等
- 2 本業務の実施にあたっては、次の基準及び規格を遵守するものとし、最新版を参照すること。
 - (1) 基準等
 - ア 消防防災施設整備事業補助金交付要綱(総務省消防庁)
 - イ 消防指令システム - 消防救急無線間共通インタフェース仕様(一般社団法人情報通信技術委員会)
 - ウ 電気通信設備工事共通仕様書(国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室)
 - エ 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(国土交通省大臣官房官庁営繕部)
 - (2) 規格等
 - ア 日本産業規格(JIS)(経済産業省 日本工業標準調査会)
 - イ 日本電機工業会標準規格(JEM)(一般社団法人 日本電機工業会)
 - ウ 日本電気規格調査会標準規格(JEC)(一般社団法人 電気学会)
 - エ 電子情報技術産業協会規格(JEITA)(一般社団法人 電子情報技術産業協会)
 - オ 電池工業会規格(SBA)(一般社団法人 電池工業会)
 - カ 電波産業会標準規格(ARIB)(一般社団法人 電波産業会)
- 3 本業務の実施にあたっては、次の情報セキュリティに関する関係諸規定を遵守するものとし、最新版を参照すること。
 - (1) 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(総務省)
 - (2) 個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(個人情報保護委員会)
 - (3) コンピュータ不正アクセス対策基準(経済産業省)
 - (4) コンピュータウイルス対策基準(経済産業省)
 - (5) ソフトウェア管理ガイドライン(経済産業省)
- 4 本業務に係る装置及び作業で、特許、実用新案、その他関係法令に抵触するものは、受注者の負担において処理すること。

第6章 契約不適合責任対応条件

第1 基本事項

- 1 調達仕様書及び提案書との不一致（以下「契約不適合」という。）がある場合は、当該事項について追完対応するものとする。ただし、次の場合は適用除外とする。
 - (1) 協議会または協議会の指名した第三者による輸送または移動時の落下、衝撃等の取扱いが適正でないために生じた故障及び損傷
 - (2) 協議会または協議会の指名した第三者による使用上の誤りまたは不当な改造若しくは修理による故障及び損傷
 - (3) 天災地変等の外部要因に起因する故障及び損傷
- 2 本システムの正常かつ円滑な稼働を常時保持できるものとする。
- 3 受注者は安定稼働を確認できるまで、緊急事態に対応できるよう、技術者等を近隣に配備する等の即時対応が可能な体制とすること。
- 4 契約不適合責任対応の対象は、本業務で導入する全ての機器、ソフトウェア等を対象とする。
- 5 ソフトウェア等に起因する不具合は、プログラム修正等の対策を行うものとする。ただし、契約不適合以外でのプログラム改修は、適用除外とする。
- 6 装置ごとに24時間365日対応するものと、それ以外のものを協議会・受注者間の協議にて決定し、対応可能な体制を確立するものとする。
- 7 本システムの構成装置に故障が生じた場合、障害切り分け及び復旧作業を行うこと。
- 8 各システムの保守業者等との連携を図り、迅速な対応ができる体制を構築するものとする。
- 9 点検業務は含まないものとする。

第2 技術員の派遣

- 1 受注者は、協議会から装置の契約不適合による故障発生等の連絡を受けた際は、直ちに技術員を派遣し、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 受注者は、協議会からの連絡後、技術者派遣等の対策について、情報伝達の迅速化に努めるものとする。

第3 契約不適合責任対応

緊急時障害修復、障害情報管理を実施し、調達仕様書及び提案書の内容と最良の状態を維持するものとする。

- 1 契約不適合についての対応
- 2 契約不適合についての対応は、通信指令業務の特殊性及び重要性を考慮し、それらに適した人材及び機器材をもって実施するものとする。
- 3 契約不適合についての追完対応範囲
- 4 契約不適合についての追完対応範囲は次のとおりとする。なお、ハードウェアのみでなく、ソフトウェアについても追完対応範囲とする。
 - (1) 故障復旧対応
 - (2) 故障情報管理
 - (3) 故障情報提出
- 5 契約不適合についての対応方法
 - (1) 随時対応

- ア 平日、休祝日及び夜間におけるそれぞれの体制について、連絡先及び担当者を協議会に事前に報告するものとする。
 - イ 運用に伴い、協議会と受注者の連絡用（障害報告・事務連絡等）にサポートデスク等を設置し、メール、電話等による情報共有ができる環境の構築を行うものとする。
- (2) 故障の修理等が完了したときは、速やかに協議会への作業報告書等を提出するものとする。

第4 対応期間

本章記載による対応期間は、本業務完了後1年間とし、以降は保守業務契約による対応とする。ただし、故意または重過失によることが明らかな場合は、法令とおり協議会が契約不適合を知り得た日から1年以内に受注者に通知すれば代金の減額請求・損害賠償請求等の権利行使ができるものとする。

以 上